

仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画(第7期)

・仙台市障害児福祉計画(第3期)中間案に寄せられた意見と意見に対する考え方について

- ・ いただいたご意見は、1件のご意見に複数の内容の意見が含まれる場合には、回答の分かりやすさの観点から意見を分割して整理しております。
- ・ いただいたご意見は、原文での公表を基本としていますが、仙台市情報公開条例や個人情報情報の保護に関する法律その他関係法令等における非開示情報に相当する情報の部分は公表していません。
- ・ 本計画や本市の施策に対する意見ではないもの等については、本市の考え方は示しませんが、承っております。

○計画全般に関するご意見 (50件)

No	意見の概要	本市の考え方
1	<p>現行の計画は一時的な対策に過ぎず、長期的な視点から見ると根本的な解決策とは言えません。障害者と健常者の区別なく、幼児期から集団生活を通じた教育を行うことが重要です。区別すること自体が差別を生む原因となります。成長過程で、自己中心的ではなく障害児を思いやる教育が必要です。</p> <p>例えば、幼稚園で障害のある子供が困っている時、健常な子供たちはどのように対応すべきかを教えるべきです。これにより、障害者に対する思いやりや悲しみを理解する機会を持つことができます。</p> <p>障害者に対する人権教育は一生継続くものであり、学校や企業、地域社会でも必要です。これらの教育を継続することで、差別防止につながり、持続可能な多様な社会を実現すると考えます。</p> <p>差別意識は大人になってから学ぶとかなか理解するのが難しいため、幼児期から教育することが重要です。SNSなどでの匿名による誹謗中傷が増えている現状に対しては、迅速かつ効果的な対策が必要です。</p> <p>障害者差別は様々な要素が複合的に影響し、多様な対策が求められます。自殺同様、将来的な持続性を考慮した根本的な対策が必要です。現状と将来に対する迅速</p>	<p>障害者差別の解消にあたっては、ご意見のとおり、障害理解の促進が重要と考えており、本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1のとおり、市民や事業者の障害理解促進を図るため、子どもから大人まで様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>なたいさく と、ちようきてき なよぼうさく こう 重要です。</p>	
2	<p>たいしやう については しょうがく を 含む すべての しみん … しょうへき とりのぞく ことを 目的 として いる と 思 うが、ふくしきょうぎかい の 中身 が 一般 市民 には な かな み 見え ずらい の ではない か と 思 っ て 居 ます。つまり 福祉 センター など は 隔離 さ れ て 一般 市民 の 生活 と は かけ 離 れ て いる よ う に 思 う。確かに 社会 福祉 センター の 建物 は 一般 にも 公開 さ れ て 貸 し 出 さ れ て いる が 共生 街 づくり と は 言 え ない と 感 じ て いる。 何 故 なら 手話 など の 講習 や 点字 図書 の 見 学 に 行 っ て も 利害 関係 者 や 興 味 が ある 人 だけ で 構成 さ れ て いて その 中 で 保護 さ れ て いる よう に 感 じ て いる。一般 の 施設 (市民 セン ター 他) と 共存 し て は どう か と 考 える。あ る 市 で は 社会 福祉 協議 会 を 廃 止 し て 一般 の 福祉 団 体 に 委 ね て いる 所 も ある。縦 割 り の 市 で 保護 だけ し て いる こと に は 疑 問 を 感 じ て いる。</p> <p>理由 として は 点字 図書 や 手話 ボランテア を し て いる 友人 の 話 で は ボランテア の 方 が 多 くな り 障 碍 者 は 減 っ て いる と の 事、又 障 碍 児 に 対 し て は ほとん どの 場 合 次 の 子 供 (兄 弟 ・ 姉 妹) が 居 て 親 の 安 心 の た め の 要 に な っ て いる 場 合 が 多 い。</p> <p>他 方、毎日 新聞 2023 ・ 12 ・ 3 の 夕 刊 7 頁 で は 介 護 職 員 に よ る 高 齢 者 虐 待 事 案 が 856 件 と 21 ・ 3% (被害 者 の 21 ・ 7% が 女 性) の 過 去 最 高 に な っ て いる と の 事 で す。これ は 弱 い 人 が 虐 待 に あ う 事 を 示 し て いる の で は ない で し ょ う か。</p> <p>これ からは 一般 の 人 と 同 じ よ う な 住 宅 や センター で 同 じ よ う に 過 ぐ す こと の 方 が 大 事 だ と 思 い ます (例 外 は あ り ます が)。街 を 歩 いて いる と 視 角 障 碍 の 人 は 沢 山 お り ま す が 皆 声 を かけ たり 手 を 貸 し たり し て い ま す。私 の 知 り 合 い も 全 旨 に 近 い 人 や 聾 人 が 居 り ます が 普 通 に 暮 ら し PC (タブレット ・ 携 帯 を 含む) を 扱 い、電 話 会 社 の 福祉 サ ー ビ ス を 使 い、お 弁 当 を 作 る 仕 事 を 週 に 何 日</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさ せていただきます。</p> <p>本計画の理念である、「共生のまち・共生 する社会」の実現に向け、障 害のある方 や 支援者の方、地域にお住まいの方などが、互 いに関わり、支えあうまちをともにつくるこ ことを目指し、各施策を推進してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>がしている人も居ります。そういう社会を目指すことがSDGsに繋がります。バリアフリー化に繋がると思っております。一般の人が目が届く事が大切です。これは2000年来の介護～契約への流れが前進する一つかとも思っております。</p>	
3	<p>能登半島地震のような時に避難しなければならぬが、その時の記載がない。障害者は避難しない想定？</p> <p>タイトル：障害者の視点から見た災害時の避難とその大変さはじめに：災害が襲う瞬間、誰もが急いで安全な場所へ避難を求めます。しかし、障害を抱える者たちにとって、避難生活は非常に困難な試練となります。私の経験をもとに、地震や台風といった災害時に避難する際の注意点と、その大変さについてお話しします。1. 障害者が抱える課題：災害時、私たちは避難所や避難先でさまざまな困難に直面します。例えば、車椅子を使用している場合、バリアフリーな施設がないと移動が難しくなります。また、視覚や聴覚に障害がある場合、情報の不足や適切なサポートが得られないことが問題です。2. 避難所のアクセシビリティ：避難所でのアクセシビリティは切実な問題です。バリアフリーな施設が少なく、車椅子ユーザーや移動に支障のある障害者は、十分なサポートを受けることが難しくなります。また、情報発信が文字ベースで行われることが多い中、視覚や聴覚に障害のある人たちにとって十分な情報が得られないことも現実です。3. 必要な支援の不足：災害時には十分な支援が必要ですが、現実にはその体制が整っていないことがあります。避難所での医療や介護、特別なニーズに対する適切なサポートが確保されないと、障害者たちはますます孤立してしまいます。4. 災害時の精神的な負担：避難生活は、身体的な困難だけでなく、精神的な負担も大きいです。普段とは異なる環境や不安定な状況が、障害を持つ者たちにとってはストレスとなり、心</p>	<p>災害時の避難所は様々な方が避難してくることがあることを想定しております。そのため、高齢の方や障害のある方のうち、支援が必要な方に対しては、物資に限りがある場合には優先的に配布することや、滞在スペースはトイレが近く、なるべく広いスペースを確保する、障害特性に合わせた情報提供を行うといった配慮を行うよう避難所運営マニュアル等に記載し、周知に努めているところでございます。今後も引き続き、避難所の受入体制の整備に取り組みでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>の健康に影響を及ぼします。5. 地域社会の理解と協力の必要性: 障害者が災害時に安全に避難し、避難生活を送るためには、地域社会全体が理解と協力を示すことが不可欠です。バリアフリーな施設の整備や、避難所でのアクセシビリティ向上に取り組むとともに、専門的なサポートや情報提供が必要。まとめ: 障害者が災害時に避難する際の課題と大変さは多岐にわたります。バリアフリーな環境、適切な支援体制、情報提供の改善など、地域社会全体での取り組みが求められています。災害時において、私たちは誰もが安心して避難し、避難生活を送ることができる社会を目指すべきです。</p>	
4	<p>1. 障害者の多様性を理解する必要がある: 身体障害者と精神障害者を厳格に分けることは、障害者の多様性を無視していると言えます。障害は一つの大きなカテゴリであり、個々の状況やニーズは異なるため、これらに分けることは逆に包括的なサポートの提供を阻害します。</p> <p>2. 偏見とステレオタイプの強化に繋がる: 身体障害者と精神障害者を厳格に分類することは、偏見やステレオタイプを強化する可能性があります。これにより、それぞれの障害者グループに対して不当な先入観が広がり、差別や理解の不足が生まれる恐れがあります。</p> <p>3. ホリステックなサポートが求められる: 障害者は身体的な側面だけでなく、心理的な側面も含まれています。両者を切り離すことは、個々の障害者に対する包括的でホリステックなサポートの提供を妨げる可能性があります。</p> <p>4. 法的権利の平等性が問われる: 身体障害者と精神障害者を分けるアプローチは、法的権利の平等性にも疑問を投げかけます。平等な権利の享有は全ての障害者にとって基本的な原則であり、差別的なアプローチは社会的な不公平を</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>助長しかねません。</p> <p>5. スティグマの強化と自己アイデンティティの崩壊： 両者を厳密に分けることは、精神障害者にとって特にスティグマを強化し、社会的な孤立感を生む可能性があります。このようなアプローチは、障害者が自らのアイデンティティを確立する上での障害となりかねません。</p> <p>障害者は個々に異なるニーズを抱えながらも、共通して平等な権利を享有すべきです。厳格な区分けは、この基本的な原則を害するおそれがあるため、包括的かつ理解あるアプローチが求められます。</p> <p>多様性の尊重と偏見の回避： 身体障害者と精神障害者の明確な分離は、障害者の多様性を欠如させ、その結果、個々の状況やニーズを理解することが難しくなります。障害者コミュニティ内での差別と偏見は、分類が厳格になるほど強まる可能性があります。相互に異なるニーズが存在することを理解し、それぞれの個体が同じく尊重されるべきです。</p> <p>包括的なサポートの必要性： 障害者は身体的な側面だけでなく、心理的な側面も含まれています。両者を厳格に分けるアプローチは、身体と精神の一体性を無視し、ホリスティックなケアとサポートを制限する可能性があります。包括的なアプローチが求められ、身体的な支援だけでなく、精神的な側面にも焦点を当てる必要があります。</p> <p>法的平等と差別の危険性： 障害者に対する平等な権利が法的に保障されている中、身体障害者と精神障害者を区別することは、法的平等の原則に疑問を投げかけます。このアプローチは、法的な権利の平等性を損ない、両者に対する差別を助長しかねません。</p> <p>スティグマとアイデンティティの関連性：</p>	

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>両者の厳格な分離は、特に精神障害者にとってスティグマを強化する可能性があります。このアプローチは、個人のアイデンティティ形成に対する障害となり、他者からの理解を難しくします。包括的で理解あるアプローチこそが、スティグマに立ち向かう手段となります。</p> <p>社会的インクルージョンの促進： 最終的には、社会的なインクルージョンと理解ある支援が求められます。身体障害者と精神障害者を包括的に考え、相互の異なるニーズに対応することで、障害者全体が社会において自由に、平等に、そして尊重される環境が構築されます。厳格な分離は、この目標達成の妨げとなる恐れがあります。</p>	
5	<p>この課題は誰が設定したのか。他にも課題はたくさんあるはずだが、仙台市は課題と認識していないのか。他にも課題があるので記載します。1情報の透明性とアクセシビリティ：障害者支援に関する情報の透明性とアクセシビリティが不足しており、利用者や関係者が適切な情報を得ることが難しい。2地域社会との連携不足：障害者支援において、地域社会との連携が不十分であり、地域全体での理解と協力が不足している。3個別ニーズに対応した住宅支援の不足：障害者の個別ニーズに対応した住宅支援が不足しており、安心して生活できる環境が確保されていない。4障害者の意思決定支援の不足：障害者が自らの意思を尊重されるための支援体制が不十分であり、意思決定において不平等が存在している。5障害者雇用の多様性：障害者雇用において、職種や雇用形態の多様性が不足しており、様々な能力を持つ障害者が自らの適性に合った仕事に就けるようなサポートが必要。6就労環境のアクセシビリティ：障害者のための就労環境のアクセシビリティが十分でなく、職場が障壁を持っていることが就業機会を制約している。7精神障害者の地域移行の課題：精神障害者の</p>	<p>「第2章 障害のある方を取り巻く現状」「4 前計画期間の振り返り」において、前計画期間における5つの基本方針ごとの主な取り組みとそれを踏まえた課題を掲載しております。</p> <p>皆様からお寄せいただいた課題認識や本計画で記載した課題等も踏まえ、「第3章 計画の方向性」に掲げる各施策を展開してまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、本計画の文書の表記等については、一部修正を検討いたします。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>地域移行に関して、支援が不足しており、社会復帰が困難な状況が続いている。8 障害者の交通機関の利用困難: 障害者が公共交通機関を利用する際のアクセシビリティが不十分であり、自由な移動が難しい状況が続いている。9 多様な障害への理解と教育: 障害者支援において、様々な障害に対する理解が不足しており、教育プログラムの充実が必要。10 障害者家族へのサポート: 障害者の家族に対するサポートが不十分であり、家族が孤立する状況が改善される必要がある。11 ホームヘルプサービスの充実: 重症心身障害者や医療的ケアが必要な障害者向けの在宅サービスが充実していない。12 精神障害者の就労支援: 精神障害者の就労支援が不十分であり、適切な職場環境が提供されていない。13 障害者の法的権利教育: 障害者の法的権利に関する教育が不足しており、自己主張や権利行使が難しい状況が続いている。14 地域でのスポーツ・文化芸術活動への支援: 障害者が地域でスポーツ・文化芸術活動に参加しやすい環境づくりが不足している。15 高齢者障害者向けの施設整備: 老化が進む障害者向けの施設や住宅の整備が不足しており、将来の需要に対応できていない。16 専門職の養成と人材育成: 障害者支援に携わる専門職の養成と人材育成が必要であり、質の高いサービス提供が期待される。17 障害者参加型の政策立案: 障害者が政策の立案に参加しやすい仕組みが不足しており、意見が反映されにくい状況が続いている。18 情報通信技術の活用: 情報通信技術を活用した障害者支援プログラムやサービスが不足しており、技術の進化を活かした支援が求められる。19 障害者の芸術・文化活動へのアクセス向上: 障害者が芸術・文化活動に参加しやすい環境の整備が不足しており、アクセス向上が必要。20 地域社会における障害者の自立支援: 地域社会において障害者の自立を支援するためのプログラムが不足しており、自己決定能力の</p>	

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>向上が必要。21早期介入プログラムの普及：障害が発覚した段階での早期介入プログラムが普及しておらず、適切なサポートが遅れている。22就労支援ネットワークの拡充：就労支援ネットワークの拡充が必要であり、企業との連携を深める仕組みが不足している。23公共施設のアクセシビリティ向上：公共施設のアクセシビリティが不十分であり、障害者が利用しやすい環境づくりが求められる。24経済的なサポートの強化：障害者とその家族に対する経済的なサポートが不足しており、生活の安定が脆弱な状態が続いている。25障害者差別撤廃の意識啓発：障害者差別に対する意識啓発が不足しており、差別の根絶に向けた社会的な取り組みが必要。26障害者のボランティア活動参加促進：障害者がボランティア活動に参加しやすい仕組みや機会が不足しており、社会参加が制約されている。27親のための障害理解教育の普及：子どもの障害理解に加えて、親の障害理解教育が必要であり、家庭内でのサポートが向上する必要がある。28地域コミュニティの障害者支援イベント：地域コミュニティでの障害者支援イベントやワークショップが不足しており、交流の場が不足している。29高齢者障害者のデイケア拡充：高齢者障害者向けのデイケアプログラムが不足しており、日中の活動の場が限られている。30障害者の自立生活スキルトレーニング：障害者の自立生活スキルトレーニングが不足しており、自己管理能力の向上が求められる。他にも課題は山積しているはず。また文末も統一されていないのでかっこ悪い</p>	
6	<p>重症心身障害や高次脳機能障害についての記載はあるが、軽症者についての記載はないのか。 また重症の方も本人がなりたくて重症な障害になっているわけではないです。 その配慮が一切感じられず残念です。 健常者に軽症や重症はありませんよ</p>	<p>「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方」等の表現については、本計画での趣旨がよりわかりやすくなるよう「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害などより手厚い支援を必要とする方」等へと修正いたします。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ね？ 自治体による障害者差別に反対します。</p>	
7	<p>障害に軽いや重いがあるのか。なにをもつてこんな差別をするのか。もし仙台市がこの差別を容認するとしたら、軽い障害のある方は日中活動する場を設けずに非人道的な対応をするのか。そんな差別は許されないとおもう。「障害」の程度を軽いものと重いものに分けることは、人々の違いを理解する上での危険性を孕んでいます。この分類は単純な線引きであり、一概に「軽い障害」と「重い障害」の区別ができるほど世の中の現実には単純ではありません。このような分類が引き起こす危険性や、安直な考え方に対する批判について考察していきましょう。まず第一に、障害の程度を単純に「軽い」か「重い」かといった簡単なカテゴリーに分類することは、その障害に対する理解を深めるのに逆行する可能性があります。障害は人それぞれ異なり、同じ種類の障害であってもその影響や程度は多岐にわたります。個々の状況や経験、環境によっても大きな差異が生まれます。このような多様性を捉えきれないまま、単純な軽重の分類によって判断することは、深い理解が得られないまま先入観や偏見を生み出す恐れがあります。また、このような分類は社会において差別を引き起こす一因ともなりかねません。「軽い障害」であるからといって、その人が抱える課題や困難が軽視され、サポートが不十分なまま放置されることがあります。逆に、「重い障害」であるからといって同じくらいの能力や権利を持つことが難しいとみなされ、偏見や差別に晒されることがあります。このような分類が、個々の人の能力や可能性を十分に理解せず、社会的な機会均等を阻害する可能性があります。また、この分類が個々の人のアイデンティティや尊厳を脅かすことがあります。人はその障害によって全てが決まるわけではありません。障害は一つの側面であ</p>	<p>「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方」等の表現については、本計画での趣旨がよりわかりやすくなるよう「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害などより手厚い支援を必要とする方」等へと修正いたします。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>り、人はその他にも多くの特性や価値観を有しています。「軽い障害」や「重い障害」といった簡単な分類が、人々の多様性を適切に捉えず、彼らの本質を見過ごしてしまう危険性があります。安直な考え方や軽重の分類がもたらす危険性を理解することは、包括的で公正な社会を構築する上で重要です。障害の程度に基づく差別や偏見に対抗するためには、個々の人の独自性や多様性を認識し、平等な機会と尊重の基盤を築くことが不可欠です。これに対処するためには、まず障害の程度に基づく単純な分類に疑問を投げかけ、社会全体で包括的な教育と意識向上を進める必要があります。多様性を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会の構築に向けた取り組みが求められます</p>	
8	<p>歩道の点字ブロックが無くなったまま放置されたり、自転車等が置いてあって、通行の妨げになるところがある。</p> <p>障害者も住みやすい街づくりのために、点字ブロックをきちっと整備して、安全に生活できるようにしたい。</p> <p>現行の点字ブロックには多くのユーザーからの不満や意見が寄せられています。これらの意見は、点字ブロックの現状に対する要望や改善が求められていることを示しています。以下に、主な不満や意見を述べていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> **デザインの単調さと不足** 多くの点字ブロックは灰色や黒色のものが一般的で、周囲の環境との調和が欠けているとの指摘があります。美観を重視したデザインや、周囲と調和するような配色や素材の導入が期待されています。 **整備の不足とダメージ** 一部の地域では点字ブロックの整備が不十分で、傷んでいる場合があります。欠けたり、盛り上がってしまったたりしている 	<p>点字ブロックについては、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市視覚障害者誘導用ブロック設置基準」等に定められた基準により設置し、必要に応じて修繕を実施しております。</p> <p>また、本市では「仙台市バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが自立し、快適な生活を営むことができるよう、移動しやすく、ひとにやさしい都市環境の形成を目指してバリアフリー化の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、障害のある方の意見を取り入れながら、物理的なバリアの除去や市民の皆様の障害理解の促進を図り、誰もが暮らしやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>箇所が安全を脅かす原因となっています。継続的な点検と修繕が求められています。</p> <p>3. **情報提供の限定性** 現行の点字ブロックは主に歩行者に方向や注意喚起の情報を提供する役割がありますが、これに限定されています。新しいテクノロジーを組み込んで、周囲の状況や建物の案内、市場や店舗の情報提供など、より豊富な情報を提供できるようになることが望まれています。</p> <p>4. **点字の標準化の必要性** 点字の形状や配置についての標準化が進んでおらず、これが混乱を招いているとの声があります。特に視覚障害者が地域をまたいで自由に移動する場合、統一された点字のルールやガイドラインが求められています。</p> <p>5. **新しい技術の未導入** 現行の点字ブロックには新しいテクノロジーが十分に導入されていません。例えば、拡張現実や人工知能を活用して情報提供を強化することができるはずですが、これらの技術の普及が進んでいません。</p> <p>6. **視覚障害者の意見の不足** 点字ブロックの設置やデザインに際して、実際に利用する視覚障害者の声が十分に反映されていないとの指摘があります。利用者のフィードバックを積極的に取り入れ、ユーザビリティを向上させる取り組みが期待されています。</p> <p>これらの不満や意見は、点字ブロックの今後の改善に向けての方針を示唆しています。美観や情報提供の向上、技術の導入、標準化、利用者参加などが、より良い点字ブロックの実現に貢献するでしょう。</p>	
9	<p>市が作成した障害者活躍推進計画の中身が反映されていない。</p>	<p>本市では、「障害者活躍推進計画」を策定していることから、本市の障害者雇用について記載はしていませんが、本計画では、「第3章 計画の方向性」「基本方針4 施策項目①一般就労・福祉的就労」の関連事業として位置づけ、事業者等における障害者雇用</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>の促進の規範となるよう、障害者活躍推進計画に基づき適切に取り組みを進めてまいります。</p>
10	<p>計画を作る市職員も実際に施設に来て、働いてみてください。いかに計画と実態がかけ離れているのかわかるはずです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
11	<p>国や県の取り組みを真似するのではなく、仙台市独自の取り組みを作ること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
12	<p>地域移行に際しての支援がバラバラで、つまづいた時に誰が責任を取るのか全然不明で、ツケが親に回り、採るべき道筋がわからずひきこもりとなる。ワンストップ・多職種でのサポート、リーダーは誰でもどのように進めていくのかのシステムを作っていたきたい。</p>	<p>令和5年度のひきこもり支援ニーズ調査の結果を踏まえ、個々の状態に合わせた支援の充実に向け、相談窓口の強化や居場所等の社会参加に向けた各種プログラムの充実に努めてまいります。</p>
13	<p>素案の作成の前にパブリックコメントを行うべきでは。</p>	<p>パブリックコメントは、その手続きの対象となる計画等を策定するにあたり、計画等の案に対する市民の意見を収集し、計画等の策定にはそれらの意見を十分考慮するとの趣旨で行うものです。 本計画中間案については、仙台市障害者施策推進協議会における審議を踏まえて作成したものであり、パブリックコメントの実施時期は、妥当なものと認識しております。</p>
14	<p>仙台市障害者施策推進協議会は、市民各層の代表によって構成されているが、この計画の拘束性、達成の義務化等の影響範囲が広範なことから、同協議会のみならず、さらに広く十分な議論の機会を確保すべきである。そのために、今回のようなパブリックコメントを機会あるごとに実施して欲しい。</p>	<p>パブリックコメントは、その手続きの対象となる計画等を策定するにあたり、計画等の案に対する市民の意見を収集し、計画等の策定にはそれらの意見を十分考慮するとの趣旨で行うものです。 本計画中間案については、仙台市障害者施策推進協議会における審議を踏まえて作成したものであり、パブリックコメントの実施時期は、妥当なものと認識しております。</p>
15	<p>障害者本人と家族が「自立」について何を求めているのか、意識調査及び日常生活についての実態意向調査を行って欲しい。その結果を「仙台市障害者計画」「仙台市障害福祉計画」に反映して欲しい。先日、仙台市が行った調査の結果分析がどのよう</p>	<p>本計画の策定にあたり、市内に在住する障害のある方の日常生活の状況、保健福祉サービスの利用動向及び利用意向、市民の皆様方の障害のある方に対する理解の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、令和4年度仙台市障害者等保健</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>に中間まとめに取り入れられたかの説明が不十分である。</p>	<p>福祉基礎調査（以下、基礎調査）を実施し、実態の把握に努めております。</p> <p>本計画の中間案においても、「今後充実してほしい施策」や「将来のことで不安に感じていること」等の基礎調査の結果を掲載しているほか、基本方針ごとの成果指標において、基礎調査等の結果を基準値とした目標値の設定をしております。</p>
16	<p>仙台市スポーツ推進計画との関係性を明記すべき。</p>	<p>本計画の2ページ「第1章 計画策定の概要」「2 位置づけ」「(2)本市の各計画等との関係」においては、一部の計画のみ掲載しておりますが、「仙台市スポーツ推進計画2022-2031」の6ページにおいては、本計画も関連計画として掲載しており、仙台市スポーツ推進計画とも緊密に連携して施策を推進していくこととしております。</p>
17	<p>困難ケースでは在宅の場合、相談機関が複雑となり、お互いに行き違い、すれ違い易くなり、相談するのも大変な労力です。一か所で済むような体制または横の多職種連携の体制強化を望みます。仙台市内で相談支援事業所が増える可能性はあるのでしょうか。</p> <p>相談員さんの負担もかなりあるのではと感じています。</p> <p>当事者のみならず、その家族の支援としてショートステイ、レスパイトの充実を図り、当事者のニーズに対して丁寧な説明・助言において、当事者やその家族が自己決定、選択できる支援の在り方の構築をご検討頂けると助かります。</p> <p>障害福祉計画に対する意見の理由は複数あります。まず第一に、包括的で個別化された支援が必要な障害者に対し、計画が的確かつ適切に策定されることで、その人々の生活の質が向上すると考えられます。また、社会全体においても、適切な支援が提供されることで障害者が自立し、社会参加が促進される効果が期待されます。その上で、計画の透明性や評価基準の</p>	<p>相談支援事業所は徐々に増加してきておりますが、障害のある方に対して適切な支援を行っていくためには、多様な機関が連携し支援にあたるのが重要であると認識しております。引き続き、仙台市障害者自立支援協議会において、障害のある方の支援における課題等について整理・検討を進め、多機関協働支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>そのほかのご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	明確さも求められ、公正かつ効果的な支援体制の構築に寄与します。	
18	グラフが白黒で見づらい。カラーにしてほしい。もっと数字を大きくしてほしい。また、割合も間違えている。数字の根拠となる調査などを、「報告書より」などと省略するのではなく、一つ一つ掲載してほしい。いちいち間に合って確認するのが大変。	ご意見として承ります。
19	福祉計画は大変重要であります。私のように外に勤めている人間には馴染みがなく、こういう機会に改めて計画を見た場合に内容が把握できません。講義やセミナーを行っていただけるとありがたいです。町の施策全体に言いたいことなのですが、パブリックコメントを求めるのであれば、経緯は何か、目指すものは何か、なぜ住民意見を募集して反映したいのかを啓蒙していただけると助かります。	本市では、市の職員が直接に皆様のもとに出向き、本市が取り組むさまざまな事業等についてご説明し、市政への理解を深めていただくことを目的とする市政出前講座を実施しており、本計画等に関するご説明を行っております。市民の皆様の本計画の目的等をご理解いただける広報に努めてまいります。
20	「アクセシビリティの向上」を、「施設や設備のハード面を使いやすい環境に整える」など、もっとわかりやすい表現としてください。カタカナ用語を使用せず、わかりやすく具体的な表現にしてください。	表現については、資料編に「用語の解説」を設けて補足するなど、より分かりやすい計画の策定に努めてまいります。
21	計画素案は全体像としては素晴らしいと思うが、具体的にどうしていくのかが見えにくい。障害者への配慮、対応は、健常者へも生かせるものと思う。	ご意見として承ります。
22	障害者支援課の誠実な職務遂行に感謝しているが、諸問題の解決と障害者福祉向上のためには、課の枠を超えた連携が重要ではないか。これまでの施策で改善しなかったことに対しては、新しい施策が必要と考える。計画の記載で、同内容の施策が複数の分野を兼ねているものについては、関連分野の記載方法を整理をするとわかりやすくなるのではないかと。	ご意見として承ります。なお、本計画の施策体系ごとの関連事業一覧については、「第6章 計画関連事業一覧」として掲載することとしております。
23	検討項目によりその分野の出席者を依頼してはどうか。一般の方も交えて協議を行えば啓発や関係構築が期待できる。また、	本計画の策定に向け、仙台市障害者施策推進協議会において、障害児をテーマにした議論の際には、本市関係部局の職員がオブザ

No	意見の概要	本市の考え方
	本計画の内容は膨大であるため、項目ごとに素案作成前に関係者に意見聴取を行えば、より実効性のある計画にできるのではないか。	一パーとして参加して議論を行うなど、検討項目に応じた出席者を設定しております。 重点的に取り組むべき施策や事業について、より専門的な提言を受けるための議論の進め方等について、引き続き検討してまいります。
24	計画では障害者権利条約の教育に関する条文に沿った方向性を示すことが望まれる。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	障害者計画の中で障害者権利条約についてほとんど触れられていないのが残念である。	ご意見として承ります。
26	障害者権利条約について触れてほしい。差別解消にとどまらず、権利を実現していく計画となることを望む。	ご意見として承ります。
27	文末が「取り組みを進めます。」と「取り組みます。」の2種類ある。この違いの説明が必要。どういう違いがあるのか、知りたいため	「取り組みを進めます」の「取り組み」は、実施する事業等を指す名詞として記載しており、「取り組みます」は事業等を実施する動詞として記載しております。いただいたご意見も踏まえ、市民の皆様にご理解いただける表現となるよう努めてまいります。
28	「利用しやすい市有施設等」や「取り組み等を進めます。」などの「等」はどうか。具体的に記載しないと読んでわからないのでは。	本計画においては、対象や取り組みが複数あるものに対して、代表的な対象や取り組みを掲載した上で、その他同種の対象や取り組みがあることを表すものとして「等」と記載しております。いただいたご意見も踏まえ、市民の皆様にご理解いただける表現となるよう努めてまいります。
29	全体を通して、基本方針の説明文、各基本方針の〈施策項目〉、〈重要取組〉の整合性が取れていない部分があります。説明文の内容に沿って施策項目が設定され、項目ごとに重要取組事項が述べられるべきであると考えます。	いただいたご意見も踏まえ、本計画の施策体系ごとの関連事業一覧として掲載予定の「第6章 計画関連事業一覧」と合わせて、「第3章 計画の方向性」における基本方針、施策体系、重点取組の整合性が分かりやすい計画となるよう検討してまいります。
30	重症心身障害児・医療的ケア児についての項目は設定されていますが、重症心身障害者・医療的ケア者についてのセーフティネットについては不十分ではないでしょうか。保護者の方々は、18歳になり高校を卒業すると障害者福祉制度は非常に冷たく	自立・就労が難しい障害のある方に関する支援も重要だと認識しておりますので、「第3章 計画の方向性」基本方針3に記載の通り、重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備を進めてまい

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>なると困っております。障害者は、自立・就労という基本方針は分かりますが、重症心身障害者・医療ケア者では自立・就労が不可能な方が多くいます。自立・就労できない障害者についての施策も立案していただきたいと思ひます。</p>	<p>ります。</p>
31	<p>特別支援学級・特別支援学校への医療的ケア児の受け入れについての施策が少ないと思われまひます。特別支援学校は宮城県立が多いですが、特別支援学級は仙台市立の方が多く開設されています。ぜひ、施策を立案していただきたいと思ひます。</p>	<p>市立学校においては、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の在籍を問はず、医療的ケアが必要な全ての児童生徒に対して看護師を配置してあります。今後も必要な環境整備の充実に努めてまいります。</p>
32	<p>令和3年より、医療的ケア児等支援法が施行され、障害児者の福祉領域に近年では医療的ケアへの対応が求められています。前回の保健福祉計画とは異なり、医療的ケアに対する福祉施策を大幅に増強する必要があります。特に重症心身障害児者・医療的ケア児者については、医療機関の病床を利用しての医療型短期入所・レスパイト入院・長期入所（障害児入所・療養介護）が必要です。医療施策分野に関連する項目ではありますが、病床の利用、医療機関との連携についても言及すべきと考えまひます。</p>	<p>重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方等が利用可能な地域支援体制の整備は重要だと認識してあります。 「第3章 計画の方向性」「基本方針3 施策項目⑤保健・医療・福祉連携」に記載のとおり、重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題や支援のあり方について検討を進めていくため、宮城県や当事者団体等と意見交換を行うなど引き続き取り組みを進めてまいります。 なお、中間案28 ページに記載のとおり、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進してまいります。</p>
33	<p>「障害者」の「害」をひらがなとすること。</p>	<p>国の障がい者制度改革推進会議（現在は廃止）や障害者政策委員会において、「障害の表記のあり方について議論がされてきましたが、新たな特定の表記を決定するには至っておりまひせん。また、本市においては、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人も無い人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下、障害者差別解消条例）」の制定に係る協議を行っていた平成27年7月28日及び8月27日の障害者施策推進協議会にて「障害」の表記について検討した結果、特定の表記に一致するには至らず、「障害」の表記を継続することとした経過があります。本計画における表記は、「障害」のままとしまひますが、表記の変更を検討するに</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>あたっては、国の協議の状況等を注視しながら、市民の皆様のご意見をお伺いし、十分な協議が必要な事項と考えております。</p>
34	<p>アクセシビリティについて、『アクセシビリティ（近づきやすさ）』と、してほしいです。ページの中で初出のものに（で意味を書き加えておくと、同ページ内で次に同じ単語が出て来た際にも探しやすいため、です。よろしくお願ひします。</p>	<p>表現については、資料編に「用語の解説」を設けて補足するなど、より分かりやすい計画の策定に努めてまいります。</p>
35	<p>基本計画は今後の日本の障害者施策の重要な要となるため、5年では短いと思う。10年ぐらい先を見越して、どのように障害のある人の生活を変えていくのか、目標を定め、相互の項目の関係性をわかりやすく示していく必要がある。例えば地域移行というのであれば、施設入所者数を10年で半減と目標を決め、そのためには在宅のサービスを今よりもどれくらい増やすのか、すでに今でも地域で暮らしていくのはサービスが不足しているのであるから、その現実を踏まえて具体的な数字とそれに向けた抜本的な予算配分の変更が必要である。情報アクセシビリティについても、5年後にはすべてのテレビ番組に手話通訳と文字情報が付加されるとしたら、どういう予算や人員の育成・配置が必要なのかという計算になるだろう。もっと具体的に現実的な支援体制に結び付けてほしい。今の計画を見ていると、10年後にどんな日本になっているのか、夢を描けない。障害女性に関しても、複合差別を解消していくために具体的にどのような施策を実施していくのか、あらゆる点に女性の視点を盛り込んで考えていく必要がある。まずは代表権のある役割の何割を障害女性にするのか、ということからのスタートになると思うが、それ以外にもあらゆる場面に女性が意識されるべきであることを明確に示してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」「1 成果目標」「1（1）施設入所者の地域生活への移行者数」等の成果目標は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、国の基本指針）」に基づき、令和8年度までの目標値を設定しております。</p>
36	<p>障害者基本法第22条では「(情報バリアフリー)」とある一方で、この障害者基本</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>計画（第5次）本文案では、情報バリアフリーではなく、情報アクセシビリティと呼称していると理解しており、基本法と基本計画との間で語の不一致が生じていることに懸念を覚える。また、2022年に採択された国連の障害者権利委員会による総括所見（パラ7（d））では、accessibilityの翻訳が不正確であると指摘されている。現に、障害者権利条約第9条は、accessibilityを「施設及びサービス等の利用の容易さ」と翻訳しており、外務省訳からはアクセシビリティについて言及していることを理解することが困難な状況にある。さらに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律は、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」と略称が登録されている一方で、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律は、登録こそされていないものの、「読書バリアフリー法」と通称されているものと理解している。このように、情報分野のアクセシビリティに関連する、条約（外務省訳）や法令等上の語について、少なくともバリアフリーとの語の混用が生じている。ここで問題となるのは、アクセシビリティとバリアフリーが同じものを指すのか、異なるものを指すのかについて、明確に定義されておらず、人によって異なる捉え方がされうることにあると考える。以上のことから、次期障害者基本計画に向けて、総括所見で指摘された条約の翻訳の正確性の向上とともに、アクセシビリティとバリアフリーの話の関係性について議論・整理されることを期待しつつ、特に情報分野のアクセシビリティに関連する法令等において、条約にあるように情報アクセシビリティに統一することを要望する。</p>	
37	<p>1. はじめに 障害者保健福祉計画の改善 1-2. 改善を求める背景と目的 【障害者保健福祉計画 改善を求める意見】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>障害者保健福祉計画について、改善を求める意見が多く寄せられています。現在の計画では、障害者の生活や医療、福祉に関する支援が不十分であると指摘されています。例えば、医療機関での障害者への対応や、福祉施設の充実度に問題があるとされています。また、障害者の雇用や教育の面でも改善が必要とされています。これらの問題を解決するためには、より具体的な支援策や予算の増額が必要とされています。障害者の社会参加や生活を支えるために、計画の見直しと改善は急務とされています。</p> <p>【障害者保健福祉計画 改善を求める背景と目的】</p> <p>障害者保健福祉計画の改善を求める背景と目的は、障害者の生活環境や福祉の向上を図ることです。障害者は日常生活において様々な困難に直面しており、その支援が不十分であることが問題とされています。改善を求める背景には、社会の多様化や高齢化によるニーズの拡大や、障害者の権利意識の向上が挙げられます。目的は、障害者が健康で快適な生活を送ることができるように支援することです。具体的には、医療機関や福祉施設の充実、雇用や教育の機会の拡充、バリアフリーの整備などが求められています。障害者が社会から排除されずに活躍できるような環境づくりが目標とされています。</p>	
38	<p>2. 現状の課題</p> <p>1. 障害者保健福祉計画は、現在の制度や施策が不十分であり、障害者のニーズに合ったサービスを提供するために改善が必要です。障害者の就労支援や福祉施設の充実化、バリアフリー化の推進など、様々な面で改善が求められています。</p> <p>2. 現状の課題としては、障害者の福祉施設やサービスの不足、アクセスの困難さ、専門職の不足などが挙げられます。また、障害者の意見や要望が反映されてい</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>い点も大きな課題です。これらの課題を解決するためには、政府や自治体、関連団体が連携し、総合的な支援体制の構築が求められています。</p>	
39	<p>2-1. 支援サービスの不足 障害者保健福祉計画について、改善を求める意見があります。特に支援サービスの不足が深刻な問題とされています。現在、障害を持つ人々が日常生活を送る上で必要なサポートやアシストが不十分であり、それにより彼らの社会参加や生活品質が低下していると指摘されています。例えば、介護や移動の支援、コミュニケーションの援助など、必要な支援が適切に提供されていないケースが多々存在します。このような状況を改善するためには、支援サービスの充実が不可欠です。政府や自治体は、予算や人員の充足を図り、適切な支援サービスの提供を担保する必要があります。また、障害者本人やその家族、関係者の意見や要望を積極的に受け入れ、サービスの内容や質を改善することも大切です。障害者の権利と尊厳を守るためにも、支援サービスの不足を解消し、より包括的かつ適切なサービスの提供を実現する必要があります。2-1-1. 介護サービスの待機時間に関する問題 障害者保健福祉計画について、改善を求める意見があります。現在、社会的な支援や医療サービスの提供において、待機時間が問題とされています。特に介護サービスにおける待機時間は深刻な課題です。多くの障害者が待機している状況で、必要な支援が遅れることで生活の質が低下してまいります。この問題を解決するためには、待機時間の短縮が求められます。具体的には、介護サービスの提供体制の拡充やスタッフの増員が必要です。また、効率的な運営や情報共有の強化も必要です。障害者やその家族が安心して支援を受けるためには、待機時間の改善が不可欠です。2-1-2. 就労支援の不十分さ 「障害者保健福祉計画」に対して、改善を求める意見が</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>多く存在します。特に、就労支援の不十分さについての意見が顕著です。現在の制度では、障害者に対して十分な職業訓練や就労支援が行われていないため、彼らの社会参加が制限されてしまっています。この問題の解決策としては、まず制度の見直しが必要です。より充実した職業訓練プログラムや就労支援サービスを提供することで、障害者が自立して働くことができる環境を整えるべきです。また、企業側に対しても、障害者の雇用を促進するための支援策を講じる必要があります。さらに、障害者自身の意識改革も求められます。社会への参加を望む障害者に対して、自己啓発や自己肯定感を高める機会を提供することで、彼ら自身が積極的に就労に取り組む意欲を持つようになるでしょう。障害者保健福祉計画の改善には、政府や地方自治体、企業、そして障害者自身の協力が不可欠です。すべての人が平等な機会を持ち、自立して働くことができる社会の実現を目指し、改善策の具体化に向けた取り組みが求められています。</p>	
40	<p>2-2. 医療サービスのアクセスの難しさ 障害者保健福祉計画について、改善を求める意見が多くある。特に医療サービスのアクセスの難しさに関しては深刻な問題である。障害者にとって、医療サービスの利用は欠かせないものであるが、そのアクセスの難しさに悩まされることが多い。例えば、車椅子に乗ったままでは入れない病院が多いため、移動手段を確保する必要がある。医療機器の設置が必要な場合には施設内のバリアフリー環境が整っているかどうかを確認する必要がある。また、診療時間帯や予約の取り方なども、一般の人とは異なることが多く、その点でも不便を強いられることがある。このような問題を解決するためにも、医療機関側が障害者のニーズに沿った対応をすることが求められている。</p> <p>2-2-1. 診療所や病院のバリアフリー化</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>の遅れ</p> <p>「障害者保健福祉計画 改善を求める意見」</p> <p>現在の障害者保健福祉計画には、改善が必要な点が指摘されています。まず、診療所や病院のバリアフリー化の遅れが問題視されています。障害者の方々とって、バリアフリーな環境は非常に重要です。しかし、まだまだバリアフリー化が進んでいない医療機関が多いのが現状です。車椅子での移動や手すりの設置、点字案内など、さまざまな面での改善が求められています。障害者の方々が安心して診療や治療を受けられるように、医療機関は積極的にバリアフリー化を進めるべきです。</p> <p>2-2-2. 医師や看護師の障害者への理解不足</p> <p>障害者保健福祉計画に対する改善を求める意見は多くありますが、特に医師や看護師の障害者への理解不足に関する問題が浮き彫りになっています。障害者は、それぞれの障害に応じた適切な医療やケアを受ける必要がありますが、現実には医師や看護師の知識や意識が十分ではないことがあります。これによって、障害者が必要な医療やケアを受けられなかったり、適切なサポートが行われなかったりすることがあります。この問題を解決するためには、医療従事者の教育や研修の充実が必要です。障害者に対する理解を深めるためのカリキュラムや実務経験の提供を行うことで、医療従事者の意識を高め、障害者に対する適切なサービスを提供できるようになるでしょう。また、障害者自身も自己啓発や情報収集を行い、自身の権利を守る意識を持つことも重要です。</p>	
41	<p>2-3. 福祉施設の質の低さ</p> <p>障害者保健福祉計画の改善を求める意見として、福祉施設の質の低さに関する問題が挙げられます。福祉施設は障害者の生活支援や福祉サービスの提供を担う重要な</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>施設であり、その質の低さは利用者やその家族に大きな負担を与えています。</p> <p>福祉施設の質の低さについては、施設の設備やサービスの充実度、職員の質などが問題とされています。設備が老朽化しており、利用者の安全や快適な生活が確保されていないケースが多く見受けられます。また、職員の質の低さや不足も深刻な課題であり、利用者に対する適切なケアや支援が不十分であるとの声も上がっています。</p> <p>このような状況を改善するためには、施設の設備や職員の教育・研修の充実が求められます。また、施設の運営や管理体制の見直しや、利用者やその家族の声を積極的に取り入れた施策の推進も重要です。福祉施設の質の向上には、行政や関係機関、地域社会全体の協力が不可欠であり、より良い福祉環境の実現に向けた取り組みが求められています。</p>	
42	<p>2-3-1. 障害者専用施設の不備障害者保健福祉計画の改善を求める意見として、障害者専用施設の不備に関する問題が指摘されています。障害者専用施設は、その名の通り、障害者の方々が安心して生活できる環境を提供する重要な施設です。しかし、実際には施設の不備が指摘されることがあります。例えば、バリアフリー設備の不足や融通の利かないルールの存在、スタッフの教育不足などが挙げられます。これらの不備は、障害者の自立や社会参加を妨げる可能性があります。そのため、障害者専用施設の充実と適切な管理・運営が求められています。2-3-2. 住み慣れた地域での生活支援の不足障害者保健福祉計画には改善が求められています。特に、住み慣れた地域での生活支援が不足しているという声が多く聞かれます。障害者の方々も、できる限り自分たちの地域で生活したいという希望があります。しかし、そのための支援が不十分なのが現状です。例えば、車椅子を利用する方が住んでいる地域にはバリアフリーな施設や交通手段が整っていない</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ないことがあります。これにより、外出が困難になり、地域社会での活動が制限されてしまうことがあります。また、地域での医療や福祉サービスの提供が不十分であることも課題となっています。そのため、障害者の方々が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域社会全体での支援が必要です。行政や地域の住民、企業などが協力し、バリアフリーな環境や地域での医療・福祉サービスの充実を図る必要があります。障害者の方々が自分たちの地域で充実した生活を送るためには、これらの支援が不可欠であると言えます。今後の障害者保健福祉計画の改善には、地域での生活支援の充実が求められています。</p>	
43	<p>3. 改善策の提案 障害者保健福祉計画の改善を求める 意見：より包括的な支援の提供をお願いします。 改善策の提案：専門的な医療や福祉サービスの充実、バリアフリーな環境整備、情報の共有・提供の強化などを行います。 3-1. 支援サービスの充実 障害者保健福祉計画は、障害者にとって重要な支援策を提供するものです。しかし、現状ではその支援サービスに不足があると感じる方が多くいらっしゃいます。そこで、より充実した支援サービスが必要とされているという意見が出ています。 例えば、身体障害者にとっては、日常生活の中での移動や食事、排泄などの支援が必要不可欠です。また、知的障害を持つ方にとっては、就労や社会参加に向けた支援が必要です。充実した支援サービスを実現するためには、まずは専門的な支援者の人材確保が必要不可欠です。また、サービスの多様性や柔軟性、利用者の声に応じたカスタマイズ化なども重要です。障害者一人ひとりのニーズに合わせた支援サービスの充実が求められています。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>3-1-1. 介護サービスの待機時間の短縮策 【障害者保健福祉計画 改善を求める意見】</p> <p>障害者保健福祉計画に関して、改善を求める意見が多く寄せられています。特に、介護サービスの待機時間の長さが問題視されています。現在、多くの障害者が介護サービスを必要としており、その需要は年々増加しています。しかし、その一方でサービス提供者や施設の不足も深刻な問題となっており、待機時間が長くなることが多いのです。このため、障害者保健福祉計画の改善には、介護サービスの待機時間の短縮策の導入が必要不可欠と言えます。</p> <p>【3-1-1. 介護サービスの待機時間の短縮策に関するブログ記事の本文】</p> <p>介護サービスの待機時間の長さが問題視されています。現在、多くの障害者が介護サービスを必要としており、その需要は年々増加しています。しかし、その一方でサービス提供者や施設の不足も深刻な問題となっており、待機時間が長くなることが多いのです。この問題に対して、待機時間の短縮策が求められています。</p> <p>まず、待機時間の短縮策としては、新たな介護施設の建設や既存施設の拡充が重要です。現在、施設の入所待ちが長期化しているため、障害者の方々が自宅や一時的な解決策に頼ることが増えています。そのため、施設の増設や改修により、待機者の受け入れ数を増やす必要があります。</p> <p>また、待機時間の短縮には、介護サービスの質的な向上も欠かせません。介護職員の人員不足が問題視されているため、新たな介護職員の育成や既存職員の労働環境の改善が必要です。これにより、より多くの介護サービスが提供され、待機時間の短縮につながるでしょう。</p> <p>障害者保健福祉計画の改善には、介護サービスの待機時間の短縮策が不可欠です。施設の増設や改修、介護職員の人員確保と</p>	

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>いったん対策の導入により、障害者の方々が必要なサービスを迅速に受けることができる環境づくりが求められています。</p>	
44	<p>3-1-2. 就労支援制度の拡充 障害者保健福祉計画について、改善を求める意見が多く見られます。特に、就労支援制度の拡充に関しては、改善が必要とされています。現在の制度では、障害を持つ方が適切な支援を受けることができず、就労の機会が限られてしまっているとの指摘があります。そこで、就労支援制度の拡充が求められています。具体的には、障害者が適切な職場環境で働くための支援が必要です。例えば、職場のバリアフリー化や障害者向けの技能習得プログラムの充実、雇用主への啓発活動などが挙げられます。また、障害者自身の能力や希望に合わせた就労支援も重要です。それには、個別のニーズに合わせたカウンセリングや就労訓練、仕事の適性や適応能力を考慮した職業紹介などが必要とされています。障害者の自立を支援するためにも、就労支援制度の拡充が急務とされています。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>3-2. 医療サービスの改善障害者保健福祉計画の改善を求める声が多くなっています。現在の計画では、障害者への医療サービスの提供が不十分であるとの指摘があります。特に、障害者に適した専門医療の不足や、医療機関でのバリアフリーな環境整備の遅れが深刻な課題となっています。障害者が適切な医療を受ける権利は、人権の一部として保障されているはずですが、しかし現実には、障害者への配慮が不十分であり、医療サービスの利用が困難な状況が続いています。障害者の声を反映させ、医療サービスの改善を図ることが急務です。まずは、専門医療の充実と、医療機関のバリアフリー化を進めるべきです。さらに、医療従事者への障害者への配慮についての教育や研修を充実させることも大切</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>です。障害者が安心して医療を受けられる社会を実現するためには、計画の見直しと改善が必要です。政府や関係機関による積極的な取り組みが求められており、国民全体で支援する意識を高めることが大切です。</p>	
46	<p>3-2-1. 診療所や病院のバリアフリー化の推進</p> <p>障害者保健福祉計画の改善を求める声は多くあります。特に、診療所や病院のバリアフリー化の推進については、より多くの人々がアクセスできるようにする必要があります。</p> <p>バリアフリー化の推進には、建物内外の設備の整備が重要です。例えば、車いすの人が簡単に入れるようにスロープやエレベーターの設置、手すりや段差の解消などが必要です。また、視覚障害者や聴覚障害者のための案内板や誘導システムも必要とされています。</p> <p>さらに、医療機関のスタッフの教育や意識改革も必要です。障害者に対する適切な配慮やサービス提供の方法を学ぶことで、より快適な医療環境を提供することができます。</p> <p>バリアフリー化の推進は、障害者が健康状態を維持し、必要な医療を受ける権利を保証するために欠かせません。今後は、国や地方自治体が積極的に支援策を実施し、障害者のニーズに応える取り組みを進めることが求められます。</p> <p>3-2-2. 医療従事者への障害者への教育・研修の充実</p> <p>障害者の医療サービスの改善を求める声が高まっています。特に、医療従事者への障害者への教育・研修の充実が重要視されています。</p> <p>障害者は、一般の医療サービスを利用する際に、様々な困難や課題に直面します。たとえば、聴覚障害のある患者に対しては、コミュニケーションの方法や手話通訳者の手配が必要で、また、身体障害の</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ある患者に対しては、適切な移動や身体的なケアが求められます。</p> <p>しかし、現状では医療従事者の中には障害者に適した対応ができないケースも見受けられます。これは、医療従事者が障害者に関する知識や技術を不十分な状態であることが一因と考えられます。</p> <p>そのため、医療従事者への障害者への教育・研修の充実が求められています。障害者に対する適切な対応を行うためには、医療従事者が障害者の特性やニーズを理解し、適切な支援を提供できるような教育・研修が必要不可欠です。</p> <p>今後は、医療従事者のスキル向上のための研修プログラムの充実や、障害者に対する配慮を含んだ教育カリキュラムの導入が求められています。障害者の医療サービスの質の向上のために、これらの取り組みが積極的に推進されることを期待します。</p>	
47	<p>3-3. 福祉施設の品質向上 障害者保健福祉計画について、多くの人々が改善を求めています。障害者の福祉施設は、彼らの生活において非常に重要な存在ですが、品質向上が求められています。福祉施設の品質向上は、障害者の生活の質を向上させるために不可欠です。施設におけるサービスの質や環境の整備、スタッフの教育などが重要な要素となります。障害者は、安心して生活し、自立した日常生活を送るために、バリアフリーな環境や心地よいサービスが必要です。また、福祉施設の品質向上は、スタッフの意識改革や教育にも関わっています。障害者の多様なニーズに対応するためには、スタッフの専門知識やスキルの向上が必要です。そして、障害者とのコミュニケーション能力も重要です。障害者の声に耳を傾け、彼らの意見を尊重することが求められています。福祉施設の品質向上は、障害者の生活を豊かにするために欠かせない重要な課題です。私たちは、障害者の福祉を真剣に考え、施設の品</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>質向上に取り組むべきです。</p>	
48	<p>3-3-1. 障害者専用施設の整備・改善 障害者保健福祉計画では、障害者専用施設の整備・改善についても注目されています。しかし、現状ではまだまだ課題や改善の必要性が残っています。</p> <p>まず、障害者専用施設の整備に関しては、バリアフリーの充実や設備の充実が求められています。現在でもまだまだバリアフリー化が進んでいない施設が多く、障害者の利用に制限が生じています。また、施設内の設備やアメニティの充実も必要であり、障害者の生活をより快適にするためには改善が必要です。</p> <p>さらに、施設の人員やサービスの質の改善も求められています。現在、障害者専用施設で働くスタッフの数や質にはばらつきがあり、全ての障害者に適切なサポートやケアが提供されていない場合もあります。障害者の多様なニーズに対応するためにも、スタッフの充実と研修の充実が必要です。</p> <p>最後に、障害者専用施設の地域との連携や利用環境の改善も求められています。地域社会との連携が不十分であったり、施設周辺の環境が障害者の利用に適していなかったりする場合、障害者の社会参加や生活の充実に影響を与えてしまいます。地域との協力や環境整備の改善が不可欠です。</p> <p>障害者専用施設の整備・改善は、障害者の生活の質や社会参加の促進に大きく関わる重要な課題です。今後もさらなる充実と改善が求められていることを忘れずに、取り組んでいく必要があります。</p> <p>3-3-2. 地域での生活支援の拡充 障害者保健福祉計画への改善を求める意見は多くあります。特に、地域での生活支援の拡充に関しては、より多くの支援が必要だという声が挙がっています。地域での生活支援の拡充は、障害者が自立した生活を送ることができるようにするために</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>不可欠です。具体的には、障害者が住み慣れた地域で暮らせるような住宅環境の整備や、障害者向けの就労支援や教育支援などが必要です。また、地域の施設やサービスも、障害者が利用しやすいようにバリアフリー化する必要があります。これらの改善が行われることによって、障害者の社会参加や自己実現が促進され、より包括的な社会の実現が可能となります。</p>	
49	<p>4. まとめ障害者保健福祉計画の改善を求める声が高まっています。より包括的な支援やサービスの充実が必要です。特に、障害者の雇用支援や環境整備に重点を置くべきです。また、情報の透明性やアクセシビリティを向上させることも重要です。政府や自治体、関係機関が連携し、障害者の生活や福祉を向上させるための改善策を進めるべきです。4-1. 改善策の実現に向けての取り組み障害者保健福祉計画について、多くの人々が改善を求めています。現状では、障害者の医療や福祉サービスの提供が不十分であり、ニーズに対応しきれれていません。そこで、改善策の実現に向けて、様々な取り組みが行われています。まず、医療機関や福祉施設のスタッフ教育の強化が重要です。障害者の特性やニーズについて理解を深めるための研修や継続的な学習を行い、専門的な知識とスキルを身につける必要があります。また、障害者への情報提供の充実も求められています。障害者本人や家族が必要なサービスや支援を正確かつ迅速に得ることができるよう、情報の一元化やアクセスの容易化を図る必要があります。さらに、障害者との協働やパートナーシップの推進も重要です。障害者やその家族、関係機関との対話や協力を通じて、より良いサービスの提供を目指す必要があります。障害者の声や意見を積極的に取り入れ、政策や施策の立案・改善に反映させることが求められています。これらの取り組みを通じて、障害者保健福祉計画の改善を実現すること</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ができるでしょう。より包括的で質の高いサービスを提供するために、関係者が一丸となって取り組む必要があります。</p>	
50	<p>4-2. 今後の展望 【障害者保健福祉計画 改善を求める意見】 障害者保健福祉に関する政策においては、周知不足や認知度の低さが指摘されています。障害者が受ける差別や偏見は、社会に深く根付いており、その解消に向けた取り組みが必要です。また、障害者が受ける医療や福祉サービスにおいても、充実し、質の向上が求められます。さらに、障害者が社会参加しやすい環境づくりが必要であり、就労支援や住宅支援など、様々な面での支援が求められます。政府、自治体、企業、個人が協力し、障害者が安心して暮らせる社会を実現しましょう。 【今後の展望】 今後、障害者保健福祉計画においては、個人中心の支援が求められます。障害者にとって必要な支援を個々に提供し、自立支援を促すことが必要です。また、障害者施策においては、地域社会との連携が不可欠です。地域に根ざした支援が行われることで、障害者が地域で自己実現を果たせる環境が整い、社会に貢献できるようになります。さらに、ICT技術を活用した取り組みや、障害者に対する理解を深める啓蒙活動の推進も必要です。多様なニーズに応え、障害者が社会的に自立し、活躍できる社会を目指して、今後も取り組んでいくことが求められます。これを一言一句変えずに、計画に記載すること。</p> <p>また3500文字の上限はやめてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、意見提出の字数制限については、システムの仕様上、3,500字とさせていただきますが、ご意見の提出回数については制限は設けておりませんでした。 次回募集時には、いただいたご意見も踏まえて、回答方法に関する周知方法等を工夫いたします。</p>

○「第1章 計画策定の概要」に関するご意見（5件）

No	意見の概要	本市の考え方
51	<p>この計画の対象は具体的に誰なのでしょう か？障害者手帳を交付されている方の み？障害者手帳が交付されていない人は 対象外？ヘルプマークをつけてる人は？も っと具体的に対象を定めるべき。またペット も家族と言われているが、犬猫は対象に含 まないのか。なぜ含まないのか。ヘルプマ ークの記載が一切ないが、障害者手帳との 違いは？</p>	<p>本市の考え方は、障害のある方を含むす べての市民、事業者としております。本計画 の「障害のある方」は、障害者基本法などに 準じて、「身体障害、知的障害、精神障害 （発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病 その他の心身の機能の障害がある者であ って、障害及び社会的障壁により継続的に 日常生活または社会生活に相当な制限を受 ける状態にあるもの」とします。</p> <p>ヘルプマークは、義足や人工関節を使用し ている方、内部障害や難病の方、または妊娠 初期の方など、外見から分からなくても援助 や配慮を必要としている方々が、周囲の方に 配慮を必要としていることを知らせること で、援助を得やすくなるよう、平成24年に 東京都が作成したマークです。平成29年7月 にはJIS規格に追加され全国共通のマークと なりました。ヘルプマークは、障害の種別や 障害者手帳の等級、病名などに関わらず、 配慮を必要としている方は、どなたでもご 利用いただけます。企業や学校等を対象に 障害のある方が講義等を行う障害理解サ ポーター事業をはじめ、各種啓発事業を通し てヘルプマークの周知に引き続き努めてま いります。</p>
52	<p>計画にある障害のある人という定義が 大変あいまいである。その定義に合致する か否かによって、各種サポートを受けられ るかどうか異なることに不公平感 を感じる。財源があるならば、納税している 人や適用される障害者に該当しない人であ っても、もっと平等に売られるようにし てほしい。公共交通・設備等のバリアフリ ー化等により、多くの人々が支払っている 税金に対して、平等に福祉的選元を受けら れると思う。障害者が受けられるサービス については、他の行政サービス・補助 同様、制限を設けるべきである。</p>	<p>本市の考え方は、障害のある方を含むす べての市民、事業者としております。</p> <p>本計画の「障害のある方」は、障害者 基本法などに準じて、「身体障害、知的 障害、精神障害（発達障害、高次脳機能 障害を含む）、難病その他の心身の機能の 障害がある者であって、障害及び社会的 障壁により継続的に日常生活または社会 生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」 としております。</p> <p>また、障害福祉サービスなど、世帯の 収入状況に応じた利用者負担上限額を 設定しているものもございます。引き続き、 必要な方にサービスが行き届くよう施策を</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		展開してまいります。
53	SDGs（持続可能な開発目標）を前提として素案が作られたか。	本計画の中間案の「第1章 計画策定の概要」「5 SDGsとの関係」において、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を定めております。
54	本計画に明記されたSDGsの取組のうち、3「すべての人に健康と福祉を」、11「住み続けられるまちづくり」のゴールのためには、日中活動系事業所への経済的支援である家賃補助の制度継続が必要である。 また、障害者数は年々増加しているため、日中活動に係る施設の整備が必要であり、市の支援を求める。	ご意見として承ります。
55	本計画において、SDGsの17のゴールのうち「1」の貧困も特に関連が深いのではないか。	ご指摘の通り、本計画に関連する主な目標の1つとして、「1 貧困をなくそう」を設定しております。

○「第2章 障害のある方を取り巻く現状」に関するご意見（14件）

No	意見の概要	本市の考え方
56	<p>今後障害者が増えると思うが、それに対する仙台市独自の取り組みは何か。</p>	<p>障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人（8.6%）増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっております。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。</p> <p>「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」においては、対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出しております。</p>
57	<p>人口が今後減少するのに、なぜ障害者だけが増えるのか。</p>	<p>障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人（8.6%）増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっております。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。増加の要因は特定できませんが、障害に対する認識や理解の高まりなどが要因のひとつとして考えられます。</p>
58	<p>障害者の定義に対して障害者と難病患者では本質的に先天性と後天性の違いもあり一緒に扱うのは無理がある。障害者及び「難病患者」と文言を計画の中に確実に入れてください。難病患者も日常生活に制限を受け、社会障壁に対応しています。「難病患者」と文言を入れないと見落とされる存在です。</p>	<p>本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。本計画の「障害のある方」は、障害者基本法などに準じて、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病その他の心身の機能の障害がある者である、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、「難病患者」も含め本計画の対象としております。</p>
59	<p>第2章 本計画に向けた課題「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など専門的な対応を必要とする方が、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。」というように、「重症心身障害」という文言を盛り込んでいただけたことは評価させていただきます。前回の計画には、「医療的ケア児、重症心身障害児」と</p>	<p>重症心身障害の方が、成人期以降も切れ目のない支援により、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、引き続き、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に向けて取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>いう文(もんごん)言(ごん)はありましたが、「重(じゅう)症(しん)心(しん)身(しん)障(しょう)害(がい)者(しゃ)」に対する支(し)援(えん)がほとんども見(み)当(あた)りませ(ませ)んでした。</p>	
60	<p>9 ページ (3) 日(ひ)々(び)の暮(く)ら(ら)し(し)や社(しゃ)会(かい)参(さん)加(か)の基(き)盤(ばん)づ(づ)くり 今(こん)回(かい)の計(けい)画(かく)の中(なか)で読(よ)書(しょ)バ(バ)リ(リ)ア(ア)フ(フ)リ(リ)法(ぽう)に(に)つ(つ)い(い)て(て)の計(けい)画(かく)が(が)あ(あ)り(り)ま(ま)せ(せ)ん。今(こん)後(ご)策(さく)定(てい)す(す)る(る)予(よ)定(てい)は(は)あ(あ)る(る)の(の)で(で)し(し)ょう(しょう)か。視(し)覚(かく)障(しょう)害(がい)者(しゃ)等(とう)へ(へ)の支(し)援(えん)やボ(ボ)ラン(ラン)テ(テ)ィ(ィ)ア(ア)の育(いく)成(せい)等(とう)課(か)題(だい)が(が)あ(あ)る(る)と思(おも)い(い)ま(ま)す。</p> <p>ま(ま)た、I(アイ)O(オー)C(シー)セ(セ)ン(ン)ター(ター)の役(やく)割(わり)を明(めい)確(かく)に(に)き(き)ち(ち)ん(ん)と使(つか)え(え)る(る)よ(よ)う(う)に(に)し(し)て(て)ほ(ほ)しい(しい)と思(おも)い(い)ま(ま)す。</p> <p>図(ず)書(しょ)館(かん)等(とう)で利(り)用(よう)者(しゃ)がデ(デ)ィ(ィ)ジ(ジ)ー再(さい)生(せい)機(き)を(を)使(つか)っ(っ)て(て)み(み)たい(たい)とい(い)っ(っ)ても貸(か)し(し)出(で)き(き)る(る)再(さい)生(せい)機(き)が(が)ほ(ほ)と(と)ん(ん)ど(ど)な(な)く、利(り)用(よう)の広(ひろ)が(が)り(り)を(を)支(し)援(えん)す(す)る(る)こ(こ)と(と)が(が)で(で)き(き)ま(ま)せ(せ)ん。デ(デ)ィ(ィ)ジ(ジ)ー図(ず)書(しょ)再(さい)生(せい)機(き)の貸(か)し(し)出(で)台(たい)数(すう)を(を)増(ぞう)や(や)す(す)こ(こ)と、機(き)器(き)操(そう)作(さく)の支(し)援(えん)は(は)重(じゅう)要(よう)な支(し)援(えん)だ(だ)と思(おも)い(い)ま(ま)す。き(き)ち(ち)ん(ん)と計(けい)画(かく)を(を)た(た)て(て)実(じつ)行(こう)に(に)移(うつ)して(して)ほ(ほ)しい(しい)と思(おも)い(い)ま(ま)す。</p> <p>読(よ)書(しょ)バ(バ)リ(リ)ア(ア)フ(フ)リ(リ)法(ぽう)が(が)で(で)き(き)て(て)数(すう)年(ねん)、仙(せん)台(だい)市(し)で(で)は(は)ほ(ほ)と(と)ん(ん)ど動(どう)き(き)が(が)な(な)く、現(げん)場(じょう)レ(レ)ベ(ベ)ル(ル)で(で)努(ど)力(りき)し(し)て(て)い(い)ま(ま)す、利(り)用(よう)者(しゃ)に(に)利(り)用(よう)を(を)促(うなが)す(す)こ(こ)と(と)が(が)難(むず)か(か)しい(しい)で(で)す。</p> <p>一(いっ)層(そう)の取(と)り(り)組(ぐ)み(み)で(で)終(お)わ(わ)る(る)こ(こ)と(と)な(な)く、図(ず)書(しょ)館(かん)やI(アイ)O(オー)C(シー)セ(セ)ン(ン)ター(ター)が(が)協(きょう)力(りき)し(し)て(て)進(しん)め(め)て(て)い(い)く(く)必(ひつ)要(よう)が(が)あ(あ)る(る)と思(おも)い(い)ま(ま)す。</p> <p>せ(せ)ん(ん)だ(だい)い(い)メ(メ)ディ(ディ)ア(ア)テ(テ)ーク(ーク)で(で)も機(き)材(ざい)の貸(か)し(し)出(で)の(の)ほ(ほ)か、音(おん)訳(やく)や点(てん)訳(やく)を(を)サ(サ)ピ(ピ)エ(エ)に(に)ア(ア)ッ(ッ)し(し)多(た)く(く)の(の)方(かた)に(に)利(り)用(よう)い(い)た(た)だ(だ)い(い)ま(ま)す。デ(デ)ィ(ィ)ジ(ジ)ー図(ず)書(しょ)の(の)利(り)用(よう)も(も)多(た)い(い)で(で)す。</p> <p>も(も)っ(っ)と多(た)く(く)の(の)方(かた)に(に)提(てい)供(こう)で(で)き(き)る(る)資(し)料(りょう)が(が)あ(あ)り(り)な(な)が(が)ら、提(てい)供(こう)で(で)き(き)な(な)い(い)の(の)は(は)も(も)っ(っ)た(た)い(い)な(な)い(い)と思(おも)い(い)ま(ま)す。も(も)っ(っ)と利(り)用(よう)し(し)て(て)い(い)た(た)だ(だ)く(く)た(た)め(め)に(に)今(こん)回(かい)意(い)見(けん)を(を)申(もう)し(し)ま(ま)した(した)。</p>	<p>「第(だい)2(に)章(しょう) 障(しょう)害(がい)の(の)あ(あ)る(る)方(かた)を(を)取(と)り(り)巻(ま)く(く)現(げん)状(じょう)」「2(に) 国(こく)等(とう)の(の)障(しょう)害(がい)者(しゃ)施(せ)策(さく)等(とう)の(の)動(どう)向(こう)」「(3) 日(ひ)々(び)の暮(く)ら(ら)し(し)や社(しゃ)会(かい)参(さん)加(か)の基(き)盤(ばん)づ(づ)くり」に(に)お(お)い(い)て、「視(し)覚(かく)障(しょう)害(がい)者(しゃ)等(とう)の(の)読(よ)書(しょ)環(かん)境(けい)の(の)整(せい)備(び)の(の)推(すい)進(しん)に(に)関(かん)する(する)法(ほう)律(りつ)等(とう)の(の)施(せ)行(こう)に(に)よ(よ)り、全(ぜん)て(て)の(の)障(しょう)害(がい)の(の)あ(あ)る(る)方(かた)が、必(ひつ)要(よう)と(と)す(す)る(る)情(じょう)報(ほう)を(を)十(じゅう)分(ぶん)に(に)取(と)得(とく)・利(り)用(よう)で(で)き、円(えん)滑(かつ)な(な)意(い)思(し)疎(そ)通(つう)が(が)ほ(ほ)か(か)図(ず)ら(ら)れる(れる)よ(よ)う、一(いっ)層(そう)の(の)取(と)り(り)組(ぐ)み(み)が(が)求(もと)め(め)ら(ら)れ(れ)て(て)い(い)る(る)こ(こ)に(に)言(げん)及(じゅう)して(して)お(お)り(り)ま(ま)す。</p> <p>デ(デ)ィ(ィ)ジ(ジ)ー図(ず)書(しょ)や音(おん)訳(やく)資(し)料(りょう)等(とう)に(に)つ(つ)い(い)て(て)は、引(ひ)き(き)続(つ)き(き)サ(サー)ー(ー)ビ(ビ)ス(ス)の(の)充(ちゅう)実(じつ)や周(しゅう)知(ち)に(に)努(ど)め(め)、活(かつ)用(よう)を(を)図(ず)っ(っ)て(て)ま(ま)い(い)り(り)ま(ま)す。</p> <p>ま(ま)た、図(ず)書(しょ)館(かん)に(に)お(お)ける(ける)取(と)り(り)組(ぐ)み(み)等(とう)は、「第(だい)6(ろく)章(しょう) 計(けい)画(かく)関(かん)連(れん)事(じ)業(ぎょう)一(いっ)覧(らん)」に(に)お(お)い(い)て(て)本(ほん)計(けい)画(かく)の(の)施(せ)策(さく)体(たい)系(けい)ご(ごと)の(の)関(かん)連(れん)事(じ)業(ぎょう)一(いっ)覧(らん)と(と)して(して)掲(けい)載(さい)す(す)こ(こ)と(と)して(して)お(お)り(り)ま(ま)す。</p>
61	<p>「第(だい)2(に)章(しょう) 障(しょう)害(がい)の(の)あ(あ)る(る)方(かた)を(を)取(と)り(り)巻(ま)く(く)現(げん)状(じょう)に(に)つ(つ)い(い)て」 安(あん)心(しん)して(して)暮(く)ら(ら)せ(せ)る(る)生(せい)活(かつ)環(かん)境(けい)の(の)整(せい)備(び)に(に)つ(つ)い(い)て、取(と)り(り)組(ぐ)み(み)も(も)書(か)か(か)れ(れ)て(て)お(お)り(り)ま(ま)す(す)が、施(せ)設(せつ)で(で)の(の)職(しやく)員(いん)の(の)質(しつ)の(の)あ(あ)り(り)方(かた)に(に)つ(つ)い(い)て(て)お(お)聞(き)き(き)し(し)ま(ま)す(す)。</p>	<p>国(こく)の(の)基(き)準(じゅん)上(じょう)、虐(ぎゃく)待(たい)防(ぼう)止(し)の(の)取(と)り(り)組(ぐ)み(み)と(と)して(して)は、虐(ぎゃく)待(たい)防(ぼう)止(し)委(い)員(いん)会(かい)の(の)設(せつ)置(ち)と(と)同(どう)委(い)員(いん)会(かい)の(の)定(てい)期(き)的(てき)な(な)開(かい)催(さい)、そ(その)の(の)結(けつ)果(か)の(の)従(じゅう)業(ぎょう)者(しゃ)へ(へ)の(の)周(しゅう)知(ち)、従(じゅう)業(ぎょう)者(しゃ)に(に)対(たい)する(する)虐(ぎゃく)待(たい)防(ぼう)止(し)の(の)た(た)め(め)の(の)研(けん)修(しゅう)の(の)定(てい)期(き)的(てき)な(な)実(じつ)施(せ)、上(じょう)記(ぎ)の(の)措(そ)置(ち)を(を)適(てき)切(せつ)に(に)実(じつ)施(せ)する(する)た(た)め(め)の(の)担(たん)当(とう)者(しゃ)の(の)設(せつ)置(ち)が(が)義(ぎ)務(む)付(つ)け(け)ら(ら)れ(れ)て(て)お(お)り(り)、</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>数年前に障害者や介護される方々が施設や病院で危害を受けて亡くなっている実例があります。そのようなことがないような教育を職員にはすると思いますが、むずかしい問題だと思ひまして取り上げました。</p>	<p>障害福祉サービス事業所等に対する実地指導等においても上記基準を遵守するよう指導しております。また、集団指導においても障害者虐待防止についての研修を行っているところです。今後も障害福祉サービス事業所等の職員の質の向上を目指してまいります。</p>
62	<p>第2章 2 (3)日々の暮らしや社会参加の基盤づくり 3 本市の現状 第3章 2 基本目標法定雇用率につき、P9で引き上げ決定に触れられているが、P10～P14では、仙台市や仙台市内の民間企業の充足率がどこにも書かれていない。仙台市、市教育委員会、民間企業の障害者雇用率につき、現状を報告すべきである。法定雇用率の目的は、障害者雇用の促進にある以上、実際の数値を公表して今後の糧とするべきと考えるがゆえ。特に仙台市と教育委員会は、P18で「行政が率先して」とある以上、市内の民間企業の手本となる雇用実績を示すべき。</p>	<p>本市及び本市教育委員会における障害者雇用率は、本市ホームページにて公表しております。また、民間企業の障害者雇用率は、宮城労働局が公表しております。</p> <p>本市では、「障害者活躍推進計画」を策定していることから、本市の障害者雇用について記載はしておりませんが、本計画では、「第3章 計画の方向性」「基本方針4 施策項目①一般就労・福祉的就労」の関連事業として位置づけ、事業者等における障害者雇用の促進の規範となるよう、障害者活躍推進計画に基づき適切に取り組みを進めてまいります。</p>
63	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状</p> <p>1 社会の動き</p> <p>(3) 災害・感染症等の非常じ・緊急じの対応</p> <p>(中間案)</p> <p>震災後、仙台市では福祉避難所の整備や災害じ要援護者情報登録制度の拡充を進めてきました。また、令和3年の災害対策基本法の改正により努力義務となった個別避難計画の作成についても取り組みを進めるなど、大規模災害を経験した都市として、災害じにおける障害のあるかたの安心・安全の在り方について、先導的な役割を果たすことが求められています。</p> <p>(意見)</p> <p>・災害時に重大な困難やリスクが想定される盲ろう者を含めた障害者等の二次避難所となる付記し避難所計画や運営にゼ</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に示されております優先度の高い方の個別避難計画の作成主体については、福祉的観点の重要性などから相談支援専門員等の福祉専門職のご協力を得ることが重要であると考へており、計画の作成方法については今後整理してまいりたいと考へております。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ひ、当事者の声、ニーズをヒアリングして取り入れとほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に困難を抱える視覚障害者や盲ろう者の個別避難計画をどう作成していくか、知識や知恵を集約して取り組みを進めていただきたい。 	
64	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状</p> <p>1 社会の動き</p> <p>(3) 災害・感染症等の非常じ・緊急じの対応 (中間案)</p> <p>災害や感染症等による予期せぬ非常じにおける障害のあるかたへの配慮等について、状況に応じて速やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者をはじめ、個別的対応が必要な障害者のニーズに対応できる防災計画を当事者を交えて作成してほしい。 	<p>本市では「仙台市地域防災計画」を定期的に見直し、国・県の新たな知見を反映しているところです。また、計画の策定時にはパブリックコメントを実施するとともに、関係団体より委員の選出もいただきご意見をいただいております。今後も様々なご意見等を踏まえ、計画の見直しに努めてまいります。</p>
65	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状2 国等の障害者施策等の動向(1) 障害理解・差別解消(中間案)また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」がせこうされ、全ての障害のあるかたが、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。(意見)・自ら情報取得が困難な盲ろう者の情報バリアの解消のため、積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、盲ろう者通訳・介助員の養成講習や派遣事業など引き続き意思疎通支援の人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めてまいります。</p>
66	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状</p> <p>2 国等の障害者施策等の動向</p> <p>(1) 障害理解・差別解消 (中間案)基本方針共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進 主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消条例の改正 	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ「障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>・ 障害理解サポーター事業</p> <p>・ パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解促進事業</p> <p>本計画に向けた課題 (中間案)</p> <p>仙台市令和4年度調査では、障害者差別解消条例の認知度は市民が約12%、障害のあるかたは8から16%、その家族でも14から38%程度であり、平成28年度調査から変化がない状況となっている。</p> <p>事業者の合理的配慮の提供が義務となったが、仙台市令和4年度調査では、市民の約71%が「合理的配慮を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 障害者が直接関わりながら、共に周知や障害理解促進、差別解消の情報をすきよくてきに進めてほしい。</p>	<p>解消の普及啓発を行います。」「障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を促進します。」としており、障害のある方と接することや障害のある方の活躍する姿の発信などにより、障害理解の促進に努めてまいります。</p>
67	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状</p> <p>本計画に向けた課題</p> <p>(1) 障害理解・差別解消 (中間案) 改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、仙台市令和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65%が「子どもの時から障害のあるかたとふれあう機会を増やすこと」と回答しており、子どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 用事教育や保育、小中学校でや地域の活動やイベントでぜひ、盲ろう者とも関わる機会を作してほしい。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
68	<p>第2章 障害のあるかたを取り巻く現状</p> <p>本計画に向けた課題</p> <p>(1) 障害理解・差別解消</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針4の重点取組に記載の通り、市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>(中間案) 障害のあるかたが希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術への活動へ参加する際のバリアを取り除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> この一文に整理されていますが、ぜひ、障害者の文化芸術、スポーツ、レクリエーションの活動機会を増やし、またコミュニケーションをとれる機会を大切にしていきたい。 	<p>享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりを推進してまいります。</p>
69	<p>16 ページ 4 前計画期間の振り返り「本計画に向けた課題」のなかの上から10行目の「一義的な」という文言の意味がわかりにくい</p> <p>辞書で調べて、おそらく「根本的で最も大事」という意味なのだろうと解釈したが、一般的にはあまり使わない表現なので、分かりやすい表現がよい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、一義的な子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。</p> <p>(修正後)</p> <p>日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるように、支援力を向上させる必要がある。</p>

○「第3章 計画の方向性」に関するご意見（38件）

No	意見の概要	本市の考え方
70	<p>児童についての記載が少なすぎる。ヤングケアラーと障害者の関係は、特別な絆と課題を抱えた独特の状況です。ヤングケアラーは、ご家庭で身体的または精神的な支援が必要な親や兄弟姉妹を持つ子供や青少年のことを指します。これに対して、障害者は様々な身体的・知的な制約を抱えている人たちを指します。ヤングケアラーが障害者と関わる際、彼らはしばしば通常の家族の役割を超えて、サポートやケアの役目を果たすことが求められます。この特殊な状況は、感受性と責任感を培い、同時に彼らには早い段階から大人のような成熟を求めるものとなります。まず第一に、ヤングケアラーと障害者の関係は相互の理解と信頼に基づいています。ヤングケアラーは、家族の一員として障害者と向き合い、その状況を理解する必要があります。これは彼らが対話し、感情を共有し、お互いに助け合うことによって形成されます。障害者もまた、ヤングケアラーの貢献を尊重し、感謝の気持ちを示すことが大切です。一方で、この関係には様々な課題も存在します。ヤングケアラーは通常、同年代の友達とは異なる生活体験を抱えており、時にはその違いから孤立感を感じることもあります。学業や社交活動、自分自身の発展に割り当てる時間が限られてしまうことがあり、これが将来のキャリアや人間関係の形成に影響を与える可能性があります。同時に、ヤングケアラーは障害者の健康や福祉に関する責任を担っているため、肉体的・精神的なストレスに晒されることがあります。十分なサポートがない場合、これは彼らの健康に悪影響を及ぼす可能性があります。このような課題に対処するためには、社会や学校、地域社会がヤングケアラーへのサポートを提供する必要があります。学業とケアの両立を支援</p>	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに支障をきたすことがあり、子どもや家庭の状況に応じて適切な支援につなげていくことが重要であると認識しております。</p> <p>このような認識のもと、本市では令和3年度にヤングケアラーの実態調査を行い、令和4年度からは「ヤングケアラー支援体制強化事業」として、こども若者相談支援センターにヤングケアラー相談窓口を設置するとともに、ヤングケアラー経験者や関係機関が当事者の支援にあたるピアサポート体制の構築や、当事者同士が交流できるオンラインサロンの開催など、ヤングケアラーの支援に取り組んでおります。</p> <p>本計画では、「地域での安定した生活を支援する体制の充実」を「第3章 計画の方向性」における基本方針の1つとして掲げており、障害のある方のご家族等への支援を通じ、ヤングケアラーご本人の負担軽減につながるものと考えております。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>し、感情やストレスに対処するためのリソースを提供することが重要です。総じて、ヤングケアラーと障害者の関係は、深い愛情や責任感、同時に困難な局面を抱える複雑なものです。社会全体がこれらの若者たちを理解し、支援することで、彼らがより健康で満足な生活を送る手助けとなることでしょう。</p>	
71	<p>地域包括ケアシステムの構築と精神障害への対応</p> <p>近年、地域包括ケアシステムの構築が急務とされ、特に精神障害の分野ではその必要性が高まっています。これまでの実績や課題から学び、今後の展望に向けて私の持論を述べたいと思います。1. 過去の実績と課題:過去の暗い実績:過去においては、精神障害者は閉鎖的な施設に収容され、社会からの孤立が進みました。これは彼らの自立を阻害し、偏見や差別を助長する結果となりました。課題の存在:地域包括ケアシステムの構築において、施設との連携や情報共有の課題が根深いです。また、地域住民の精神障害に対する理解不足も大きな問題です。2. 今後の展望:地域社会との連携:地域包括ケアは、医療機関や行政だけでなく、地域住民やボランティアとの連携が不可欠です。精神障害者の地域での自立を促進するためには、彼らが安心して地域に溶け込むことができる環境づくりが重要です。予防と早期介入:精神障害の予防や早期介入が求められます。地域包括ケアにおいては、住民への啓発と共に、精神的な問題に対するフリーコンサルテーションやサポート体制の整備が必要です。多職種連携の強化:精神障害者のケアには様々な専門家が 필요합니다。医療従事者、ソーシャルワーカー、カウンセラーなど多職種の連携を強化し、ホリスティックなアプローチを実現することが重要です。在宅ケアの推進:在宅ケアの促進により、患者は自らの生活環境でリハビリテーションや治療を受けることができます。これに</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>より、社会復帰の道が開かれ、患者のQOL（生活の質）が向上することが期待されます。総括として：地域包括ケアシステムの構築は、精神障害者が尊厳ある生活を送るための土台となります。これには社会全体の理解と協力が必要であり、過去の実績や課題を踏まえつつ、地域社会全体での意識改革と制度の改善が求められます。精神保健においては、その人らしい生活をサポートするために、ますます包括的で地域密着のアプローチが欠かせません。</p> <p>高齢化社会における地域包括ケアシステムの重要性と施策1. 地域包括ケアシステムの重要性：高齢化の進展：日本がますます高齢化社会を迎える中で、地域包括ケアは必須のシステムとなります。高齢者の健康と生活全般にわたる支援が地域単位で行われることで、彼らが住み慣れた場所で自立した生活を続けることが期待されます。医療と福祉の一体化：地域包括ケアは医療と福祉を一体的に提供することで、高齢者の健康維持や生活支援が円滑に行える仕組みです。病院だけでなく、地域の介護施設や福祉サービスとの連携が不可欠です。住み慣れた地域での生活：地域包括ケアにより、高齢者は住み慣れた地域での生活を続けられます。これにより、社会とのつながりを保ちながら、心身の健康をサポートすることができます。2. 人材確保の施策：多職種連携の推進：医療従事者、介護士、社会福祉士など、異なる職種の専門家が連携することで、高齢者に最適なケアが提供されます。これにより、人材の効率的な活用が可能となります。地域住民の参加促進：地域の住民を巻き込むことで、コミュニティ内でのケアが強化されます。地域ボランティアの養成や啓発活動が必要です。ICT技術の活用：情報通信技術（ICT）を導入することで、遠隔地からの医療相談やモニタリングが可能となります。これにより、人材の分散や地域への</p>	

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>医療・介護のアクセスが向上します。3. 障害者減少の施策:予防と健康増進:高齢者の健康増進が重要です。地域での定期的な健康診断や運動イベント、栄養指導などにより、病気や障害の予防が期待されます。バリアフリーなまちづくり:地域全体がバリアフリーな環境となるようなまちづくりが必要です。高齢者や障害者が安心して外出し、社会参加できるような施策が求められます。コミュニケーションの促進:地域内でのコミュニケーションを重視し、孤立感を減少させることが大切です。地域の交流イベントやサポートグループの活動を通じて、人とのつながりを深めましょう。高齢化社会において、地域包括ケアシステムは持続可能な支援を提供する鍵となります。人材確保や障害者減少の施策を着実に実行することで、高齢者が生き生きとした生活を送ることができる社会の実現が期待されます。</p>	
72	<p>障害者自身が介助人を探し育てることが必要な全身性介助人派遣事業は、介助人を探すこと自体が社会参加と言え、介助人側からすると、頼まれること自体が障害者との交流機会となるので、交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大の施策として追加すべき</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
73	<p>「人権を守る」「障害の理解」などの初任者研修では必要である。また自分の職場だけでなく、他の職場もみえることも必要だと職員の募集をしても、募集が0という現状がある。福祉の職場が魅力がないということなのか。対人の職場で専門性も求められているのかかわらず、給与が低いということが第一義的に上げられる。報酬単価の改正で給与を保証すると国は言っているが、低賃金であることはかわっていない。給与の改善をオール仙台市で検討することが必要と思われる。</p>	<p>障害福祉サービス従事者確保については、障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要と認識しております。</p> <p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施してまいります。</p> <p>また、適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
74	<p>取り組むべき課題として、「多様な学びの場の提供とともに」に引き続き「多様な参加の仕方を認めることが必要です。」という文言が入っているのは大変ありがたいと思います。重ねて、「多様な参加の仕方を認めること（合理的配慮について理解すること）が必要です。」としていただくとより良いと思いますですが、このことに関しての施策が見当たりません。現状として一。支援籍など交流の場をいくら設けても「多様な参加の仕方」＝合理的配慮について、受け入れ先の学校の管理職や現場の教員の理解がないために、子どもたちに障害のある子どもは「可哀想な子」「気の毒な子」「関わってはいけない子」という事が植え付けられています。子ども達は身近な大人の影響を受けます。教職員の障害への理解を進めていただきたいと思います。</p>	<p>地域における理解者の増加に向けた取り組みの1つとして、障害理解サポーター事業を、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行う予定です。</p> <p>引き続き教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで様々な手法を用いて障害理解促進に向けた取り組みを進めていくほか、教職員の障害理解については、研修や資料の他、専門家チームの派遣等を通して推進してまいります。</p>
75	<p>差別解消の推進市職員向けの研修会の回数を数値目標を設定してほしい。また実施回数も明記してほしい。市職員がまだ障害者差別解消法を全く理解しておらず差別の解消がされていないため。</p>	<p>地域における理解者の増加に向けた取り組みの1つとして、障害理解サポーター事業を、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行う予定です。</p> <p>引き続き教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで様々な手法を用いて障害理解促進に向けた取り組みを進めていくほか、教職員の障害理解については、研修や資料の他、専門家チームの派遣等を通して推進してまいります。</p>
76	<p>差別に対する意識や認識の低さが目立つと意じている。仙台市として、差別をなくすための周知啓発及び差別が生じたときの紛争解決の仕組みの創設を盛り込んでほしい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ「障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行います。」「障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告など</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>本市の考え方</p> <p>を活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を促進します。」とし、障害理解の促進に努めてまいります。</p> <p>また、障害を理由とする差別に関する相談窓口による対応や、障害者差別解消条例第20条に基づく「仙台市障害者差別相談調整委員会」による助言・あっせん等により、引き続き差別の解消を図ってまいります。</p>
77	<p>計画の基本理念について育ちの時点で障害を抱えていれば、それは生きる上ではじめからハンディキャップがあるということだ。ハンデがあるのに、共生するのはついでには、高度経済成長期に行われた詰め込み教育を受け、社会の歯車となるべく頑張ってきた。そういう人々の中で障害を負った人が、障害者就労をすることで再び社会の歯車となろうとする。しかし、完全なる社会参加は程遠く、軽作業や事務補助など、ステップアップの望めない社会参加となっている。障害者にとって、この現実はとてつもなく重い。なぜ、資本主義社会なのに、資本そのものを学ばないで済むのだろうか。そもそも、詰め込み教育は、一部の資本家が継続的に従順な労働力を得るための手段に過ぎず、本当に国民一人一人を幸福にするための教育とは言い難い。私は現代社会のルールから外れてしまった障害者にこそ、経済的に豊かになるための教育が必要だと思う。投資や運用といった、いわゆる義務教育では教えてくれないことを、教えて欲しい。障害者の経済的問題を制度や年金や手帳だけで解決するのは困難だと思う。生活に不自由な面を抱えているから障害者となったのに、社会の偏見や差別は一向になくならず、社会的弱者として生活せざるを得ない場合が多い。私たちの意見はマイノリティの意見として、踏みつぶされてしまうことが多い。行政をお願いして、「予算がないからできない。」という回答を頂くことが多いが、これがマジョリティからのお願いだと反応が違う。活動したくても、できない</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>障害者が多い。生きていだけでも良いはず。「あなたはあなたで良いのだ。」と認められずに、やみくもに活動するよう言われても困る。「共生社会」の実現ということだが、自助・互助・共助・公助。県が示すべきは、公助ではないのか。</p>	
78	<p>人材確保は重点課題とおさえ、仙台市として処遇改善を支援します。私の働く法人には、3ヶ所のグループホームがあります。行き場のない入所希望者県内あちらこちらから入所してきています。悩みは、職員不足！。足りないところは日中の職員がフォローに入る。フォローに入った職員は休みを取らなければならない。日中の職員が不足する。慢性的な職員不足に悩まされる結果になっています。</p> <p>職員の思いは、将来も安心して働き続けられる職場です。結婚して子どもを産み育てながら安心して働き続けられる職場。年金や健康保険、各種手当の充実や、年休の保障などです。</p> <p>計画の中で人材の確保がこんなに後ろなのかとがっかりします。福祉は「人」です。どんな計画を実行するにも人材がなければ出来ません。合同入職式などは必要ありません。新規の入職者には準備金として1千万円の支給をするなど、具体的な事で仙台市の課題解決に向けた姿勢をアピールしてほしいのです。</p>	<p>障害福祉サービス従事者確保については、障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要と認識しております。</p> <p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施してまいります。</p>
79	<p>障害をもつ方の余暇の充実について、公的な取り組みを期待しています。現在は家族依存になっているご家庭がほとんどです。サポート事業と関わりのある障害のある方でも、支援員と買い物したり、ボーリングしたりと消費が多い取り組みに偏りがちであり、さらに1対1での当事者と支援者という関係がほとんどです。障害のない人は、自分で友達を誘って余暇を作り出すことができますが、障害のある方の多くは、自分では余暇を作り出すことができません。家族依存ではない余暇の過ごし方を</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。</p> <p>引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>目指し、さらにサポート事業等の支援員と1対1ではない、小集団としての取り組みができるための計画を望みます。公民館等の公的な場所で、もっともっと参加しやすい取り組みを検討してほしいです。障害を持つ方の余暇を過ごすための計画とともに、いろいろなNPO等の団体への余暇の過ごし方に関する補助金もお願いしたいです。</p>	
80	<p>障害者の心のバリアフリーを強化する啓蒙活動をして欲しい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行う「障害理解サポーター事業」の実施や、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用した広報に取り組みしております。引き続き、心のバリアフリーをはじめとした障害理解促進の取り組みを進めてまいります。</p>
81	<p>少子化対策も踏まえた計画にすべきである。乳幼児やこれから生まれてくる子供が、たとえ障害を持っていても、十分な養育ができる環境を構築することこそが、少子化対策に有効な施策である。 本計画には、既存の保育園、保育室、幼稚園への改革案が示されていない。これら既存施設との連携を強化し、より開かれた選択肢の広がる障害者福祉が計画されることを望む。</p>	<p>障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実に向けて、日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等において、日常的な子育ての不安に関する助言や児童の特性に応じた必要な配慮を行える環境づくりが必要と認識しております。 本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針2において、子育て・教育・福祉の連携強化や幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指すこととしており、インクルージョンの推進に向けて取り組んでまいります。</p>
82	<p>スタッフ数の少ない作業所等にとって社会資源としてのボランティアの力は大きなものであり、地域定着、障害理解の促進の点からも重要。しかし、その受け入れに際しては課題がある。今般のボランティア導入、事前説明、受け入れ手順の整備をする必要に迫られている。計画には、ボランティア育成に関する項目を</p>	<p>「第3章 計画の方向性」「2 基本目標」に掲げるように、障害の有無にかかわらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていきたいために、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>加えるべき。また、今後、障害者理解を若年から勤めるためにも教育機関との連携を図るべき。</p>	<p>目指し、本市では障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p> <p>また、基本方針1にも掲げるように、市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めてまいります。</p>
83	<p>地域共生社会について、具体的な取組についてどう進めていくか</p>	<p>障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があるものと認識しております。</p> <p>多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p> <p>具体的な取り組みについては、「第3章 計画の方向性」にお示しの事業のほか、本計画の施策体系ごとの関連事業一覧については、「第6章 計画関連事業一覧」として掲載することとしております。</p>
84	<p>指標：障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する、市内で活動を展開する多様な主体との連携の場の数 目標値：令和6年3ヶ所、令和7年4ヶ所、令和8年5ヶ所、令和11年10ヶ所 指標設定理由：変更なしp31に「市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら～参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します」とあり、方向性は素晴らしいと思いますが、その「成果指標」としてp32に掲げられているのが、「障害のある方の鑑賞、想像、発表の機会の拡大に資する取組回数」となっています。展覧会やワークショップなどをイベント的に年間4回程度、市内で行うということだろうと思うのですが、「あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与で</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「第3章 計画の方向性」の成果指標としては設定しておりませんが、いただいたご意見については、基本方針4の重点取組として記載した「文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進」に要素として含まれておりますので、中間案でお示しした内容で検討は進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>きる環境」を作るためには、障害の有無に関わらず創作に参加できる場を創出するとともに、それを継続的に運営していくこと、そうした場の間の情報交換や相互補完的な連携、そしてそうした場があることを発信していくことが重要であり、市が多様な主体と連携していくべき点だと思えます。そこで意見として、成果指標として、イベント的な回数を目標にするのではなく、そうした場の創出と継続を目標値にするべきではないかと考えました。</p> <p>私は就労継続B型の福祉サービス事業所を運営しています。福祉サービスとして利用者みなさんに文化芸術を仕事にする場を作っていると同時に、週末の使っていない事業所を活用し、一般の方も自由に参加できるオープンスタジオを月に2回程度開いています。また、市内の文化芸術を福祉サービスに活用した事業所と連携し、お互いの事業所で過ごす「交換留学」や共同事業などを行っています。」しかし、1団体や1個人でできることには限りがあり、市としてこの動きを包括的に後押ししていただければもっと多くの方や団体と協働していき、もっと多くの方が文化芸術を享受し、それによって自分を表現し、ひとを理解し、自分らしく行く社会を作っていく基盤になっていくだろうと思えます。</p>	
85	<p>障害児のインクルージョン推進とあるが、現在医療的ケア児、重度の身体障害児等、普通学級に希望すれば通えるのか。市として、どのように考え対応しているのか。実際、障がい児、医療的ケア児が普通学級に通える都市もあるので、仙台にはあるのか。出来るのかと思う。</p>	<p>市立学校においては、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の在籍を問わず、医療的ケアが必要な全ての児童生徒に対して看護師を配置しております。医療的ケア児を含めて、全ての障害のある児童生徒にとってどの学びの場が適切か、それぞれのケースに応じて相談を深めてまいります。</p>
86	<p>第3章基本方針3の保健医療福祉連携 発達障害者や知的障害者が、通常の医療を受けられるようになるための支援が欲しい。 医師への研修、診てくれる医師の情報</p>	<p>ご意見として承ります。 発達障害や知的障害のある方が地域の身近な医療機関で受診できるよう、宮城県と共催で「かかりつけ医等発達障害者対応向上研修」を実施するなど、引き続き障害</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	提供等。対応方法がわからず治療しない、不適切な対応で二次障害を発症する。特に耳鼻科で診れる医師は保護者ネットワークでもなかなか無いよう。	理解、普及啓発に向けた取り組みに努めてまいります。
87	本計画において虐待防止を主要な取り組みとしているが、事業者向け研修と啓発活動以外にも新たな取り組みが必要ではないか。	事業者向け研修や啓発活動以外の障害者虐待防止の取り組みとしては、例えば「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会」を通じた関係機関の情報共有などが挙げられますが、引き続き必要な施策を進めてまいります。
88	事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数。数年前から人材不足の話題が上がっていたのに、令和4年度の実施回数1回と、今後も毎年2回しかやらないとは何事か。本気で取り組む姿勢が見えてこない。少なくとも毎月1回はやるよう計画してほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
89	障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた取り組み”業務効率化を今までしてこなかったことに驚いている。しかも、効率化をすぐに行うのではなく、業務分析の着手とは、どこまで頭がお花畑なのか。今すぐな効率化をしなければ上述の人材不足が加速するだけでは。仙台市の姿勢が雑。	ご意見として承ります。
90	第3章 計画の方向性 3 基本方針「基本方針2」「基本方針3」基本方針2において「重症心身障害児や医療的ケア児など専門的な対応を要する児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後デイサービスや短期入所事業所等の充実など必要な施策を展開していきます」という事柄を盛り込んでいただけたことは評価させていただきます。また、基本方針3においても、「重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や……略」の一文を追加して頂けたことは評価させていただきます。	重症心身障害の方などへの支援は、専門的な知識や技術が必要であり、当事者や保護者を支えるショートステイをはじめとする社会資源の充実が必要であると認識しております。安心した生活を送れるよう、医療型短期入所事業所の拡充に取り組んでまいります。また、親なきあとも見据えた生活の場として、重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応したグループホームの整備促進に取り組んでまいります。

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>だきます。</p> <p>ですが、「児」同様「者」にも短期入所事業所等の充実などの必要な施策の展開をお願いします。</p> <p>前回の計画には、「医療的ケア児、重症心身障害児」という文言はありましたが、「重症心身障害者」に対する支援がほとんど見当たりませんでした。</p> <p>重症心身障害児者が地域での安定した生活を長く送るためには、家族の休養が必要不可欠であり、そのためにも短期入所事業所等（特に医療型）などの充実が必要であり、さらには親なきあとを見据えた生活の場としての長期入所施設（特に医療型の）が必要と考えます。</p>	
91	<p>第3章 計画の方向性 3 基本方針 「基本方針 5」</p> <p>「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応出来る生活環境の実現に向けて…」略」というように、「重症心身障害」という文言を盛込んでいただけたことは評価させていただきます。</p> <p>前回の計画には、「医療的ケア児、重症心身障害児」という文言はありましたが、「重症心身障害者」に対する支援がほとんど見当たりませんでした。</p>	<p>重症心身障害の方が、成人期以降も切れ目のない支援により、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、引き続き、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に向けて取り組んでまいります。</p>
92	<p>第3章 計画の方向性 4 施策体系 基本方針3 施策項目 ⑤保健・医療・福祉連携「重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のありかたについて検討を進めていくため、宮城県や当事者団体等と意見交換を行ってまいります。」とありますが、前回の計画では「医療・福祉・教育などのネットワークの構築」とあり、今回の計画では未だ「支援のありかたについての検討を進めるための意見交換」です。いつになれば仙台市独自で動いていただけるのでしょうか。特に医療に関しては以前より要望させていただいておりますが、成人を迎えた医療的ケアの</p>	<p>ご意見として承ります。特に医療に関しては、宮城県との連携が必要となることから、引き続き意見交換を行い、必要な対策を検討してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>必要^{ひつよう}な重症^{じゅうしやう}心身^{しんしん}障害^{しやうがい}者^{しや}を受^う入^{けい}れてくれる医療^{いりよう}機関^{きかん}がほとん^{ほとん}ど無^ない現^{げん}状^{じやう}です。宮^{みやぎ}城^{けん}県^{けん}とも協^{きやう}力^{りき}しての早^さ急^{きゆう}の対^{たい}策^{さく}をお願^{ねが}いしま^{しま}す。</p>	
93	<p>第^{だい}3^{しやう}章^{しやう} 計^{けい}画^{かく}の方^{ほう}向^{かう}性^{せい} 4 施^せ策^{さく}体^{たい}系^{けい} 基^き本^{ほん}方^{ほう}針^{しん}3 重^{じゅう}点^{てん}取^と組^{ぐみ} 「医^い療^{りよう}的^{てき}ケ^けアを必^{ひつ}要^{よう}とす^する重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}などが利^り用^{よう}可^か能^{のう}な短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}事^じ業^{ぎやう}所^{しよ}における受^うけ入^いれを促^{そく}進^{しん}してい^いくほ^ほか、重^{おも}い障^{しやう}害^{がい}のあ^ある方^{かた}に^に対^{たい}応^{おう}す^する共^{きやう}同^{どう}生^{せい}活^{かつ}住^{じゅう}居^{きょ}の^{しん}新^{せつ}設^{たい}に^{たい}し^し整^{せい}備^び費^ひの補^ほ助^{じょ}をおこ^{こな}い…」とあ^ありま^ます^すが、そ^そも^もも^も医^い療^{りよう}的^{てき}ケ^けアを必^{ひつ}要^{よう}とす^する重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}が利^り用^{よう}出^で来^きる医^い療^{りよう}型^{がた}の短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}事^じ業^{ぎやう}所^{しよ}は限^{げん}定^{てい}さ^され^れる現^{げん}状^{じやう}にお^おいて、受^う入^いれを促^{そく}進^{しん}す^する前^{まへ}に一^{いち}番^{ばん}需^{きゅう}要^{よう}のあ^ある事^じ業^{ぎやう}所^{しよ}を^を整^{せい}備^び拡^{かく}充^{じゅう}す^するこ^この^の方^{かた}が重^{じゅう}要^{よう}であ^ある^ると考^{かんが}え^えま^ます。</p> <p>さ^さら^らに、医^い療^{りよう}的^{てき}ケ^けアを必^{ひつ}要^{よう}とす^する重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}にと^とつ^つて^て親^{おや}な^なき^きあ^あと^とに^に必^{ひつ}要^{よう}な^な生^{せい}活^{かつ}の^の場^ばはグ^ぐル^るー^ープ^ぷホ^ほー^ーム^むで^では^はな^なく、医^い療^{りよう}型^{がた}の長^{ちやう}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}施^せ設^{せつ}であ^ある^ると考^{かんが}え^えま^ます。で^です^すの^ので、共^{きやう}同^{どう}生^{せい}活^{かつ}住^{じゅう}居^{きょ}の^の新^{しん}設^{せつ}で^では^はな^なく、医^い療^{りよう}型^{がた}長^{ちやう}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}施^せ設^{せつ}の^の新^{しん}設^{せつ}か、そ^それ^れが^が難^{なん}しい^いの^ので^であ^あら^らば^ば既^き存^{ぞん}の^の施^せ設^{せつ}の^の整^{せい}備^び拡^{かく}充^{じゅう}が^が必^{ひつ}要^{よう}であ^ある^ると考^{かんが}え^えま^ます。</p> <p>仙^{せん}台^{だい}エ^えコ^こー^ー医^い療^{りよう}療^{りょう}育^{いく}セ^せン^んター^たー^ーは^は県^{けん}内^{ない}の^の重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}の^の約^{やく}8^{はち}割^{わり}を^を引^ひき^き受^うけ^けて^てい^いる^る施^せ設^{せつ}で^であ^あり、他^たの^の事^じ業^{ぎやう}所^{しよ}で^では^は対^{たい}応^{おう}困^{こん}難^{なん}な^な医^い療^{りよう}ケ^けア^あ度^どの^の高^{たか}い^い重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}を^を引^ひき^き受^うけ^けて^てい^いる^るた^ため、在^{ざい}宅^{たく}支^し援^{えん}にお^おける^の仙^{せん}台^{だい}エ^えコ^こー^ー医^い療^{りよう}療^{りょう}育^{いく}セ^せン^んター^たー^ーの^の役^{やく}割^{わり}は^は非^ひ常^{じょう}にお^おお^おい^いと^と言^いえ^えま^ます。</p> <p>宮^{みやぎ}城^{けん}内^{ない}にお^おいて^の新^{しん}型^{がた}コ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^すの^の感^{かん}染^{せん}流^{りゅう}行^{こう}状^{じやう}況^{きやう}に^に対^{たい}応^{おう}出^で来^きる^る単^{たん}独^{どく}型^{がた}医^い療^{りよう}型^{がた}短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}病^{びやう}床^{じやう}が^が皆^{かい}無^むであ^ある^るた^ため、コ^こロ^ろナ^な禍^かにお^おいて^のは^は多^たく^くの^の空^{くう}床^{じやう}型^{がた}ま^また^たは^は併^{へい}設^{せつ}型^{がた}の^の医^い療^{りよう}型^{がた}短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}病^{びやう}床^{じやう}が^が利^り用^{よう}不^ふ能^{のう}とな^なって^てお^おり^りま^まし^した^た。今^{こん}後^ごの^の地^ち域^{いき}の^の感^{かん}染^{せん}対^{たい}策^{さく}と^として^{して}も^も感^{かん}染^{せん}に^に対^{たい}応^{おう}し^した^た単^{たん}独^{どく}型^{がた}短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{しよ}病^{びやう}床^{じやう}を^を増^{ぞう}設^{せつ}す^する^るこ^こが^が必^{ひつ}要^{よう}です^す。</p> <p>そ^そこ^こで、仙^{せん}台^{だい}エ^えコ^こー^ー医^い療^{りよう}療^{りょう}育^{いく}セ^せン^んター^たー^ーの^のよ^よう^うな^な医^い療^{りよう}的^{てき}ケ^けアを必^{ひつ}要^{よう}とす^する^る重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しやう}害^{がい}児^じ者^{しや}</p>	<p>ご^ご意^い見^{けん}と^として^{して}承^うけ^けら^らま^ます。</p> <p>な^なお、医^い療^{りよう}に^に関^{かん}して^{して}は、宮^{みやぎ}城^{けん}県^{けん}と^との^の連^{れん}携^{けい}が^が必^{ひつ}要^{よう}とな^なる^るこ^この^のか^から、宮^{みやぎ}城^{けん}県^{けん}が^が策^{さく}定^{てい}を^を進^{すす}め^めて^てい^いる^る次^じ期^き医^い療^{りよう}計^{けい}画^{かく}へ^への^の、障^{しやう}害^{がい}の^のあ^ある^る方^{かた}に^に対^{たい}す^する^る医^い療^{りよう}の^の確^{かく}保^{ぽう}等^{とう}の^の記^き載^{さい}に^につ^ついて、意^い見^{けん}を^を申^{もう}し^し上^{じやう}げ^げた^たと^とこ^ころ^ろです。引^ひき^き続^{つづ}き、宮^{みやぎ}城^{けん}県^{けん}と^と意^い見^{けん}交^{かう}換^{かん}を^を行^{おこな}う^うな^など、必^{ひつ}要^{よう}な^な対^{たい}策^{さく}に^につ^ついて^{いて}検^{けん}討^{とう}し^して^てま^まい^いり^りま^ます。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>障害児者が真に求める、宮城県内において唯一とも言える施設の整備拡充が必要と考えます。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が在宅での生活が困難になった場合、地方における高齢化・人口減少の中では、地域においてグループホームなどで生活するというのは困難と言わざるを得ません。そこで最終セーフティネットとしての長期入所施設という選択になるのですが、県内にある長期入所病床が常に満床で不足しているという現状では、在宅生活が困難になった場合、対応不十分で最悪生命の危機にさらされるのではと危惧しております。</p> <p>保護者が年々高齢化している今日、長期入所病床の確保は喫緊の課題と考えます。</p>	
94	<p>障害児については、小児移行期医療についての問題が仙台市内でも生じています。移行期医療についての施策も立案するべきであると考えます。</p>	<p>重症心身障害児や医療的ケア児などより手厚い支援を要する児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで、連携強化を図ることが重要だと認識しております。</p> <p>なお、小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者に対し、適切な医療が提供できるよう、医療従事者間の連携を推進する体制の整備及び患者の自立（自律）に係る支援体制の構築について、宮城県が「宮城県移行期医療支援体制検討委員会」を設置し、移行期医療支援センターの設置等を含め、対応の検討を行っております。</p>
95	<p>仙台市障害者保健福祉計画（抜粋）基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実「障害のある児童に対する支援では、<u>a障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要</u>です。そのためには、<u>日常の過ごし</u>の場で必要な支援が受けられるよう、<u>b子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。</u>」また、重症心身</p>	<p>下線部bについて、いただいたご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。（修正前）</p> <p>「第3章 計画の方向性」基本方針2 重点取組「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」</p> <p>インクルージョンの推進に向けて、子育て・教育・福祉の連携を強化します。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>障害児や医療的ケア児など専門的な対応を要する児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、<u>c放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開していきます。</u>【意見】下線部a：障害や発達の遅れを早期に発見するには医療との連携が不可欠です。施策項目①と整合性を持たせる意味でも、下線部bを「子育て・教育・福祉、医療分野の関係機関が連携して」としても良いのではないのでしょうか。下線部cに述べられている「短期入所」の文言が施策項目には反映されていません。基本方針2の説明文と施策項目の整合性を持たせるためには施策項目にも短期入所の文言が必要ではないのでしょうか。また、重症心身障害児者・医療的ケア児者が利用する短期入所は医療型になりますので医療型短期入所と明記していただきたく思います。〈重点取組〉「放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進」においても、仙台市が宮城県とともに医療型短期入所コーディネート業務を推進していることを踏まえると重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる「医療型短期入所」の文言が必要ではないのでしょうか。一方、基本方針3においては、説明文には「短期入所」の記載はありませんが、〈重点取組〉には「短期入所」についての記載があります。障害児についての基本方針ですが、特別支援学校・特別支援学級についての重症心身障害児・医療的ケア児の受け入れと安全性の確保について言及している〈施策項目〉、〈重点取組〉があります。〈重点取組〉の「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」に含まれているかもしれませんが、明記するべきと考えます。</p>	<p>本市の考え方 幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援を行います。 (修正後) 「第3章 計画の方向性」基本方針2重点取組「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」 インクルージョンの推進に向けて、子育て・教育・保健・医療・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援を行います。 下線部cに関連するご意見については、医療的ケアに必要な方が利用する短期入所には福祉型強化短期入所もあり、児者ともに利用できるサービスであるという観点から、基本方針3の重点取組のうち「医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していく」に記載しております。 また、特別支援学校・特別支援学級についての重症心身障害児・医療的ケア児の受け入れと安全性の確保については、重点取組である「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」に含めて記載しております。なお、市立学校においては、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の在籍を問わず、医療的ケアが必要な全ての児童生徒に対して看護師を配置しております。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
96	<p>仙台市障害者保健福祉計画（抜粋） 基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実</p> <p>障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を行っていきます。</p> <p>また、<u>d重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備やe親なきあとを見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組みます。</u></p> <p>【意見】 下線部dに関連して、〈施策項目⑤〉では、「重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のあり方について検討を進めていくため、宮城県や当事者団体等と意見交換を行っていきます。」とありますので、ぜひ、宮城県や当事者団体等と意見交換を密に行っていただきたいと思えます。みやぎ障害者プランの第4節「保健・医療・福祉等の連携促進」の施策の方向6「医療的ケア支援体制の整備」、施策の方向7「重症心身障害児者に対する支援」と足並みの揃った計画になることを切に希望いたします。</p> <p>また、支援体制の整備についてですが、宮城県医療的ケア児等相談支援センターが全県をカバーすることが困難になる懸念が、令和5年度の医療的ケア児等支援検討会議で述べられております。政令市である仙台市も仙台市医療的ケア児者総合支援センターを設置するべきであり、施策項目に入れるべきと考えます。</p> <p>下線部eの「親なきあとを見据えた生活の場の確保」では、在宅療養している重症心身障害児者の最終的セーフティネットである「長期入所病床の確保」という文言をいれただけのより具体的に</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>り良いと思います。</p> <p>〈重点取組〉では、「医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していく」と記載があり非常にありがたく感じております。ぜひ、感染流行時でも利用できる医療型短期入所病床を整備していただきますよう具体的に進めていただきたいと思ひます。成果指標の欄では短期入所事業所（医療型）とありますので、施策項目・重要取組での医療型短期入所と記載してよろしいのではないかと思います。</p>	
97	<p>基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備</p> <p>誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティの向上を推進します。</p> <p><u>f重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応できる生活環境の実現に向けて、(仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組めます。</u></p> <p>また、<u>障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉行政の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組み等を進めます。</u></p> <p>【意見】</p> <p>下線部fについては、〈施策項目②〉と〈重点取組〉にも明記されておりますが、重症心身障害児者・医療的ケア児者の日常的セーフティネットとして非常に重要となりますので、(仮称)青葉障害者福祉センターの整備と生活介護事業所の整備は、ぜひ進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>(仮称)青葉障害者福祉センターにつきましては着実に整備を進めてまいります。</p>
98	<p>重点取組地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化</p>	<p>「障害理解サポーター事業」では、「障害のある方もない方もともに安心して</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>中間案に対する意見 障害理解サポーター事業について、 企業・地域団体に加え、「障害理解教育」 の観点から小学生まで対象を拡大し、 障害のある当事者講師による講義・交流等 を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発 を行います。</p> <p>中間案に対する意見の理由 小学生児童が「障害理解教育」を 通して障害特性を知るとは良いと思いま すが少し心配しています。小学生の児童は 多感で逸脱行為は障害の有無に関わらずや ってしまいますが、その失敗を通して道徳 を学ぶ段階で、程度としては、損得と 善悪、または優越・劣等と善悪の分別を 獲得する段階です。この発達段階の子供た ちが「〇〇障害は●●する」と「障害」を 理解することで「●●する子は〇〇障害 だ」と断定的な考えに至ることを恐れてい ます。その背景に学校教員が逸脱行為を行 った児童の親に真っ先に「障害はありますか か？」と尋ねることがあるようで、教師が 障害の有無で分別しているように思うから です。せっかく障害特性を理解しても、 障害の有無で分別することまで覚えてしま うと、障害者のノーマライゼーションに反 する歪んだ認知を植え付けかねません。そ のため「障害」を理解するアプローチより も「特性」に対する応対方法を学ぶような 教育が相応しいと考えます。障害の有無 をリトマス試験するような社会にならない ことを期待して、企業・地域団体への 「障害理解教育」とは別の教育アプロ ーチを小学生向けに行ってくださいようお願い したいと思います。</p>	<p>本市の考え方 暮らせる社会を目指し、障害特性に限定せ ず、障害の社会モデルの考え方（障害は、 個人の心身の「機能の障害」とモノや環境 等の「社会にある障壁（バリア）」との相互 作用によって創り出されるもの。）や、困りご とや必要な配慮が1人ひとり違うこと、 「対話」の重要性等を伝えております。 対象を小学生へ拡大するにあたっては、 障害の社会モデルの考え方等について平易 な内容で伝えるとともに、障害のある方の 困りごととサポートの仕方といった視点で のプログラムを検討するなど、引き続き教育 部門と連携して「障害理解教育」を進めて まいります。</p>
99	<p>第3章 計画の方向性（中間案） 基本方針5 安心して暮らせる生活環境の 整備 せ策こうもく① バリアフリー・ユ ニバーサルデザインひとにやさしいまちづ くり条例に基づく建物等のバリアフリー化 の推進や、バスや地下鉄、道路や都市公園 等のバリアフリー化を進めることで、障害</p>	<p>「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」 や「仙台市バリアフリー基本構想」に沿った 環境整備を進めていくとともに、市民や事 業者の皆様の障害理解の促進を図り、整備 の内容に応じて当事者の方々のご意見を 踏まえながら、誰もが暮らしやすいまちづく りに取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>の有無関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進していきます。(意見)・視覚障害者や盲ろう者など、見えない、見えにくい障害のある方が触れて、感覚で利用できる当事者のニーズをユニバーサルデザインやバリアフリーに追加して整備してほしい。</p>	
100	<p>22 ページ 基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進「重点取組」の中野「障害理解サポーター事業」について、障害のある当事者講師による講義・交流を行うとあるが、ぜひ、この講師が「身体障害の方」に偏らないように、「知的な障害や精神障害、また精神障害の根っことなっている可能性の大きい発達障害の当事者の方々」にも講師になっていただき、幅広い障害理解の促進と権利擁護をお願いしたい。</p> <p>新聞やテレビなど、メディア等で見かけるこの事業の講師は、身体障害の方が多いように感じている。目に見えない障害の理解を広げていってほしい。</p>	<p>障害理解サポーター事業については、身体障害、精神障害、発達障害のある方および難病の方に当事者講師として登録いただき、活躍いただけるよう取り組んでまいります。</p>
101	<p>24 ページ 基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実</p> <p>施策項目で「②保育・療育」と「③教育・発達支援」が分けて記載されていること自体が、切れ目になっているように思う。②にはアーチルが記載されておらず、③に児童発達支援センターが記載されていないことに疑問を感じる。保育は厚生労働省、教育は文部科学省だからこのような記載になったと予測するが、子どもを中心に考えられていないと感じてしまう。</p>	<p>ライフステージにおける支援のポイントを明確にするために項目を分けておりますが、乳幼児期から学齢期、さらに成人期に向けて切れ目のない支援が行えるよう、アーチルや児童発達支援センターが本人の所属先と連携して取り組んでまいります。</p>
102	<p>24 ページ 基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実</p> <p>「重点取組」の「発達特性や環境に応じた就学前療育視線システムや発達障害児の支援体制づくり」について、ここに「ア</p>	<p>改正児童福祉法の施行を踏まえ、令和6年度からは、児童発達支援センターは地域の事業所の支援力向上等を担うなど、中核的機能を担うことになっております。引き続き、アーチルは市内11箇所のセンターとの連携により、障害児への支援の質の向上や、</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>一チルの役割」が記載されていないことに疑問を感じる。アーチルがどのような役割を果たすかを明記してほしい。</p> <p>「支援体制づくり」と項目立てているならば、児童発達支援センターとアーチルとの関係性等も明記する必要性を感じる。</p>	<p>支援体制の強化を図ってまいります。</p> <p>アーチルにおける取り組みについては、本計画の「第3章 計画の方向性」「第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」に掲載しているほか、施策体系ごとの関連事業一覧については、「第6章 計画関連事業一覧」として掲載することとしております。</p> <p>また、いただいたご意見を踏まえ、「第3章 計画の方向性」基本方針2の重点取組「発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり」における表現については以下の通り修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>各機関と発達相談支援センターが役割分担を行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。</p> <p>(修正後)</p> <p>各機関とアーチルが役割分担を行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。</p>
103	<p>25 ページ 基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実「重点取組」の「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る関係機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」について、この連携に「医療」が入っていないことに疑問を感じる。「医療」を含めた連携体制を整えてほしい。大項目に「障害のある児童～」となっているという事は、生後すぐから医療でフォローを受けている子どもさんも多くいるなか、仙台市の障害のある子どもたちの支援を考える連携に「医療」が入っていないのは、大きな片手落ちだと考える。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>「第3章 計画の方向性」基本方針2 重点取組「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」</p> <p>インクルージョンの推進に向けて、子育て・教育・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援を行います。</p> <p>(修正後)</p> <p>「第3章 計画の方向性」基本方針2 重点取組「インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み」</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>インクルージョンの推進に向けて、子育て・教育・保健・医療・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援を行います。</p>
104	<p>25 ページ 基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実「成果指標」</p> <p>「成果指標」が、なぜ、児童発達支援センターだけの相談支援回数なのか、なぜ、アーチルだけが訪問した学校数なのか。施策項目で「②保育・療育」と「③教育・発達支援」を分けて記載していること自体が違うように思う。</p> <p>「相談回数」と「訪問回数」という「量」の指標だけでは、支援体制づくりの指標になり得ない。「質」を計れる指標を検討してほしい。また、ある項目は「児童発達支援センターの相談回数」、ある項目は「アーチルの訪問回数」となっており、施策項目に掲げている「切れ目のない支援」という文言と矛盾を感じる。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」基本方針2の成果指標として、「障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度」を設定しており、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実に向けて、量だけでなく質についてのモニタリングも適切に実施してまいります。</p>
105	<p>28 ページ 基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実「重点取組」</p> <p>重点取組の4つ目の「視覚障害、高次脳機能障害、難病の方などの～」の項目のところの上から2行目に、「高度な専門的支援」という単語がありますが、「高度な」はいらないと思う。</p> <p>ここに掲げられていない障害やご病気の方への支援も、限りなく高度な専門性を必要とする支援であり、難病の方のICT機器利用支援のことを指して「高度な」と表現しているのならば、「特別な」といった表現のほうが適切だと思う。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「高度な」を削除いたします。</p>
106	<p>30 ページ 基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実「施策項目」</p> <p>「⑥意思疎通支援」の内容が、聴覚障害に特化した内容であることに疑問を感じる。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。「多様な障害特性に応じたICT機器利用支援」については、アクセシビリティの向上やコミュニケーション</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>意思疎通支援は聴覚障害以外の障害をお持ちの方も必要としている。28ページの基本方針3重点取組の4つ目の「多様な障害特性に応じたICT機器利用支援」を、こちらともリンクさせて、幅広い障害像の方々の意思疎通支援の充実を図ってほしい。</p>	<p>手段の充実を図ってまいります。</p>
107	<p>31ページ基本方針4自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実「成果指標」</p> <p>この項目の成果指標もすべて「回数」であり、これらの指標とその回数が「自分らしさを発揮できる社会参加」の指標になるのだろうかとの疑問である。「質」を計れる指標を考えていてもらいたい。</p> <p>本質的な保健・福祉の成果指標は、「量」、それもセミナーや会議の回数だけでは表せないものであると考えている。「質」を指標にすることはそう簡単ではないことも理解しているが、その指標づくりこそ、保健福祉行政の肝なのではないかと思う。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」重点取組の成果指標は、重点取組として掲載する事業の達成度を図るアウトプット指標として、各事業の実施回数等、分かりやすいものを設定しているほか、各基本方針の成果指標の最上段には、基本方針の達成度を測る指標を設定しております。各事業の実施結果における質的な効果等も分析しながら、取り組みを進めてまいります。</p>

○「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」に関するご意見（21件）

No	意見の概要	本市の考え方
108	<p>障害者本人に配慮した地域生活への移行 移行に関しては、反対するものではない が、住み慣れた施設を出ることに大きな 抵抗感を感じる本人もいると思われる。 市内での身元引愛人がいるのか、支援 体制、施設がしっかり確保できるのかも 大きな問題。法律や施策で本人の安定した 生活を乱すことのないよう、移行に は慎重に、また、社会支援体制をしっかり 撃え具体的な数値を示して実施して欲 しい。これから、施設移行が必要となる地域 在住の障害者の数値も考慮して欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
109	<p>訪問系の事業所が減少している理由を知 りたい。</p>	<p>事業所数については本計画には記載して おりませんが、訪問系のいずれのサービスに ついても増加傾向であり、今後も引き続き 増加していくものと想定しております。</p>
110	<p>主な数値目標、サービス見込み量の中か ら、相談支援専門員の確保や定着について の数値目標を入れて欲しい。見込み量で は、計画相談支援の1か月実人数が明記され ているが、相談支援専門員が対応しきれず に、セルフプランで対応している。一人が 抱える相談件数が多くなっている状況であ る。長い将来を考えたうえで、当事者の 身近な相談員として相談支援専門員の確保 が必要。また事業運営を継続出来るよう 報酬体制の整備、市独自の補償についても 検討いただきたい。</p>	<p>障害のある方やそのご家族が安心して 生活していくために相談支援は重要と考え ており、相談支援専門員の確保や定着も同様 に考えております。今後も実態把握を進め、 より利用しやすい環境の整備に努めてまい ります。</p>
111	<p>第4章1成果目標2地域生活支援の充実 (2) R6の各目標値は増えるはず。近隣 の新規グループホームは重度障害者を受け 入れ。スタッフの知識スキルは乏しく強度 行動障害への対応は上手くいっておらず、 身体障害者にはスタッフの暴言との情報を 得ています。</p>	<p>国の基本指針で示された目標事項を基本 としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえ 「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児 福祉計画（第3期）」の成果目標を設定して いることから、中間案でお示した内容で 検討を進めてまいります。 本計画の「第4章 障害福祉計画（第7 期）・障害児福祉計画（第3期）」における成果 目標として、「強度行動障害を有する 障害者に関する状況や支援ニーズの把握 および地域の関係機関が連携した支援体制の</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>整備」を新たに掲げ、行動障害のある方に対応できる人材育成や、施設等の支援力向上を目指してまいります。</p>
112	<p>第4章4見込量(8) 移動支援事業は倍増であって欲しい P 61の社会参加促進事業の見込増は理想的だが、現状利用したくても新規の空きは無く、保護者ネットワークでも課題となっている。生活介護でも、移動支援を利用できている人は生活が充実しているという。高等部迄は放デイを利用できるが卒業後は親が仕事を辞めないと充実した生活は見込めない。多くの方が利用できる施策が必要。</p>	<p>余暇活動を通じて、社会的な経験を広げていく上で、移動支援は有効なサービスであると認識しております。サービスを提供する事業所数自体は徐々に増加しておりますので、今後も事業の実施に意欲的な事業者からのご相談に積極的に応じていくなど、ニーズの受け皿確保のための取り組みを進め、ご家族にとってより利用しやすいサービスとなるよう取り組んでまいります。</p>
113	<p>手帳認定事務に関しては具体的な成果が記述されているが、指導・監査・事務に関しては抽象的なもので、内容をもっと深めていただきたい。</p>	<p>障害福祉サービスの質の向上のためには、実地指導及び集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが重要であることから、実地指導の回数や集団指導への事業所参加率を具体的な目標値として設定しております。今後とも、障害福祉サービスの質の向上を目指してまいります。</p>
114	<p>障害者福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期) 4 障害児支援の提供体制の整備等 (3) 重症心身障害児に対する支援の項目では、児童発達支援事業所および放課後等デイサービスについてのみ記載されております。仙台市障害者保健福祉計画では、医療型短期入所についても記載されておりますので、障害者福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)においても盛り込んでいただきますようお願いいたします。 (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置の項目では、宮城県医療的ケア児等相談支援センターだけでは、相談支援以外の領域をカバーしきれていない現実を考えると、政令指定都市である仙台市は宮城県とは別に仙台市医療的ケア児等総合支援センターを設置するべきであると考え</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	ます。	
115	<p>強度行動障害を有する方への支援となっているが、計画についても同様な記載があるものの、数値目標のところには反映されていないのは何故か？行動障害のある方を抱える家族・障害者支援施設への支援の強化は、もちろん研修等は必要だが、相談支援の強化、支援の質の向上はもちろんだが既存の障害者支援施設における多室の解消等個室化の推進、ユニット化など施設環境の整備、人員配置が必要と考える。日本知的障害者福祉協会でも強度行動障害の方の支援について、虐待防止・権利擁護の観点から包括的に課題整理や問題点を独自の調査をしており、数値目標に反映すべきと考える。</p>	<p>国の基本指針では、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしております。国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえた成果目標を設定していることから、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。</p>
116	<p>第4章 1成果目標-1 「福祉施設入所者の地域生活への移行」 (2)「施設入所者数」 国の基本指針のとおり、入所人数自体を減らす目標を示すべき。前項で地域生活移行者数の目標値が示されており、少なくとも方針上の整合性を持たせる必要がある。 国はもとより市の基本方針とも逆行しているので、1年に1人ずつでも定員を減らすことが求められる。 障害者政策の流れはインクルージョンであり、入所施策の扱いがその進捗や本気度を図るバロメーターになる。 さらに、「施設入所が必要」という理由を分解していけば、「地域に支援資源がない」「支援ノウハウが不足している」ことが少なからず出てくる。これは待機者にも当てはまる。これらの課題に向き合い、入所待機者を減らしていく施策・取り組みが必要である。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、中間案37ページに記載の通り、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を設定しております。</p>
117	<p>第4章4「見込み量」(1)障害福祉サービス 「訪問系サービス」とりわけ「重度訪問介護」の見込み量(支給料)を大幅に増やす</p>	<p>重度訪問介護サービスはより手厚い支援を必要とする方の在宅生活を支える上で大切なものと認識しております。見込み量については、これまでの利用実績を基に算出し</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>べき。</p> <p>重度障害者の地域生活を支える中心は訪問系サービスである。中でも重度訪問介護は、重度障害者の種々の断続的な介護ニーズに対応し、長時間滞在型の介護を提供するものだ。これを増強していくことで、地域生活を安定させていく、という方向に転換するべきである。</p> <p>これによって、入所待機者の減少、地域移行者の減、入所定員の減という循環を創っていく。障害者権利委員会からの総括所見でも同趣旨の指摘をされている。言うは易い。だが、“転換”の時であるとも思う。</p>	<p>ておりますが、必要とする方に十分な支援が行き渡るよう、引き続き提供体制の整備に努めてまいります。</p>
118	<p>第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害福祉計画（中間案）意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。（意見）・盲ろう者の多様なニーズに応えられる支援者の養成にさらに力を入れて養成時間を増やし、充実させてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、盲ろう者通訳・介助員の養成講習や派遣事業など引き続き意思疎通支援の人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めてまいります。</p>
119	<p>第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害福祉計画</p> <p>4 見こみ量 （中間案）</p> <p>かっこ1障害福祉サービス</p> <p>○1訪問系 同行援護</p> <p>単位 月あたりの時間</p> <p>前期実績 令和3年度 3091 令和4年度 3555</p> <p>今期見こみ量 令和6年度 3919 令和7年度 4115 令和8年度 4321</p> <p>（意見）</p> <p>・視覚に障害のある方の外出や社会参加が増えて、利用実績ペースで算出されており、さらなに利用者増加にも対応できるよう事業所と人材を増やしてほしい。</p>	<p>同行援護サービスはより手厚い支援を必要とする方の在宅生活を支える上で大切なものと認識しております。見込量については、これまでの利用実績を基に算出しておりますが、必要とする方に十分な支援が行き渡るよう、引き続き提供体制の整備に努めてまいります。</p>
120	<p>第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害</p>	<p>同行援護サービスはより手厚い支援を</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>じ福祉計画 4 見こみ量 (中間案) かっこ1障害福祉サービス ○1訪問系 同行援護 単位 月あたりの利用者数 前期実績 令和3年度 214 令和4年度 222 今期見こみ量 令和6年度 223 令和7 年度 223 令和8年度 223 (意見) ・もう少し数が負打てもよいように感じる。</p>	<p>必要とする方の在宅生活を支える上で大切なものと認識しております。見込量については、これまでの利用実績を基に算出しておりますが、必要とする方に十分な支援が行き渡るよう、引き続き提供体制の整備に努めてまいります。</p>
121	<p>第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害 じ福祉計画4 見こみ量かっこ8地域生活 支援事業(中間案)専門性の高い意思疎通 支援をおこなう者の養成研修事業③盲ろう 者通訳介助員単位 養成講習修了者数前 期実績 令和3年度 8 令和4年度 8今期 見こみ量 令和6年度 8 令和7年度 8 令和8年度 8(意見)・今後も確実に安定し た人材確保に努めてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、盲ろう者通訳・介助員の養成講習や派遣事業など引き続き意思疎通支援の人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めてまいります。</p>
122	<p>第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害 じ福祉計画 4 見こみ量 かっこ8地域生活支援事業 (中間案) 専門性の高い意思疎通支援をおこなう者 の派遣事業 ②盲ろうしゃ通訳・介じょ員 単位 派遣人数 前期実績 令和3年度 321 令和4年度 467 今期見こみ量 令和6年度 440 令和7 年度 440 令和8年度 440 (意見) ・必要性と需要も高く、令和4年度実績 から480人、500人と段階的に増やして はどうか</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、盲ろう者通訳・介助員の養成講習や派遣事業など引き続き意思疎通支援の人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>(中間案) 専門性の高い意思疎通支援をおこなう者の派遣事業 ②盲ろうしゃ通訳・介助員 単位 派遣利用時間 前期実績 令和3年度 1185 令和4年度 1715 今期見こみ量 令和6年度 2059 令和7年度 2059 令和8年度 2059 (意見) ・盲ろう者の社会参加が増えること、需要も高く、時間数も230時間など引き上げてはどうか。</p>	
123	<p>44 ページ 4 障害児支援の提供体制の整備等 (1) 障害児の地域支援体制の構築 「障害児の地域支援体制の構築【新設】」の内容が、「児童発達支援センターによる地域支援体制の向上を目指す」のみで、児童発達支援センターの支援回数と訪問回数が増えることが目標になっており、これでは、「仙台市が目指す支援体制」がどのようなものなのかが全く見えてこない。 せっかく新設するのならば、仙台市に住む障害を持った子どもたちや保護者の方々への支援提供体制の目指すべき方向性はどうのような方向性なのか、そしてそれに対して現状はどうであるのか、その2点をまず洗いだすことが先で、洗い出をしないままに「量」の目標を立てているように思う。 「障害児」とひとくくりで表現されているが、発達障がメインの子どもさんと、肢体不自由を伴っている子どもさんと、重複障害の子どもさん等、様々な障害像の子どもさんなどがおり、必要な支援は少しずつ違うはずであるが、それが見えてこない。これでは地に足のついた支援にはつながらず、もちろん、支援体制の整備にもつながらないと思う。</p>	<p>国の基本指針では「障害児支援の提供体制の整備等」「障害児の地域支援体制の構築」として、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとしております。 本市ではすでに設置済み(11箇所)であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害児通所支援事業所等と連携し、地域の支援体制向上を目指してまいります。 また、障害児の支援体制の構築については、児童の日常の過ごし(幼稚園、保育所、学校等)において、適切な支援が受けられる体制づくりが重要と認識しております。アーチルや児童発達支援センターによる地域支援を推進することで、支援の充実につなげてまいります。</p>
124	<p>45 ページ 4 障害児支援の提供体制の整備等 (2) 障害児の地域社会への参加・</p>	<p>国の基本指針では「障害児支援の提供体制の整備等」「障害児の地域社会への参加・</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>包容の推進ここについても、目標が「児童発達支援センターの支援回数」のみが目標値とされていることに、疑問を感じる。同ページの下から2行目に、「アーチルや児童発達支援センターが」と2つの組織の名称が記載されているが、この2つの組織の役割の違いが明記されておらず、かつ、目標値が児童発達支援センターの訪問回数のみになっていることで、特にアーチルの役割が見えてこない。この項目においても「仙台市が目指す支援体制」がどのようなものなのが見えない。上記と同様であるが、現状の課題の洗いだしをしないままに「量」の目標を立てているように思う。「障害児」とひとくくりで表現されているが、発達障害がメインの子どもさんと、肢体不自由を伴っている子どもさんと、重複障害の子どもさん等、様々な障害像の子どもさんとがあり、必要な支援は少しずつ違うはずであるが、それが見えてこない。インクルージョンという表現を使うのなら、保健・福祉にとどまらず、教育・医療といった、大きな組織間の連携が不可欠であり、そのような組織間の大きな連携の仕組みづくりこそ、仙台市の大きな解決すべき課題ではないのかと思う。</p>	<p>包容（インクルージョン）の推進」として、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしております。</p> <p>国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえ「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」の成果目標を設定していることから、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。</p> <p>なお、アーチルにおける取り組みについては、本計画の「第3章 計画の方向性」「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」に掲載しているほか、施策体系ごとの関連事業一覧については、「第6章 関連事業一覧」として掲載することとしております。</p> <p>また、「第3章 計画の方向性」基本方針2の成果指標として、「障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度」を設定しており、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実に向けて、量だけでなく質についてのモニタリングも適切に実施してまいります。</p>
125	<p>46 ページ 4 障害児支援の提供体制の備等 (3) 重症心身障害児に対する支援</p> <p>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数を令和8年度までに31カ所にするという目標が書いてあるが、この目標が実現していくための背景として、医療と福祉との現実的なレベルでの連携のシステムづくりや、事業所の人材育成のシステムづくりなどが重要であり、そこそが仙台市として取り組んでほしいことである。</p> <p>なぜ重症心身障害児を支援する事業所が増えにくいのか、何がネックになっているのか、それに対して市がバックアップできることは何かなど、現状の課題の分析が</p>	<p>重症心身障害の方や医療的ケアの必要な方の支援体制整備につきましては、当事者やご家族、学識経験者等で構成する「仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会」を設置し、地域支援に関する情報共有や、関係機関の連携の緊密化等に向けた協議等を行っております。本連絡会で取り上げられた各委員の声や課題等については、仙台市施策推進協議会で報告するなど、施策化や体制整備の一助として活かしていけるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>必要に思う。</p>	
126	<p>49 ページ 6 障害福祉サービスの質の向上 (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用</p> <p>大項目の「障害福祉サービスの質の向上」とは、「仙台市全体として、障害福祉分野のサービスの質を向上を目指す」ことだと理解するのですが、その具体的内容が、なぜ「仙台市職員の研修会の参加」のみ記載されていることが甚だ疑問である。仙台市職員の質の担保は仙台市の責務であって、このような計画に載せるものなのだろうかと疑問に感じる。</p> <p>大項目1～5は、委託先が実施する目標が書かれているのに、この項目だけ「仙台市職員の研修参加回数」というのは、どう考えてもおかしい。</p>	<p>国の基本指針では、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定することとされており、</p> <p>国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえた成果目標を設定していることから、中間案でお示した内容で検討を進めてまいります。</p>
127	<p>50 ページ 6 障害福祉サービスの質の向上 (3) 実地指導・集団指導上から 2 行目に「障害福祉のサービス等の質を向上させるため～」とあるが、「障害福祉サービスの質の向上のため～」の表現のほうがよいと思う。「させる」という言葉はふさわしくないと感じる。「仙台市の障害福祉サービスの質の向上は、仙台市職員による実地指導と集団指導によって目指す」という考え方がそのものが、現実を見ていないのではないかと思う。児童発達視線センターの職員も、児童発達支援事業所の職員も、学校教諭も、保育所職員も、児童館職員も、仙台市職員の皆さんと同じくらい、もしくはそれ以上に「質」の向上を目指して日々学んでいる現状を、もっと知るべきである。指導ではなく、一緒に学びあう考え方を示してもらいたい。</p>	<p>「第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」「6 障害福祉サービスの質の向上」「(3) 実地指導・集団指導」における「障害福祉のサービス等の質を向上させるため」という表現につきましては、国の基本指針を引用しております。</p>
128	<p>51 ページ～53 ページ 見込量確保のための方策等</p> <p>今までの繰り返しとなるが、仙台市の障害児支援の要は「アーチル」であるはず</p>	<p>アーチルが障害児支援の要となっており、引き続き「生涯ケア」の実現に向けて取り組んでいく一方で、多様化する支援ニーズに対応していくためには、より身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりが必要</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>なのに、アーチルがどのような役割を果たすのかが明記されていない。また、障害児支援を考えたときに「医療との連携」は外せないと思うのだが、医療との連携について触れられていないのは、片手落ちだと思う。また、(7)の質の向上の取り組みが、「仙台市職員の研修参加」というのは、やはりおかしと思う。</p> <p>仙台市に住む障害を持った子どもたちや保護者の方々への支援提供体制の目指すべき方向性はどのような方向性なのか、そしてそれに対して現状はどうであるのか、その2点をまず洗い出すことが先で、洗い出さないままに「量」の目標を立ててしまっているように思う。これでは本当の支援にはつながっていかないように思う。</p> <p>また、障害児支援のシステムを考えていくには、保健・福祉だけでなく、教育や医療といった、大きな組織間の連携が不可欠であり、そのような組織間の大きな連携の仕組みを作っていくことこそ、仙台市の大きな解決すべき課題ではないのかと思う。</p>	<p>と考えております。</p> <p>アーチルでは地域の関係機関の支援力向上に向けて、施設支援について、より一層、取り組んでまいります。</p> <p>「医療」との連携については、発達障害や知的障害のある方が地域の身近な医療機関で受診できるよう、宮城県と共催で「かかりつけ医等発達障害者対応向上研修」を実施するなど、引き続き、医療分野への障害理解・普及啓発・連携強化に向けた取り組みに努めてまいります。</p> <p>また、国の基本指針では、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定することとされております。</p> <p>国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえた成果目標を設定していることから、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。</p>

○「第5章 計画の推進」に関するご意見（8件）

No	意見の概要	本市の考え方
129	<p>障害福祉計画の表現を、当事者にも十分理解できるようなわかり易いものにして欲しい。この計画に当事者の意見は反映されていますか？障害者を排除した場で話し合った計画になんの意味があるのでしょうか。</p>	<p>本計画では「第5章 計画の推進」「3計画の普及・啓発」に情報保障について記載しております。点字版、テキスト版、わかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実してまいります。</p> <p>施策を推進していくために、当事者の意見を取り入れていくことは重要と認識しており、仙台市障害者施策推進協議会や仙台市障害者自立支援協議会等において当事者に委員を委嘱し、本市における障害者施策に関する検討を行っております。引き続き、各種会議体への当事者の参画を推進してまいります。</p> <p>また、本計画の策定にあたり、市内に在住する障害のある方の日常生活の状況、保健福祉サービスの利用動向及び利用意向、市民の皆様の障害のある方に対する理解の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査を実施し、実態の把握に努めております。</p>
130	<p>中間案の点字のものが欲しい</p> <p>目はもともと見えず、音声を聴いているが、高齢で耳も遠くなってきている。</p> <p>点字なら読めるので、一刻も早く計画や会議の資料、議事録を点字にしてほしい。</p> <p>今の仙台市は住みづらい。</p>	<p>各区役所・総合支所及び障害者総合支援センターに本計画中間案の点字版を閲覧用として設置しております。</p> <p>また、今後本計画を策定した際の点字版についても、同様の取り扱いとする予定ですので、ご活用いただけるよう周知に努めてまいります。</p>
131	<p>この計画は市民に周知されているのか。</p>	<p>本計画では「第5章 計画の推進」「3計画の普及・啓発」において、計画の広報について記載しております。</p> <p>また、本計画の中間案の策定にあたりまして、本市ホームページ及び市政だよりへの掲載、中間案冊子の市内関係施設での配布のほか、ワークショップ「ココロン・カフェ」（令和6年1月14日開催）での周知等を行っております。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
132	<p>基本的視点として、障害（難病）児も、自立した地域生活を送るためには、制度が十分に周知され、また県および市町村の福祉・教育・医療・就労に関わる各機関の横の連携が図られることが重要です。そのためにも、当事者を参画させた協議会の充実が必須と考えます。</p>	<p>本計画では「第5章 計画の推進」において、「子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進していきます。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施していきます。」としているほか、国や宮城県、関係機関との協調や様々な主体との連携について記載しております。施策を推進していくために、当事者の意見を取り入れていくことは重要と認識しており、仙台市障害者施策推進協議会 や 仙台市障害者自立支援協議会等において当事者に委員を委嘱し、本市における障害者施策に関する検討を行っております。引き続き、各種会議体への当事者の参画を推進してまいります。</p>
133	<p>福祉サービスの利用ニーズの把握に努めるだけでなく、その改善・充実に努める旨の語を追加すべき。</p>	<p>本計画策定後の達成状況の点検及び評価については、障害のある当事者の方が参画している仙台市障害者施策推進協議会において、監視・調査・分析・評価を行うこととしております。成果指標や成果目標の達成状況を点検するほか、障害のある方や障害関係団体、障害福祉事業所等のご意見もお伺いしながら検証を行い、所要の対策を実施してまいります。</p>
134	<p>まずは障害当事者にも計画や困った際の窓口などを教える機会が必要だと思う。さらに当事者から学びたいこと、それに必要な支援を聞き出すことも必要だと思う。</p>	<p>障害のある方への本計画や相談窓口等の周知については、必要な情報が届くよう、広報の工夫に努めてまいります。また、各事業における課題の把握等においては、障害のある方や支援者の方などからご意見をお伺いする機会を確保するよう努めてまいります。</p>
135	<p>どのような周知が障害者への情報提供として適切か検討して計画にも反映してほしい。情報弱者、特に知的障害者にどのように情報を届けるかは独自に検討が必要。いかに情報を届けるかという視点で加筆を望む。</p>	<p>本計画では「第5章 計画の推進」「3 計画の普及・啓発」に情報保障について記載しております。点字版、テキスト版、わかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実してまいります。</p>
136	<p>第5章 計画の推進</p>	<p>引き続き、障害により情報を得ることが</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>3 計画の普及・啓発 (中間案)</p> <p>仙台市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、仙台市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知していきます。</p> <p>また、点字版、テキスト版、平易版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しいかたに対する情報保障を充実していきます。</p> <p>(意見)</p> <p>視覚に障害のある方や盲ろう者にとっても点字版やテキスト版での情報は、大変ありがたいです。</p> <p>今後もぜひ広く対応していただきたいです。</p>	<p>本市の考え方</p> <p>難しい方に対する情報保障を充実してまいります。</p>

○事業・サービス等に関するご意見 (292件)

No	意見の概要	本市の考え方
137	<p>ヘルプマークのIT化に向けた改善点の探求要約:本論文では、ヘルプマークのIT化への取り組みに焦点を当て、その改善点を論じます。IT技術の進化が社会に変革をもたらすなかで、ヘルプマークもその有効性を向上させ、より包括的で効果的なサービス提供が可能となります。デジタルテクノロジーを活用ユーザビリティとアクセシビリティを向上させる方法を模索します。1. 導入可能なテクノロジーの検討:ヘルプマークのデジタル化には、導入可能な様々なテクノロジーがあります。QRコード、NFC(近距離通信)、IoT(モノのインターネット)などの技術を活用し、ユーザーが簡単かつ効果的に情報を得られる仕組みを検討します。2. スマートフォンアプリケーションの導入:ヘルプマークの情報やサービスにアクセスするための専用アプリケーションを開発し、利用者により直接的なサポートを提供します。スマートフォンの普及に合わせ、アプリケーションを通じた情報提供が利便性を向上させます。3. クラウドベースのデータ管理:ヘルプマークに関する情報をクラウド上で管理することで、リアルタイムでの情報更新や遠隔地からのアクセスが可能となります。これにより、施設や地域ごとのニーズに即座に対応できる柔軟性が生まれます。4. ユーザー体験の向上:IT化により、ヘルプマークのユーザー体験を向上させることが期待されます。視覚障害者向けの音声案内、カスタマイズ可能な表示設定、言語切り替えなど、多様なユーザーに対応した使いやすいデザインを採用します。5. データセキュリティとプライバシー保護:IT化に際しては、ヘルプマークに関するデータのセキュリティとプライバシー保護が不可欠です。適切な暗号化技術やアクセス制御を導入し、個人情報保護に努めます。6. フィー</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ドバック機構の構築：I T化により得られる利用者のフィードバックは、システムの改善に資する重要な情報源となります。利用者が直面する課題や要望を把握し、システムを適切にアップデートする仕組みを構築します。7. 教育と普及活動：新たなI Tツールやアプリケーションの利用方法を啓発するための教育と普及活動が重要です。施設やユーザー層に合わせたトレーニングプログラムを実施し、I T化への理解を深めます。結論：ヘルプマークのI T化は、包摂的で効果的なサービス提供を可能にする可能性を秘めています。適切なテクノロジーの導入とシステムの継続的な改善より、デジタル時代に即したヘルプマークの未来が切り開かれることが期待されます。6. 地域社会への普及：ヘルプマークの存在や重要性を地域社会に浸透させるため、自治体やコミュニティでの啓発イベントやワークショップを増やすべきです。7. 定期的なりフレッシュ：デザインや仕様は時間とともに変わる可能性があるため、定期的な見直しとアップデートが必要です。新しいテクノロジーやユーザビリティの改善に柔軟に対応できるようにするべきです。8. インクルーシブな設計：ヘルプマークの設計段階からインクルーシブなアプローチを取ることが重要です。異なる障がいやニーズにも対応できるよう配慮すべきです。9. デジタルマーケティングの活用：ソーシャルメディアやウェブサイトを活用して、ヘルプマークに関する情報を発信し、共有することで広く認知度を上げることが可能です。10. ユーザーフィードバックの導入：ユーザーフィードバックを積極的に取り入れ、実際の利用者の意見や提案に基づいて改善を行うサイクルを確立することが求められます。</p>	
138	<p>当事者に対する虐待等が頻発しているので、実行ある対策をお願いしたい。</p>	<p>引き続き、障害者虐待の予防や早期発見等のための体制整備、普及啓発に取り組み、障害者虐待防止に努めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
139	<p>障害者の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務、介助付き就労、福祉施設を併用して就労など）を企業に提案します。障害者の定義に難病患者も含まれると明記されていますが、就労に関しては、障害者手帳の有無で企業の対応がまったく違ってくるため、手帳の無い難病患者は実際のところ「障害者」という枠組みから外れてしまっているのが現状です。手帳のない難病患者の就労支援について具体的な施策が必要</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
140	<p>コミュニケーションの支援 聴覚障害者、視覚障害者のみしかコミュニケーション手段の充実の施策が提示されていない。</p> <p>発達障害者、知的障害者の意思決定支援、情報伝達の確保についてもコミュニケーションの支援の充実に、施策に反映させるべきである。</p>	<p>障害のある方のコミュニケーションにおける配慮等については、本計画においては、「第3章 計画の方向性」「基本方針1 施策項目①理解促進・差別解消」などにおいて障害理解の促進に取り組んでいくほか、ご本人の発達特性に応じた支援体制づくりが必須と考えており、本計画の基本方針2「障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実」並びに「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」「3 見込量確保のための方策等」「（4）発達障害のある方等に対する支援」に総括的に記載しており、中間案でお示した内容で検討を進めてまいります。</p> <p>言葉だけでなく視覚的な情報提示をするなど、発達特性に応じた有効な支援方法・関わり方などについて、支援者に限らず日頃接する多くの方々に理解していただけるよう様々な機会を捉えて周知してまいります。</p>
141	<p>聴覚障害児が早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。</p> <p>聴覚障害児が早期に適切な支援を受け、他の児童と平等に権利を保障され共に育つことができるよう、保護者などからの相談及び児童自身の意見を考慮し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。</p> <p>原案には人工内耳への期待が潜んでいる</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ように感じられるが、中途失聴ではなく児童の場合、音が聴こえても言葉として認知される度合いは個体差が大きく、併せて手話を身に付けることの重要性は大きい。</p>	
142	<p>障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めます。また、障害者の社会参加に必要な各種事業（全身性障害者介護人派遣事業など）を実施します。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
143	<p>図書館において、施設の特長や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな普籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの図書館等の取組を促進します。</p>	<p>本市の図書館では、対面朗読や郵送貸出等のサービスに取り組んでおり、図書館ホームページ等で告知しております。引き続き障害のある方のニーズに応じたサービスの充実に取り組んでまいります。</p>
144	<p>「外出や移動の支援」とあるが、通学が含まれていない。学校が用意しているスクールバスは、看護師が同乗していない。児童しか乗車出来ない。保護者が同乗してはいけない。これでは、人工呼吸器を使用している児童はバスを利用出来ない。よって、自家用車・介護タクシーでの通学になるが、共に金銭的な支援が無く、全て家族まかせの家族負担になる。他都市にはある支援であるので、是非仙台市にも構築いただきたい。</p>	<p>移動支援での通勤・通学につきましては、必要とする皆様へサービスが広く行き渡るよう利用の範囲を定めております。今後も実態把握や他都市との情報共有に努めるとともに、必要な財政措置についても引き続き国へ要望し、より皆様のニーズに即した制度となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>医療的ケア児の通学支援についてはモデル事業を実施し、成果と課題を検証してまいります。</p>
145	<p>特に、共同生活援助（グループホーム）の入所者に対する移動支援事業の実施を強く促してください。施設によりその対応にばらつきがあります。障害児者の外出で使う移動支援サービスを、臨時的な通学や通勤にも利用できるようにしてほしい。</p> <p>（常時ではなく、急に親の都合がつかない時や本人の体調不良のときにも利用できるように</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
146	<p>障害の重度化・高齢化がすすんでおり、</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>更に医療的ケアが必要となっている現状をふまえ「看護師の常勤配置」を記述すべき。</p>	
147	<p>障害者雇用総合サポートセンターや市の就労支援センターが連携して支援を進める上で、窓口がどこからでも適切な支援につながるようにネットワーク化が重要です。どこに相談しても必要な支援につながるように具体的な連携システムを検討してほしい。とくに、就職後の定着を図る支援が必要です。仕事に就いても、短期間で辞めることになるのは、体調に波がある障害や病気への理解が職場の上司や仲間にも得られないため。ハローワークの職員やジョブコーチへの研修も必要です。近年、服用する薬の向上などにより、軽症化している若年層の精神障害者への就労支援は手厚いものを感じるが、就職氷河期以前に罹患した精神障害者への支援は貧しいものを感じる。ひっ迫している障老介護の問題なども考慮し、丁寧かつ柔軟な対応をお願いしたい。難病患者、特に内部障害者は障害の程度が見た目からは分からず、先週できたことが今週は体調が悪くできない、など仕事量の調整が難しいです。使用者からみたらとても使いにくい労働力なため離職率も高いと聞きます。ハローワークで紹介してくださる企業や団体の障害者雇用率の数字とともに、その後の勤務年数、離職率なども調査して、わかりやすく情報開示していただきたいです。内部障害者がどのような企業、職種なら長く働けるのか、などがわかるようになると思います。障害者雇用率の虚報告のこともありましたので、実態確認や離職率を減らす工夫について、行政から強く働きかけていただきたいと思います。病児の親たちも共働きが増えてきました。親たちは一般企業で働きながら、病児者の対応についてもノウハウをもっています。行政が“支援”するだけでは障害者の雇用の場を増やせないのであれば、特例子会社を作りたい企業と病児の親</p>	<p>ご意見として承ります。 各地域のハローワーク、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の支援機関と連携しながら、より適切なサービスに結びつくよう相談支援の質の向上を図るとともに、障害者雇用促進セミナー等の機会を通じて、障害のある方の雇用や、企業内の障害理解の進め方等について周知を図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>の団体との橋渡しをしたり、公民館の受付業務など公共施設の業務（比較的時間が定まっており残業がない）を、難病患者採用を積極的に行う、など・・・”結果”が出せる仕組み作りや政策を実行していただけますようお願いいたします。</p>	
148	<p>文科省は特別支援学校にも設置基準を制定する方向で進められていますが、既存校については「努力義務」とのことです。それでは、今いる子どもたちの窮屈な環境は変わらないままになってしまいます。既存校についても設置基準に対応できるように国からの支援を増やしていくように求めていきたいです。国よりも一歩進んで、市独自で学校をもっと増やしていただき、また地域の支援学級の充実も進めていただき、障害のある子どもたちが学ぶ環境を選べるようにしていただきたいと思えます。一日も早く、子どもたちが適切な環境で十分な教育が受けられるようにしていただきたいと思えます。</p>	<p>仙台市立鶴谷特別支援学校につきましては、国が定める特別支援学校の設置基準を満たして運営しているところですが、その他特別支援学校の教育環境につきましては、引き続き宮城県教育委員会と連携してまいります。特別支援学級につきましては、児童生徒や学校の状況に応じて環境の充実に努めてまいります。</p>
149	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営を支援してくださるのは有難いのですが、障害特性への理解が浅い異業種からの参入が目にあまります。発達障害に関しては、職員の専門性が高くないと利用者がバニクを起こしてしまったり、他害・自傷を起こす確率が高くなるうえ、障害特性の理解のない職員からの虐待の対象になっています。書類が揃ったら許可するというのではなく、その「質」を見極めることを大切にしていきたいと思えます。そのため、この事業と併せて「専門性を把握するための仙台市独自の書類の作成に着手する」など、不適切な対応をする事業所の参入を押しやる具体的な内容を加えてください。</p>	<p>障害児通所支援事業者の新規指定におきましては、申請書類上で国で定める設備基準、人員基準、運営基準を満たしているかに加え、事前に管理者や児童発達支援管理責任者と面談を行い、管理者や児童発達支援管理責任者自身の上記基準に対する理解が進んでいるかについても確認しております。</p> <p>なお、本計画の「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」「3見込量確保のための方策等」「(4)発達障害のある方等に対する支援」として、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所も含めた障害福祉サービス事業所に対しても、支援者の支援力向上等の人材育成に努めることで、支援の質の担保に取り組んでまいります。また、放課後等デイサービス事業所従事者に対しては、市内放課後等デイサービス事業所で構成される民間団体等と協働する等して行う研修会にて質の向上に取り</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		組んでおります。
150	<p>入所施設において、土日に帰省できない方も多く、また夜間の支援を必要とする方も多くいます。土日や夜間も適切な支援ができるような施策をぜひ県独自で行っていただきたいと思っております。そのことが、ひいては福祉施設の職員さんにやりがいを持って長く働き続けてもらえることにも繋がると考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
151	<p>今後行政や民間事業におけるデジタルトランスフォーメーションの進展によって、オンラインによる手続きが可能になる場合、音声読み上げや文字拡大などの補助ソフトを利用することで、視覚障害者が自力での文の読みきが可能となることが期待できる。(この意見を書いている筆者の友人も視覚障害者であり、音声ソフトを利用して自力で資料を読んで意見を書いている。)</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
152	<p>行政手続きや日常生活に必要な各種サービスの手続きにおいて、アクセシビリティが確保されると共に、より多くの視覚障害者がパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を活用できるように、訓練の推進についても、リハビリテーション施設や民間の協力も得て注力して欲しい。</p>	<p>視覚に障害のある方が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることは重要なことだと考えております。 本計画では、「第3章 計画の方向性」基本方針3において、「視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じたICT機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施」を重点取組の1つとして位置づけ、視覚障害者支援センターで行う視覚障害リハビリテーション及び障害者福祉センターで行う自立訓練においてICT利用訓練を実施してまいります。</p>
153	<p>現状として、発達障害児者もコミュニケーションの困難を抱えています。そのことが含まれておりません。発達障害児者に対しては、言葉だけではなく、目で見てわかるものを一緒に提示するなどの配慮が必要で、これらの内容について追加をご検討ください。</p>	<p>発達障害のある方のコミュニケーションにおける配慮等については、本計画においては、「第3章 計画の方向性」「基本方針1 施策項目①理解促進・差別解消」などにおいて障害理解の促進に取り組んでいくほか、ご本人の発達特性に応じた支援体制づくりが必要と考えており、本計画の基本方針2「障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実」並びに「第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>3期)」「3 見込量確保のための方策等」 「(4)発達障害のある方等に対する支援」に 総括的に記載しており、中間案でお示した 内容で検討を進めてまいります。 言葉だけでなく視覚的な情報提示をする など、発達特性に応じた有効な支援方法・関 わり方などについて、支援者に限らず日頃接 する多くの方々に理解していただけるよう 様々な機会を捉えて周知してまいります。</p>
154	<p>入所施設等からの地域生活移行を進める と同時に、地域生活している人が入所支援 に頼らざるを得ないような支援体制を作っ ていくことは重要でありそういった支援 体制があれば、入所施設等からの地域生活 移行もスムーズにいくと思われるので、 以下の分を追加すべき。入所施設等からの 地域生活移行に限らず、希望する人がスム ーズに地域での暮らしを実現するために、 自立生活体験プログラムを実施している 事業所に積極的支援をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
155	<p>「あんしんサポートねっと」を普及・ 啓発するよう、周知につとめて下さい。 一般事業者にも適用して下さい。私が障 害年金(精神)を受給していることを理由 に、証券会社が私の証券口座を作らな かったことがあります。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさ せていただきます。</p>
156	<p>何故、人材不足なのかの現状が把握され ていない。「合同入職式」「研修」があげ られている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
157	<p>ピアサポーターの研修と資金を掲載する こと。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
158	<p>障害者が地域で暮らしていくためには 介助者が必要不可欠です。しかし、雇いた ても賃金が他の職業に比べ圧倒的に低いた め常に人材の確保に苦しめられています。 ひとりひとりの過重労働を避けるためにも 介助補償を、せめて公務員給与に準ずる 金額で雇える予算を確保して欲しいです。 介助者は拍手や感謝だけでは生活してい けません</p>	<p>障害福祉サービス従事者確保については、 障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間 の職員交流の強化等による、障害福祉 分野の人材確保・人材定着の更なる支援が 必要と認識しております。 障害福祉分野で働く人材の確保と定着 のため、障害福祉分野で働くことの魅力を 広く発信するとともに、事業者を対象とし たセミナーや、事業所職員の交流会などを 実施してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>また、適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
159	<p>医療的ケアのあるお子さんのショートステイの場所がかなり限られます。地域に医療的ケアのあるお子さんが安心して利用できるショートステイ施設が必要です。ケアする保護者は限界を超えた日々を過ごしています。社会資源で支える必要があります。</p>	<p>医療的ケアを要する方の支援には、専門的な知識や技術が必要であり、当事者や保護者を支えるショートステイをはじめとする社会資源の充実が必要と認識しております。医療的ケア児者や重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう、医療型短期入所事業所の拡充に取り組んでまいります。</p>
160	<p>グループホームなどの確保・充実についても、入所施設と同様に関係者の参加による検討の場を持つことの施策を明示していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
161	<p>障害年金2級では利用料が払えない実態に対する、改善施策の明示。</p>	<p>ご意見として承ります</p>
162	<p>手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者やろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて支援します。手話は言語であるという認識の下、ろう者とうろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することをめざし、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者やろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて支援します。手話はろう者の言語であるとともに、ろう者以外の者がろう者と共に生きるための言語であることの明確化が必要。手話通訳者の養成や派遣の質の向上についてもうろう者の関りは欠かせない。</p>	<p>手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の養成については、指導者養成を受けた当事者も講師を務めており、今後もより質の高い講座が出来るよう企画・検討を継続してまいります。</p>
163	<p>障害者交流センターの機能の充実を図る上で、ICT環境の整備は、今後ますます</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>必要になります。オンラインによる会議やその支援もより充実させてほしい。</p>	
164	<p>地域で生活できるため、孤立しないため、ひきこもらないためにサポートの中身をもっと細かく丁寧に作り上げていただきたい。</p>	<p>令和5年度のひきこもり支援ニーズ調査の結果を踏まえ、個々の状態に合わせた支援の充実に向け、相談窓口の強化や居場所等の社会参加に向けた各種プログラムの充実に努めてまいります。</p>
165	<p>障害の有無や年齢に関わらず、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活が送れるよう地域全体で支え合うため、学校・家庭・地域の連携を深め、児童生徒をはじめ地域の全ての人に対して心豊かな福祉意識の啓発や福祉活動への参加を支援し、「参加型福祉社会」の実現を目指します。また、全身性障害者介護人派遣事業は障害者が身近な地域の人との繋がりを持つきっかけとなり地域共生の重要な制度、大切な社会資源として推進します。</p>	<p>全身性障害者等指名制介護については、重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護者がいない方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する事業です。</p> <p>本計画では、「基本方針3 施策項目② 生活支援」の関連事業として位置づけ、引き続き施策を推進してまいります。</p>
166	<p>福祉教育・交流を進める上で、障害難病団体の当事者の体験や生の声を伝える授業や講演は、有効な手段となり得ると思います。職員向けの研修では積極的に利用を進めてほしいです。</p>	<p>障害者差別解消条例に係る庁内体制の整備等の一環として、新規採用職員研修において、障害のある方に講話をいただいているほか、全職員を対象とした研修を実施しており、実施状況は仙台市障害者施策推進協議会において毎年度報告しております。数値目標を設ける予定はございませんが、本市職員が市民や事業者の皆様の規範となる対応ができるよう引き続き取り組んでまいります。</p>
167	<p>司法に委ねるのではなく、成年後見制度・成年後見登記についての相談対応や啓発のためのリーフレット作成等を行って頂きたい。制度のスタートが認知高齢者である成年後見制度を、若年の知的障害者などのそのまま当てはめることによる不利益等が様々な場面で報告されている。促進するだけではなく制度の検証が必要。</p>	<p>成年後見総合センターにおいて各種相談等に対応しております。また、本制度は国が所管しているため、本市としては制度の範囲内で利用者が適切なサポートを受けられるよう、引き続き努めてまいります。</p>
168	<p>障害者権利擁護センターを普及・啓発するよう、周知につとめてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
169	<p>強度行動障害は、知的障害を併せ持つ自閉スペクトラム症のある子ども・人</p>	<p>子どもの障害に気づいた早い段階から適切な支援を受けることが二次障害の予防</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>が特性への配慮がない環境に身を置き、無駄な叱責を受ける、学びの機会を失うなどの誤学習の積み重ねのために起こる二次障害です。強度行動障害を抱えさせない（予防する）ために、自閉スペクトラム症のある子ども・人たちに関わる全ての人材に正しい障害理解と有効な支援を知る研修を実施してください。（少なくともこれまでの研修の在り方は効果がないことは分かっています。）</p>	<p>に繋がると認識しており、子育てに関わる多くの方が発達障害について理解し、その子どもに合った支援や関わりを持てるよう研修会・セミナー・施設支援などの様々な機会を捉えて周知してまいります。</p>
170	<p>特に精神障害者に関してですが、ワンストップで相談できるようになっていないようです。たらい回しの無いよう、お願いします。</p>	<p>精神障害のある方への相談対応は、各区障害高齢課等の行政機関における障害者総合相談のほか、障害者相談支援事業所等において、個別のニーズに応じて、訪問や来所等の手法により提供しております。引き続き必要な支援が提供できるように努めてまいります。</p>
171	<p>協議の場を設置しただけで、連携も構築も進んでいない施設へ先行している施設との交流、研修を指導いただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
172	<p>医療的ケア（酸素療法）をしている病児が、保育園や幼稚園で入園を断られるケースがありますが、看護師の配置を進めるなどして適切な支援を行うように指導してほしい。（入園の条件として親の付き添いが求められるなど）医療コーディネーターの役割を明確にしていきたい。関係機関との連携、研修を重ねていただきたい。</p>	<p>本市では、平成29年度より、保育所等において経管栄養と導尿の医療的ケアが必要な児童の受け入れを開始し、令和3年度からはケアの種類に血糖値測定、インシュリン投与、喀痰吸引等を追加するとともに、受け入れが可能な施設を拡充してまいりました。酸素療法については、現時点で提供している医療的ケアの対象となっておりますが、保育所等や医療関係者から意見を伺いながら、保育所等の環境で安全・安心に提供可能なケアのあり方を検討してまいります。また、専門研修によりケア技術の向上を図るほか、保育所等へ必要な助言指導を行い、医療的ケア児への適切な支援に引き続き努めてまいります。</p>
173	<p>体不自由児が通える療育機関が不足しており、多くの肢体不自由児が心身障害児総合療育医療センターに通所している状況がある。市内の居住地域に通える療育施設が無いために、横の繋がりが出来ず、ケアラーを担っている母親が孤立しや</p>	<p>医療的ケア児等コーディネーターの養成や、宮城県医療的ケア児等相談支援センターとも連携を図りながら、重症心身障害、医療的ケアがあっても安心して暮らすことのできる相談支援体制の整備に取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>すい 況にある。また、医療的ケア児については、家族、医師、看護師のみしか認められていないケアが日常的に多くある場合、ほとんど預ける先が無い。24時間在宅で生活を共にする家族の負担は大きく、昼夜問わず行う痰の吸引や体位交換で細切れの睡眠となり、息つく暇もなくケアに追われる。特にメインでケアラーとなる事が多い母親は、気力、体力、時間的にも就労することは困難となり、共働きが多い若い世代にとっては経済的な負担も大きい。以上の事から下記3点を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉区泉中央に心身障児のための療育センターを設置すること ・上記施設内に気軽にレスパイトを利用できる施設を設置すること ・預け先が確保できずケアラーの就労が困難な状況にある場合の手当 	<p>また、重症心身障害児や医療的ケア児が通える放課後等デイサービス事業所の整備の促進および放課後等デイサービスでの医療的ケア児の受け入れの促進に取り組んでまいります。</p> <p>本市では、医療的ケア児を介護する家族等の負担の軽減を目的として、医療型短期入所施設の整備に取り組んでおります。今後は、当該事業の開設等について、事業者に対して働きかけを行い、整備の促進を図ってまいります。</p>
174	<p>相談支援員が未熟な場合、逆に二次被害が起きる。支援員の教育充実をお願いしたい。</p>	<p>障害のある方に必要な支援を提供していくためには、支援者の能力の向上が必要であると認識しております。障害者相談支援体制を支える基幹相談支援センターにより相談支援を行うほか、地域の関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図ってまいります。</p>
175	<p>児童発達支援センターの設置も増やして、相談支援体制を強化する計画も記載がありますが、具体的にどのような手法で増加させるのでしょうか？現在市町村が直営している児童発達支援センターや言葉の相談室などはどこも順番待ちのような状態で、パンク寸前です。したがって、ただ増やそうとしても、増加する障害児に対して臆ごっこのような状態になってしまおうと思います。そのため、小児科や歯科（小児の発音など）などの医療機関に機能を移譲させたり、民間児童発達支援を活用したり、指定管理者を導入するなど、民間の活用をすべきです。少なくとも、公営で行っている市町村の児童発達支援センターや言葉の相談室などは指定管理者や民営化などをすべきです。障害児の相談や発達</p>	<p>本市には児童発達支援センターが11箇所あり、1箇所が民営、他10箇所について指定管理者制度を導入しており、民間の知識や技術を活用したサービスの提供に努めております。</p> <p>民間の児童発達支援事業所が増加する中、利用する児童の支援ニーズに応じた必要な療育や、相談支援を受けることができる機関を、保護者が選択できるように、情報提供を行ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>支援を行う事業を公営が独占している限り民間は増えずになり、結果として民間が育たなくなり、増加する障害児に対して対応がますます困難になるという悪循環になるのではないのでしょうか。民業圧迫にもなっていると思います。発音のリハビリなど市町村が言葉の相談室などで無料で行っていますが、医療機関でも同様のことを行っています。</p>	
176	<p>視覚障害者等の自力での読み書きに困難がある人に対する「代読・代筆サービス事業」を地域生活支援事業として実施して欲しい。現在視覚障害者は、外出時には同行援護事業の一部として、在宅時にはホームヘルプサービスの中で、郵便による各種手続きへの対応を行っているケースが多いが、利用者にとっては非常に制約が多く、十分に利用出来ていない。ぜひ、独立した事業として、代筆・代読サービスを位置づけて実施すると共に、サービス提供者の育成も行って欲しい。代筆・代読には専門的なスキルが必用であり、プライバシーや個人情報保護の観点からも、専門のサービスが必用です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
177	<p>「発達障害児（者）及び高次脳機能障害者（児）に対する相談支援に携わる市や区などの関係機関の職員に対する研修を充実します。」とありますが、てんかんの相談支援はどうなっているのでしょうか。不勉強で申し訳ありません。</p>	<p>本市では、各区障害高齢課及び各支所保健福祉課、障害者相談支援事業所等において、てんかんを含む障害のある方の相談に応じております。 引き続き、てんかんの方の生活上の悩みや困りごとに即した相談支援が行えるよう支援者の人材育成に努めてまいります。</p>
178	<p>サービス管理責任者及び相談支援専門員に対する研修、初任者研修及び現任研修の回数を増やしてください。</p>	<p>サービス管理責任者及び相談支援専門員に対する法定研修は、いずれも宮城県が実施主体です。引き続き受講ニーズの動向を注視し、必要に応じて研修の持ち方等について宮城県に意見を伝えてまいります。</p>
179	<p>障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します。また、全身性障害者介助人派遣事業や手話奉仕員養成事業など、障害者自身が福祉を支える人材</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>育成・研修を担うことの重要性を踏まえ、これらの事業を実施する施設を支援します。と記載してください。障害者自身が人材育成に関わることの重要性を認識すべき。</p>	
180	<p>「誰一人取り残さないことを理念に」「3あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」とありますが、医療や福祉に所得制限がある仙台市の現状はそれに反しています。「共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実、地域での安定した生活を支援する体制の充実、自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実、安心して暮らせる生活環境の整備」仙台市の所得制限により権利は擁護されておらず、支援に入れない重度障害者がいる「(3)重症心身障害児に対する支援」支援体制があっても所得制限で利用できないのでまずは一人残さず利用できるよう所得制限撤廃をすべき。仙台市には障害福祉サービス（デイサービス、短期入所等全ての福祉サービス）に親の所得による所得制限があり、栄養負担が高額なため利用できない重度障害児がいる。こども基本法やこども家庭庁の理念である、だれひとり取り残さないというのなら、所得制限は全撤廃すべきなのに仙台市はその動きが全くない。また、障害児が16歳から医療費助成の対象ではなくなり、障害者が成人しても心身障害者医療費助成には扶養義務者（親やきょうだい）の所得制限があり医療費も高額負担になる。「本計画に向けた課題」にすら所得制限による人権侵害、利用制限などの問題が記載されておらず、理念、基本方針、基本計画は一部の障害者を除外しているようである。</p>	<p>政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
181	<p>お店の入口の段差をなくして欲しい。狭い歩道を車椅子で歩いている時、自転車が通ると危ないので、自転車の道と分離して</p>	<p>「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市バリアフリー基本構想」に沿った環境整備を進めていくとともに、市民や</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>欲しい。 横断歩道の中央分離帯の段差をなくしてほしい。 娯楽施設のバリアフリーも進めて欲しい。 市道のバス停のガードレールパイプをなくして欲しい。 路上駐車を無くして欲しい。 電動車イスのまま乗れるタクシーをもっと増やして欲しい。 福祉車両は駐車規制を免除して欲しい。</p>	<p>事業者の皆様は障害理解の促進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。</p>
182	<p>精神障害者には他障害のように福祉手当がない。障害年金は2～3年ごとに診断書を提出し、等級の判定を受けており、就労すると等級は下がる。 一定額の保障があれば、自分のペースで働ける障害者の就労意欲をなくしたり、無理をして調子を崩したりすることにつながる。同じ内容の診断書を提出しているにもかかわらず、障害年金も精神障害者保健福祉手帳も等級が下がる例が増えている。それによって、障害年金の支給がなくなったり、生活保護の障害加算がなくなったりして、生活を脅かされている。 安心して暮らすために、安定した支給が得られるよう要請する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
183	<p>補装具がすぐに壊れてしまうため耐用年数を短くして欲しい。テレビ電話の給付・無料貸し出しをして欲しい。仙台市障害者センターの機能訓練事業や講座講習事業に通う障害者が、自宅とセンターの間の移動支援を必要とするとき、年齢に関らずホームヘルパーを利用できるようにして欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。補装具の耐用年数は、各種目の構造上の耐久性から国が定めたものです。しかしながら、使用される方の体格や使用環境等により、耐久性に個人差が生じるのも事実です。そのため、制度の運用上、修理が難しい場合には、耐用年数内での再支給が可能です。</p>
184	<p>公共施設や駅等に情報伝達のための電光掲示板または、電光掲示板のついた自動販売機を設置して欲しい。 聴覚障害者はスピーカーから出力される音声伝達の情報入手することが出来ない。たとえば、防災などの情報が流れた場</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>合、健常者より立ち遅れが生じることだけでなく、生命に関する問題にもつながる。このような不安を取り除くために、設置が必要である。</p>	
185	<p>戦後の障害者雇用施策の取組は不十分である。障害者の就労で必要なことは、生産力の低い一般就労困難な重度障害者の雇用をいかに確立するかである。</p> <p>欧米では積極的な取組みが行われている。しかし、日本では、厚生労働科学研究「日本版保護雇用制度の創設に向けて」の研究結果が発表されたにもかかわらず、障害者自立支援法は完全にそれを無視している。保護雇用の確立なしには重度障害者の雇用政策は達成できない。</p> <p>新制度導入で最も経済的打撃を受けるのは重度障害者である。しかし、一方で、雇用制度は一向に改善されない。現在、法で障害者雇用を義務付けているものの、普通の交通手段で他の社員と対等に働ける正社員のみが求人対象となっている。健常者でさえ就職難な時代に障害者だけ特別枠で救われるのはおかしい。また、自立支援という観点に立ったとき、今回の制度で最も出費が多くなる重度障害者には何ら雇用の窓口が開かれていない。重度障害者が、パートタイムで在宅勤務をやった場合、企業にも幾分のメリットがある制度が導入されれば、双方にメリットがある。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
186	<p>通所等を通して、戸惑いはあるが自立に向けた一歩を踏み出したいと感じている。精神障害者への社会的理解は不十分であり、就労や住宅確保等、日常生活で差別的な扱いを受けることが多い。平凡に生活できる日が来ることを願っている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
187	<p>日中活動系サービスを希望する障害者が、提供体制備と同時に遅滞なくサービス利用できるよう配慮が必要。特に訓練等給付では、新規希望者に対して、障害程度</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>区分認定から支給決定の間、即日利用が可能のように相談支援体制を整備する必要がある。</p> <p>各自治体により支給量・限度額・緊急時移動支援対応策・役員活動として行政関係への移動に対して、別枠支給量・限度対応策に格差がある。利便性に配慮し、区独自の支援対策として支給水準を上げて欲しい。</p> <p>自分達で発信することが難しい 知的障害者の現状を理解し、社会参加の訓練のためにも、移動支援を利用できるように配慮して欲しい。</p>	<p>本市の考え方</p>
188	<p>精神障害者には生活保護受給者が多いため、生活保護行政との関連を意識し、矛盾がおこらない中期計画を立てて欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
189	<p>障害者福祉に理解のある企業とNPO法人・福祉法人の合資会社を設営し、障害者の人達を積極的に採用する具体的な検討をして欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
190	<p>介護保険事業において進出した株式会社の営利事業が、介護報酬の削減等により不採算となれば、当該部門から一挙に撤退するという実態を鑑み、新規事業者の参入については、対策を講じて欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。 障害福祉分野における事業者の実情も考慮し、各関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>
191	<p>グループホームは、1人のヘルパーを数人で使い分けしているが、同じ時間帯に入居者一人一人に対してヘルパー派遣が出来るよう制度を見直して欲しい。</p>	<p>外部サービス利用型共同生活援助における受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業員が1対1で行うことが基本ですが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業員が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとされております。</p>
192	<p>高齢難聴者・中途難聴者等のための要約筆記奉仕員養成講習会を開設して欲しい。 高齢による難聴者やストレス等により失聴された方々は、手話によるコミュニケーションが不可能なため、意思疎通できるものがなく、本人の隣にノートテイカーを置き、手話通訳者が筆記によって協力をして</p>	<p>宮城県との共同事業として要約筆記者を毎年養成しており、仙台市意思疎通支援者派遣事業にて要約筆記者を派遣しております。また、各区・宮城総合支所障害高齢課等ではコミュニケーションを取りやすくするためにコミュニケーション支援ボードや音声認識アプリを導入しております。引き続き</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>いただいているが、手話通訳者の作業負担は大きく不便である。</p>	<p>必要な支援を行うことができるよう施策を実施してまいります。</p>
193	<p>就労を継続するために、問題が発生した時に、すぐに対応してくれる機関と、個々の特性に応じて、一貫した支援ができるようなジョブコーチの設置をして欲しい。</p>	<p>障害のある方の安定した就労のため、ジョブコーチの養成や派遣を行う地域障害者職業センター等と連携しながら、障害者就労支援センターを中心に、障害のある方本人や企業に対し、引き続き、就労定着の支援の充実を図ってまいります。</p>
194	<p>既存の入所施設、救護施設、更生施設を多数の精神障害者が利用している現状を鑑み、これらの施設との連携を如何に取るか具体策を明示して欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
195	<p>ピアカウンセリングの実施にあたり、ピアカウンセラーを養成するために、訓練費用として一人50～60万円を補助して欲しい。 また、当事者間相互のサポート体制整備のため、申請により年間の活動支援金を当事者グループに支給して欲しい。</p>	<p>精神障害のある方向けのピアサポートの推進に向け、ピアカウンセリングの理解や適切な自己表現と他者理解、自己肯定感や自信の回復等を目的としたピアカウンセリング講座を実施しております。また当事者活動を行う団体に対しては、活動報酬費の支給を通じ、支援を行っております。 今後は、精神保健福祉審議会における意見具申も踏まえ、ピアカウンセリングも含めたピアサポート環境の充実に努めてまいります。</p>
196	<p>就労継続には生活支援が不可欠だが、地域生活と就労は必ずしも一体ではない。生活と就労を常にセットで考えることに危険性を感じる。精神障害者にとって就労支援の整備は重要なことであるが、就労以外の社会参加の機会を同時に整備し、保障することは更に重要と考える。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。 引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
197	<p>精神障害者のグループホームに入居する低所得者（生活保護受給者以外）に対し、家賃補助をして欲しい。</p>	<p>特定障害者特別給付費の支給対象については、法により所得の状況その他の事情を斟酌して決定されております。</p>
198	<p>居住サポート事業を実施し、公営住宅・民間賃貸住宅の入居促進を図るが、長期間入院生活を続けてきた精神障害者の地域生活には、訓練の場が必要。精神障害者のための地域生活への移行をスムーズにする</p>	<p>入院中の精神障害のある方の地域移行に向けては、地域で安心して暮らすための準備や、地域での生活を支える体制づくりが重要であると考えております。宿泊型自立訓練施設やグループホームの体験利用など</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ために日々の生活を練習する場を確保して自立生活を繰り返し経験できる場を確保して欲しい。また、医療機関、宿泊施設、作業所、診療所、グループホーム等関係機関での連携を強化するシステムを作っ</p>	<p>の既存のサービスのほか、精神保健福祉審議会での議論を踏まえ、必要な支援体制の確保に努めてまいります。</p>
199	<p>精神障害は、対人関係の障害。周囲の物音や近隣からの見られ方、見知らぬ人におびえて不安定になりやすいので、防犯及び防音設備の整った住環境は重要である。また、民間住宅を借りやすくする公的なバックアップ体制を示す必要がある。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
200	<p>「地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援入所施設として整備する。」が地域移行を進める根幹になると考える。現在、知的障害者更生施設の利用者は、そこで安定した生活を送っているため、制度の変遷により生活実態を変えるにあたっては、細やかな配慮が必要だと思</p> <p>ケアホーム・グループホームの数が充足されるだけでは解決できない問題を抱えている。本人を支えきれない高齢の保護者、保護者のいない方など、支援員の問題も含め、このシステムがまず一番に整備されることを望む。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
201	<p>知的障害者・精神障害者の賃貸契約時の支援について触れているが、視力障害者や車イス等を利用する身体障害者への居住サポートも行って欲しい。</p>	<p>障害のある方の住居の確保支援については重要なことと認識しております。委託障害者相談支援事業所では生活全般に係る相談に対応しており、必要に応じて居住支援法人と連携し、住居の確保支援にあっております。引き続き安心して生活ができる住まい確保の支援に努めてまいります。</p>
202	<p>「社会福祉法人等に必要な支援」となっているが、知的障害者の親の高齢化が進んでいる。国が施設解体の方向に進んでいる今、親が亡くなった後の不安感は大きくなるばかりである。仙台市が主体となって早急に施設の整備をして欲しい。</p>	<p>本市では障害のある方が親なきあとも住み慣れた地域で生活を送れるよう、共同生活援助事業所（グループホーム）の新設に際し、消防設備設置等に係る補助を実施しております。</p>
203	<p>重度重複障害者の高校卒業後の施設を増員して欲しい。重度障害の人たちに対し</p>	<p>市内の生活介護事業所の需給状況を鑑み、生活介護事業所の新設に対し整備費の</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ては、常時介護を必要とする生活介護を 通所施設の支援員を配置して、運営して 欲しい。重度障害者は、毎日の積み重ねが 第一のため、3か月、半年、1年とそれに していく事により慣れ、将来に無理なく 適応できると思う。仙台市にも、他政令 指定都市のようにグループホーム定員30名 位の建物を提案する。</p>	<p>補助を実施しております。今後も需給状況 を踏まえ、補助の実施を検討してまいりま す。</p> <p>なお、グループホームの定員については、 国が示す基準により、1つの住居の定員は 原則10人以下(既設の建物を利用する場合は 20人以下)とされており、ただし、障害 福祉計画において定める量に満たない地域 であり、特に必要があると認められる場合 には最大30人以下の設置も可能とされてお りますので、地域の実情を鑑みて、必要に 応じて検討してまいります。</p>
204	<p>知的障害者の中には、年齢が 比較的若くとも高齢退行現象が出る人が 多くいる。</p> <p>「若い高齢者の障害者に対する施設整備 を充実させる」という項目を入れて欲しい。 障害者情報アクセシビリティは、障 がいを抱える個人が情報にアクセスし、 社会的な活動に参加するための環境を整備 することを指します。これは、社会の 多様性を尊重し、全ての市民が平等な機会 を享受できるようにするために不可欠で す。コミュニケーション施策推進法は、異 なるコミュニケーションニーズを持つ人々 が円滑に情報を交換できるようにする法的 枠組みを提供します。これは、障がい者だ けでなく、高齢者や他の特定のコミュニケ ーションニーズを持つ個人にも利益をもた らします。少子高齢化は、労働力の減少や 社会保障の課題などを引き起こします。 障害者情報アクセシビリティとコミュニケ ーション施策推進法は、高齢者がスムーズ に情報を得て、デジタルな社会に積極的に 参加できるようにし、生活の質を向上させ る手段となります。これらの政策は、障が い者や高齢者がデジタル技術を駆使して 働き、学び、社会的なイベントに参加でき るようにします。これにより、多様な人材 の有効活用や社会の経済的な安定が促進さ れます。障害者情報アクセシビリティとコ ミュニケーション施策推進法は、社会を</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>包括的かつ持続可能にするために不可欠です。これにより、少子高齢化社会においても個々のニーズに適応し、全ての市民が充実した生活を享受できる社会の構築が期待されます。</p>	
205	<p>ホームヘルプは、掃除と洗濯を重視して欲しい。</p>	<p>ホームヘルプサービスにおいて実施される支援内容は多岐にわたりますが、利用される方がそれぞれにとって必要な支援を受けられるよう、引き続き適切な支給決定を行ってまいります。</p>
206	<p>障害者にはきめ細かい就労支援と就労を継続するための生活全般に対する継続的な支援が必要。支援の体制をしっかりと備えていただきたいと思う。また、就労支援の数値目標にとらわれず、本人の状況などの充分配慮いただき施策を進めて欲しい。</p>	<p>障害のある方の生活面と就業面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センター、各相談支援事業所等と連携しながら、障害者就労支援センターを中心に、障害のある方の安定した就労のため、障害のある方本人や企業に対し、相談支援の充実を図ってまいります。</p>
207	<p>健常者との関わりが深い施設を増やして欲しい。医療機関に当該施設があることを広く周知し、社会復帰への機会を増やして欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
208	<p>入居者の権利が守られ、安心できる家庭環境の中で居住できる物件を探すことが難しく、市に積極的に住宅物件の提供をして欲しい。また、障害の度合いに応じて適切な支援を提供できる運営責任者の選定をして欲しい。更に、グループホーム運営の安定のため、市には財政的支援が必要であると考えている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
209	<p>グループホームなどの居住系サービスを試しに利用することができる仕組みを作って欲しい。</p>	<p>共同生活援助事業所（グループホーム）には体験利用の制度がございます。</p>
210	<p>精神障害者の中には、長期にわたる精神病薬の服用の影響から、40才代から50才代にかけて著しく身体機能の低下が見受けられる人達がいる。そのような人達も長く地域生活が営めるように介護予防などの観点から、介護保険施設の早期利用、ホームヘルパーの利用時間の延長等を計画に盛り込んで欲しい。この計画を作るためのお金を障害なども配布してほしい。</p>	<p>ヘルパーの利用時間につきましては、支援を必要とする方が必要かつ十分なサービスを受けられるよう、今後も引き続き適切な支給決定に努めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
211	<p>1. バリアフリーな社会インフラの整備: 障害者が自由に行動できる社会を構築するために、交通機関や公共施設などのインフラをバリアフリーに整備し、アクセシビリティを向上させることが重要です。2. 雇用機会の拡充: 障害者の雇用機会を増やすために、企業への啓発活動や雇用奨励策の導入が必要です。技術の進化を利用し、リモートワークや柔軟な労働条件を提供することで、障害者も多様な職場で活躍できるようになります。3. 教育への包括的アプローチ: 教育制度においては、障害の有無にかかわらず、全ての生徒が適切なサポートを受けられるようにすることが重要です。教育機関や教員のトレーニングを強化し、異なるニーズに対応できる環境を整えるべきです。4. テクノロジーの活用: 最新のテクノロジーを駆使して、障害者の日常生活をサポートするアプリケーションやデバイスの開発が求められます。これにより、情報へのアクセスやコミュニケーションが向上し、独立した生活が実現できます。5. コミュニケーション手段の多様化: 障害者が自らの意思を効果的に伝えるために、言葉以外のコミュニケーション手段の導入が必要です。手話やコミュニケーションボードなど、多様な手段を社会全体で理解し尊重する文化を醸成するべきです。6. 地域社会の協力強化: 地域社会が協力して、障害者が孤立せず安心して生活できる環境を構築することが重要です。地域住民や事業者が協力してイベントやサービスを提供し、誰もが参加できる社会を築き上げましょう。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
212	<p>生活保護受給者や更生施設等に居住している精神障害者も、それぞれのペースにあった就労を模索していくことが、今後更に重要となる。就労前評価として作業所を利用した「試し訓練」とも言うべき試みが、各作業所で自主事業的に行われてい</p>	<p>ご意見として承ります。 障害がある方個人々のペースに合わせて就労を支援する取り組みについて、各関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>生活及び就労能力の査定に時間をかけることは就労支援の観点から不可欠。</p>	
213	<p>年齢や状態により就労困難な当事者や生活保護受給者も、生活にハリを持てるような活動の場やサービスが欲しい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。</p> <p>引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
214	<p>新制度への移行支援策として経費補助が必要。訓練等給付事業に対する事業費の補助が日割計算となったため、日々様態が変化する不安定な利用者が通所する作業所の運営は大変困難になる。安定した運営が行えるよう、また障害者の生活向上に向けて区独自の補助を実現して欲しい。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
215	<p>障害児が行ける場所作りをして欲しい。平日などに、健常児と違いどこにでも行けるわけではないので、障害者用の児童館などがあると嬉しい。</p>	<p>本市では、概ね各小学校区に1館の児童館等を設置し、自由来館事業を行っており、原則障害の有無に関わらず遊びの場としてご利用いただくことができます。また、就労等で放課後に保護者が家庭にいない児童においては、放課後児童クラブを生活の場として登録のうえご利用いただくことも可能となっておりますので、各児童館や担当課までご相談をいただければと考えます。放課後児童クラブにおきましては、障害等により支援を必要とする児童に適切に対応するため、職員体制の充実や巡回指導等に取り組んでおり、引き続き、より細やかな配慮を行える体制づくりに努めていくほか、障害児通所支援事業所の整備促進についても引き続き取り組んでまいります。</p>
216	<p>障害者自身が困ったときにSCSが出せる場が必要。諸サービス活用のための動機づけや、つないでいく機能や諸サービスを障害者が組み合わせて活用できるような支援も必要。これらの機能が活かされる「場」が必要であり、そこには障害者の</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>主体的な動きを見守り、S C Sに柔軟に常時対応できる人的体制の必要性を明記すべきである。</p>	
217	<p>入所施設や病院からの地域生活移行により、訪問系サービスのニーズ増加が見込まれる。長期入所・入院者は社会生活能力が格段に低下していることが推測される。それらの人々に対応可能な訪問サービスの質の向上の具体策について明示して欲しい。</p>	<p>地域定着支援や自立生活援助といった相談支援・自立訓練サービスにより、引き続き障害のある方の状態に応じた適切な支援に努めてまいります。</p>
218	<p>転居先を探す時に最大の問題は、「精神障害者である」ことを理由にして入居を断わる不動産業者や家主が圧倒的に多いことである。 そのため、実際にはクローズ状態（精神障害者であることを明かさない）で契約することがほとんどこのため、グループホームの関係者は直接不動産会社や家主と交渉することは難しい。入居の際の公的保証人の制度を障害者にも拡大することを計画に盛り込んで欲しい</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、多様な機会や媒体等を活用して、市民の皆様の障害理解の促進を図ることとしており、障害者差別解消に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。 また、障害のある方の住居の確保支援については重要なことと認識しております。委託障害者相談支援事業所では生活全般に係る相談に対応しており、必要に応じて居住支援法人と連携し、住居の確保支援にあたっております。引き続き安心して生活ができる住まい確保の支援に努めてまいります。</p>
219	<p>視力障害者だから火災等の心配がある等の理由で、家主又は隣人から居住拒否される問題が多発している。視力障害者は人一倍気をつけて努力しているので、区は保証人や住宅供給に対応して欲しい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、多様な機会や媒体等を活用して、市民の皆様の障害理解の促進を図ることとしており、障害者差別解消に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。 また、障害のある方の住居の確保支援については重要なことと認識しております。委託障害者相談支援事業所では生活全般に係る相談に対応しており、必要に応じて居住支援法人と連携し、住居の確保支援にあたっております。引き続き安心して生活ができる住まい確保の支援に努めてまいります。</p>
220	<p>重度脳性麻の子を持つ親であるが、所得制限から手当も医療費助成も受けていない。居宅介護については、従前は、世帯の所得により、制度を利用しない方が自己負担が軽いと聞き、個人で対応し、制度を利用していなかった。しかし、制度改正後</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>は1割負担になり、ようやく平等になったと感じている。利用していこう。しかし、補装具費については、厳しい所得制限がかかり、全額負担（制度対象外）となってしまった。まだ、成長途上にある場合、体の変化に応じて補装具を変えていく必要があり、その費用全額を現金で支払っていくことは大変である。また、全額負担の場合、医師の診断書は不要であり、業者と直接交渉することとなるため、お互いに不安なことも多くある。</p>	
221	<p>小・中学校の義務教育であるにも関わらず、学校での生活・訓練等に必要な用具についても、学校に対して全額負担となり、親の負担は大きくなる。義務教育卒業くらいまでは、1割負担で親の所得制限なしにして欲しい。せめて、3割負担などの公的補助をして欲しい。</p> <p>子ども達が、平等に障害を持っていてもできる限り普通の生活・教育を受けられるようにして欲しい。</p>	<p>本市では、市立小・中学校で特別支援教育を受けている児童生徒の保護者に対して、学用品費などを援助する「特別支援教育就学奨励費」の支給を実施しており、引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。</p>
222	<p>障害のある子どもへのサービス支援を令和6年度から実施すべき。我慢を強いることになる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
223	<p>仙台市が実施している事業の一部は、身体障害のある人のみを対象としているが、知的障がいのある人や精神障害のある人も対象としてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
224	<p>日中活動系サービスの短期入所（福祉型）の計画が少ないので多くしてほしい。在宅で介護する方の病気、疲労回復、急用を考えると少ないと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
225	<p>居住系サービスの共同生活援助の計画をもっと多くしてほしい。本人の自立と家族の高齢化を考えると多くすべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、共同生活援助（グループホーム）の利用者数については、「第3章 計画の方向性」基本方針3の成果指標における目標値および「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」の見込量において、実利用者数を基に推計しております。</p>
226	<p>訪問系サービスの居宅介護の実人数と利用時間が足りないのではないかと。在宅を</p>	<p>ヘルパーの利用時間につきましては、支援を必要とする方が必要かつ十分なサービス</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	支えるためにもっと必要だと思ふ。	を受けられるよう、今後も引き続き適切な支給決定に努めてまいります。
227	障害のある人の作った作品の発表の場を設けるべき。	書道・写真・絵画コンテストを実施しているほか、公募展を共催しており、引き続き障害のある方の作品を発表できる場を検討してまいります。
228	誘導ブロックの敷設や歩道の段差解消に努めるとともに、歩道の除雪にも積極的に取り組んでほしい。	「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市バリアフリー基本構想」等に基づき、誰もが利用しやすい環境の整備を進めるほか、周囲の手助けなどが得やすくなるよう市民の皆様の障害理解の促進を図ってまいります。
229	障害ある人の特性を活かした福祉的就労にしていいため、市は多種多様な調査・研究をし、アドバイスを挙げていくべき。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
230	ハザードマップで浸水する避難所や福祉避難所があるので、至急改善に取り組むべき。	<p>小中学校を中心とした本市の指定避難所につきましては、洪水浸水区域に所在する場合は浸水深以上の上層階に避難するよう、整理しております。</p> <p>また、ご自宅が土砂災害警戒区域や早期の立退き避難が必要な地域に含まれていない場合は、自宅の上層階に避難することも選択肢の一つとなりますので、ご検討をお願いいたします。</p> <p>福祉避難所につきましては、本市の地域防災計画において二次的避難所と位置づけており、災害の種類や規模によっては社会福祉施設そのものも被災する可能性があることから、実際に災害が起きた際の受け入れの可否等は二次的避難の受け入れの調整の際に確認しております。ご意見いただきましたハザードマップで浸水する可能性のある施設については、災害時の受入調整の際に開設の対象外とするなど、要配慮者が安全に避難することができるよう努めてまいります。</p>
231	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を早期に実現すべき。	本市においては令和4年度より、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を開始しております。今後も本制度を通じて、重度障害のある方の就労機会の拡大や社会参加の促進に取り組んでまいります。

No	意見の概要	本市の考え方
232	在宅生活や親亡き後のことを考えると、地域生活支援拠点等を増やしてほしい。	現在、本市では市全体を1つの圏域として地域生活支援拠点を1箇所整備し、既存の支援機関等の社会資源と連携し機能させていく面的な体制の整備を進めております。地域の機関との連携により引き続き拠点に求められる役割や機能の強化に努めてまいります。
233	重度の障害のある人のための移送サービスの提供を今後も継続して実施してほしい。	ご意見として承ります。
234	感染症対策として、入所施設等の日常の感染症対策に必要なものの準備の充実を図るべき。	ご意見として承ります。なお、実際に新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所等に対しては、そのかかり増し経費について補助する「サービス継続支援事業」を、令和2年度から実施してまいりました。令和5年度につきましても実施を予定しておりますが、それ以降につきましては、国の動向や感染状況を踏まえつつ、必要な施策について適宜検討を行うよう努めてまいります。
235	リフト付きの福祉バスを、障害者団体が行う研修会や全道大会等へ無条件で貸し出してほしい。それが無理なら、バス借用料金の助成をしてほしい。	リフト付車両については、運行を実施している社会福祉法人に補助金を交付しておりますが、障害がある方が広く利用できるよう、関係機関と連携しながら検討してまいります。
236	本人のあつまりの充実・拡大を図るために、本人・きょうだい・家族の会を開催するなど、本人・きょうだい・家族の支援に取り組むべき。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
237	生活を支えるサービスとして、短期入所（ショートステイ）にもっと力を入れるべき。	短期入所においては、市独自の加算を設けるなど支援を行ってきており、事業所も増加傾向にあります。今後も事業所への必要な支援を継続してまいります。
238	代筆・代読、お金の出し入れのサポート等の同行援護のサービスを拡充してほしい。	ご意見として承ります。
239	障害福祉サービス従事者の労働時間や賃金の改善を図るとともに、ケア労働の大切さや福祉労働の魅力・やりがい等の発信に取り組むべき。	障害福祉サービス従事者確保については、障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要と認識しております。

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施してまいります。</p> <p>また、適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
240	<p>単に福祉的就労の場を提供するというだけでなく、「多様な」福祉的就労の場を提供するとの話を追加すべき。</p>	<p>本計画に掲載の福祉的就労に関する支援等については、「多様な」の意も含んでおり、今後も継続的に支援してまいります。</p>
241	<p>点字ブロックが切れていたり、他人の敷地等に向いているため、何とかしてほしい。</p>	<p>「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市バリアフリー基本構想」等に沿った整備を進めていくとともに、その機能の維持及び保全に努め、誰もが暮らしやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>
242	<p>障害福祉計画に相談支援センター等の連絡先を掲載し、周知してほしい。</p>	<p>相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、より分かりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。</p>
243	<p>なんかよくわからんから読んでないが、障害児の通学支援が居宅介護で賄えるようにしてほしいまたは市立県立支援学校関係なく通学バスに看護師を必要なだけ乗せて重度の医ケア児もバス通学できるようにしてほしい</p>	<p>現状、国の規定する居宅介護のサービス内容には、通学の支援は含まれていないところですが、ご意見として承ります。</p> <p>なお、医療的ケア児の通学支援についてはモデル事業を実施し、成果と課題を検証してまいります。</p>
244	<p>保護者による送迎が必要とか言われると自家用車に医ケア児乗せて、運転しながら医ケアしながら行かねばならない。我が事の場合は経管栄養と気管切開からの吸引だが、吸引は5分に1回以上の頻度であり、運転しながら吸引できないので路駐で行う。とても危険だしいつまでも目的地に着かない。</p> <p>たったそれだけのために学習の機会を奪われるのは遺憾だ。在宅で、と言われると差別だ、としか返答できない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、医療的ケア児の通学支援についてはモデル事業を実施し、成果と課題を検証してまいります。</p>
245	<p>放課後等デイサービスでは、本来支援を必要としている養育手帳取得家庭が優先的に利用できるようにすべきです。現状で</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>は、未取得者・グレーゾーンの児童も多く、取得者でも利用できない場合があるからです。</p>	
246	<p>小学校～高校までは、放課後等デイサービスがあり、下校後も、親としても安心できますが、就労すると、学校に行っているよりも、朝は遅く、帰りは早い。放課後等デイサービスのような、就労の退勤後もあずかってくれる所・サービスがあるといい。充実させてほしい。就労することによって、親の仕事をみ直さなければいけない状況になる。今現在、支援学校高等部2年だが、不安で仕方がない。就労施設での延長預かりなど検討してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
247	<p>重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備について、学校を卒業した重い障害のある方などに対して、とあるが、精神の方の生活介護事業については対象とお考えかどうか。精神の方の生活介護事業を行っているが、精神の方の高齢化が進行し、就労支援の日中活動や期限付きの自立訓練では社会資源不足となる方も多くおられる。本市においては学校を卒業した重い障害のある方などを対象としているようであるが、生活介護の整備においては、長期入院の方（高齢化率はとても高い）も多くおられ、重い障害のある方などの中にも、ご高齢となった「精神」の方の受け入れ、三障害を視野に整備の促進を検討してほしい。</p>	<p>生活介護については「障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）」であること等が支給決定の要件と定められており、障害の種別を問わずこの要件を満たしている場合は利用が可能とされております。 障害のある方それぞれの障害特性に応じ、適切なサービスを利用できるよう、今後も生活介護事業所の整備を促進してまいります。</p>
248	<p>パラリンピックのパブリックビューイングを市役所や福祉センターで開催してはどうか。グループホーム整備数や市民後見人の育成人数等、数値目標を明記してはどうか。バリアフリー整備については、新規に整備する箇所、警備済みで劣化している箇所の整備を計画と整理し、市町村や事業者と連携しながら、必要な整備を進めること。という文言を、計画案に盛り込んでいただくことを希望します。当審議会では、仙台市障害者計画にどのような役割を</p>	<p>ご意見として承ります。 数値目標は、「第3章 計画の方向性」「4 施策体系」「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」に掲載しております。 バリアフリー整備は、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市バリアフリー構想全体構想・地区別構想」において、市全体の考え方等を整理しております。 地域生活支援拠点等には地域移行を進めるために緊急時の対応を図るほか、地域で</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>果たしているのでしょうか？協議会の中には、精神障害者地域生活支援専門部会があって、精神保健福祉の諸問題について、そこで定期的に議論が展開されているのですから、それだけで十分ではないですか？地域生活支援拠点事業の機能で、まだおろそかにされている「出口支援」をもっと進める文言を入れてください。その際、地域で暮らすには、医療も含めた多職種連携が必須です。地域拠点で、そのコーディネーター役をしてください。地域づくりが大事な任務のはずです。相談支援専門員の大事な役割のひとつ、「足りないとわかった資源の創設に向けて動く」ことを明記してください。障害のある人は、65才からが高齢ではありません。早くから成人病等になりやすいので、50歳以上は高齢にはいります。65才以上と限らずに、医療関係含め多職種連携で、在宅・G・H等で、訪問医療・訪問看護をスムーズに受けられるよう、明記してください。地域生活支援拠点事業に関しては、整備体制や取り組み方が違うため、制度理解が進んでいないように感じる。地域移行を進めていくうえで、拠点事業のメリットや移行事例を共有していく、検討をG・H・Wとも進めていくとあるが、具体的にどういうことを考えているのか伺いたい。日中活動の場の充実については、就労A・B型の数は増えてきているように思うが、作業内容は同じようなものが多い。地域の特色を生かしたものや事者ニーズに応じたものが増える様にして欲しい。また、作業内容の向上を目的とした研修などを展開してもらいたい。取組の方向性に沿う具体的なアクションプランを、誰が、どのように立案・実行していくのか？スポーツ文化芸術活動に対する支援は知的障害者への提供が未だ多く、肢体不自由者への多様な生涯学習の機会がまったく足りない。役所と関係機関だけが障害者施策を進めていても、民間や地域などが計画の趣旨を理解して行動しなければ</p>	<p>安心して生活することができる体制の整備が役割として求められております。コーディネーターが中心となって既存の社会資源の有機的な連携を構築し、地域課題の解決に取り組むよう、コーディネーターの役割の強化に努めてまいります。各区障害者自立支援協議会等の各種会議体への参加や関係機関を対象とした実践報告会の開催を通じて、地域生活支援拠点の役割や機能の理解促進を図ってまいります。</p> <p>本計画に掲載の基本方針に沿った各事業については、各担当課が実施し、成果指標の達成状況や各事業の実施結果等を障害者施策推進協議会に報告し、モニタリングをすることで、実効性ある取り組みを進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ば、広がりが大きくならず、障がい者は不便なままです。ぜひ、他機関へのより一層の啓発と、必要に応じた指導をしていただくようお願いいたします。</p>	
249	<p>スポーツ文化芸術活動に対する支援は知的障害者への提供が未だ多く、肢体不自由者への多様な生涯学習の機会が全く足りない。</p> <p>グループホームの量的拡充については、様々な運営事業者が参入してきて数は必然と増える。しかし障害理解や支援のスキルは低いのが現状であり、課題が多い方々の受入れは、長年事業継続している運営法人に負担が課せられてしまう。また、日中サービス支援型グループホームの整備を進めるのは構わないが、グループホーム本来の生活の良さ・雰囲気・あり方などを無くさないように、きちんとした制度理解を深める取り組みを県としても打ち出して欲しい。</p> <p>需要数のみを記載していますが、供給数と併せた不足数を記載した方が需給報告としてはよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>県から委託され法に基づいて設立されている、ナースセンターについては記載していただき広く周知を図ることで対策強化となると考えます。</p> <p>地域に生活介護施設等が必要量に及ばない現状あり、事業者が放デイからその先へ発展しやすい様な取り組みが必要とします。(市独自の算定やニーズの把握をサポートしてほしい)</p> <p>障害者を雇用する側に負担が重く、社内での担当者が休職に追い込まれる現状が多いと聞きます。ジョブサポーターの充実が必要。福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付等を仙台市で財源を確保して実施する単独事業として行われているかと思いますが、これらの事業は市費単独で実施するのは、障がい者が増え、支援を必要とする人が増加する中で、限界があり、継続することが後々困難になると考えます。これらは、自治体</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>「第3章 計画の方向性」「4 施策体系」「第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」における成果指標、成果目標、見込量は、現計画の実績や本市の施策動向を踏まえて設定しておりますが、需要と供給の現状把握にも引き続き努めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>が単独で行うのではなく、全国一律で障がい者の外出支援をするべき内容で、国費で補助をするべきであり、障害福祉サービスの項目として、外出支援の同行だけではなく、移動手段についての金銭補助も検討するよう国に働きかけたほうがいいと思います。</p> <p>用字用語等、常用漢字や公用文における漢字使用に沿って、標記を修正したほうがよいと思います。</p> <p>福祉政策の運営は公共事業として民間委託や民営化をせず、国、県、市の連携で行う事で税金を活用してください。</p>	
250	<p>コロナ禍で普及したオンライン会議等のスキルを、コロナ収束後も障害者等の情報・コミュニケーションバリアフリーのツールとしていかしていくこと。コロナ禍で対面の会議やシンポジウム等ができなくなり、オンラインでのズーム会議などが一般化しました。これによって、今まで移動の困難から会議やシンポジウム等に参加できなかった障害者や高齢者、子育て中の保護者や、家族の介護に追われる人などが参加の機会を得たように思います。コロナ収束によって、オンラインが不要とされてしまえば、こうした人たちの情報・コミュニケーションのチャンスがふたたび失われてしまいかねません。オンラインのスキルを、コロナ収束後は情報・コミュニケーションのためのツールとした普及啓発することが必要と思います。対面の会議やシンポジウム等に手話通訳を置くように、オンラインでの参加保障をすること。対面とオンラインをハイブリッドすることで、これまで委員になることを諦めていた人たちや、シンポジウムへの参加を躊躇していた人たちへのバリアフリーをすすめるよう、全市民的に普及啓蒙をお願いします。また、こうして平時においてもオンライン技術を維持することは、将来予想される新たな感染症流行時のオンライン会議等への移行をスムーズにすることに繋がると</p>	<p>障害のある方が会議やシンポジウム等に参加するにあたっての必要な配慮、障害のある方に関するマーク等について、障害理解サポーター事業や各種パンフレット等による周知啓発を通じて、市民や事業者の皆様への理解促進を引き続き図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>考えます。よろしくお願ひします。</p> <p>障害のある人に関するマーク・標識によって、障害のある人に対する理解が広がってきたことはわかりますが、是非全国統一にさせていただきたいです。でないと、他の自治体へ出向いたら何のマーク・標識なのか伝わらなかったということにもなりかねません。マーク・標識の種類が多いと、どれがどういう意味なのか、覚えるのも大変です。県や関係機関に働きかけていただきたいですし、県や市町村が独自でマーク・標識を作成するのはやめた方がよいと思います。</p>	
251	<p>災害時、特別支援学校に在籍する児童生徒とその家族が、その学校を避難所として利用する事ができますか？特別支援学校在籍でない障害のある児童生徒の場合はどうですか？</p> <p>熊本市では熊本地震において、障害のある児童等のいる家庭が指定避難所に行くことができなかった等の事例を踏まえ、市内の特別支援学校6校の内、熊大及び県立4校と「福祉子ども避難所」設置に関する協定を締結し、市立1校については指定を行いました。今後、市内で大規模災害が発生した際に、必要性を判断し「福祉子ども避難所」を設置するとしております。仙台市においても同様の取組を求めます。</p>	<p>本市には、市立の特別支援学校が1校、県立の特別支援学校が7校ございますが、そのいずれも現在は避難所としての位置づけは行っておりません。そのため、避難する際は、まずご自宅の近隣の指定避難所などに避難していただきます。障害のある方や、介護が必要な方など、保健師などが指定避難所での生活が困難と判断した場合、二次的に開設される福祉避難所への避難をご案内させていただきます。</p> <p>今般、内閣府令や国のガイドラインの改定により、指定福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定して避難する施設であることを公示できる制度が創設され、指定福祉避難所への直接の避難を促進することとされております。</p> <p>国のガイドラインでは、特別支援学校につきまして、受入対象者を在校生や家族等に特定する例示がされており、その長所として、慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感が持てることが想定されるとされました。</p> <p>今後、こうした国の制度改正も踏まえ、関係部局と連携を図りながら、指定福祉避難所の地域防災計画における位置づけ等を検討しつつ、鶴谷特別支援学校の指定福祉避難所としての指定に向け、学校との協議を継続しながら、更に検討を進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
252	<p>高等教育機関でも障害のある学生に適切な合理的配慮がなされる必要があります。市内にも、障害学生支援室が未設置だったり、障害学生支援コーディネーターが見配置だったりという高等教育機関がまだ存在するのではないのでしょうか？</p>	<p>本市で所管している高等教育機関はございませんので、ご意見として承ります。</p>
253	<p>意見と言うよりも要望なのですが、 「働く意欲のある障害者が、サポートを受けながら自分に適した業務に就けるよう、就労継続支援B型事業所の経営支援（ヒト・モノ・カネ）を強化し、余力のある運営を可能とする」という旨を追加していただきたいです。</p> <p>その結果、「自立度が多少低い障害者も、適切なサポートを受けて福祉的就労ができる」ようになる事が計画の目標となっている「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」にもつながるかと考えます。</p> <p>ロングステイについて、連続30日までという縛りが浸透いたしました。この件で行動障害を持つ当事者の家族から相談があり、市の窓口の窓口で申し出たところ、行政担当者から「制度は厳しくなった。ロングステイに頼っているのは事業者と家族の甘えではないか？」という個人的感想を聞きました。ならばどうすればよいのでしょうか？事業者と家族の責任でしょうか？家族が言うには「入所利用の希望について今回まで行政から聞かれもしなかった、どうせ入所は空きがないので諦めている。」という事でした。</p> <p>目標値はクリアしていても、真に必要とされている「重度、高齢、医療的ケアが必要な方が利用できるグループホームが非常に少ない」ことも明記し、それが第7次の課題であることを明確にしてください。</p> <p>折角、グループホーム書を作成しているのですから、調査の際、利用者の障害支援区分や年齢、日常的に医療を必須としている状況か、などをしっかり調査して、計画</p>	<p>事業所に対する支援については、令和6年度の報酬改定の内容を注視し、今後もサービス提供への適切な評価や報酬体系の見直しについて、他の政令市と情報共有を行いながら、国への要望を検討してまいります。</p> <p>また、重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応したグループホームの整備促進については、より手厚い支援が必要な方に対応する共同生活住居の新設に対し整備費の補助を行い、親なきあとも見据えた生活の場の確保を図ります。</p> <p>年代別の手帳所持者数については、本計画には掲載はありませんが、人数を把握の上、仙台市障害者施策推進協議会において、報告をしております。今後も必要に応じて手帳所持者数の実態把握に努めてまいります。</p> <p>その他、地域生活への移行等に対応するため、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための取り組みを進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>に反映できるようにしてください。</p> <p>これからも、8050問題は続きます。18歳以上の手帳等所持者の数を、せめて、50代の人数、60代の人、70歳以上の人とも把握して、グラフに表示してください。</p> <p>在宅サービスの充実については、G H等や施設、病院から地域に移行した方々の生活支援を支える体制作りとして、自立生活援助や地域定着支援のサービス拡充、周知を徹底してもらいたい。入口支援だけでなく出口支援に対する仙台市の指標も示していただきたい</p>	<p>本市の考え方</p>
254	<p>ひきこもり支援のための「ひきこもり支援法」がないのが問題です。国が動こうとしないのなら、まず仙台市で「ひきこもり支援条例」を制定し、ボトムアップで国を動かすのも一つの方法です。市には国に先駆けてパワーがあるので、「ひきこもり支援条例」も不可能ではないはずです。是非ご検討いただきたいです。</p>	<p>支援を必要としている方やその家族が、地域で孤立することなく、身近な場所で支援を受けることができるよう、まずは、令和5年度に実施しているひきこもり支援ニーズ調査の結果を踏まえ個々の状態に合わせた支援の充実に向け、相談窓口の強化や居場所等の社会参加に向けた各種プログラムの充実に努めてまいります。</p>
255	<p>障害者雇用優良事業所の認定を積極的に推進し、見学会の開催等市民への周知・理解を進める施策を期待します。</p> <p>現在精神・発達障害の社員が増加し、地域の医療機関（精神科専門医）との連携が不可欠となっています。</p> <p>行政が仲介となって対話の機会の増加を希望します。</p>	<p>障害者雇用に貢献する事業者の市長表彰事業を継続しながら、表彰事業者と連携し、障害者雇用促進セミナーや企業交流会等に取り組むとともに、障害のある方の支援機関や医療機関と連携し、個別支援の充実に努めてまいります。</p>
256	<p>身体障害者として手帳を交付された方以外にも聞こえで困難を抱えている人は増えています。経度（※軽度）の難聴者は高齢化によるものだけでなく、過労やストレスなどで聞こえに影響を受けている人もいます。いわば福祉の谷間です。補聴器で聞こえを補っている方、そうした方たちも文化芸術に親しみ取り組める環境を軽備してもらいたい。それには、関係者の理解と聞こえをサポートするヒアリンググループの整備・周知が大切です。音情報に触れられない聴覚障害者もいます。字幕や要約筆記あるいは手話通訳を配置していただきたい</p>	<p>聞き取りに困難を抱えている方に必要な配慮や耳マークの普及啓発について、障害理解サポーター養成研修や各種パンフレット等による周知啓発を通じて、市民や事業者の皆様の理解促進を引き続き図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>い。聴覚障害者とりわけ中途失聴者・難聴者は、外見で障害が分かりにくい、そのため誤解・不信などに陥りやすい。そうしたことを避ける目的で「耳マーク」が考案されました。耳マークは、福祉のしおりなどには掲載されていますが、様々な場面で周知、活用されるようお願いいたします。</p> <p>身体障害者として手帳を交付された方以外にも聞こえで困難を抱えている人は増えています。経度（※軽度）の難聴者は高齢化によるものだけでなく、過労やストレスなどで聞こえに影響を受けている人もいます。いわば福祉の谷間です。補聴器で聞こえを補っている方、そうした方たちも文化芸術に親しみ取り組める環境を軽備してもらいたい。それには、関係者の理解と聞こえをサポートするヒアリンググループの整備・周知が大切です。音情報に触れない聴覚障害者もいます。字幕や要約筆記あるいは手話通訳を配置していただきたい。</p> <p>聴覚障害者とりわけ中途失聴者・難聴者は、外見で障害が分かりにくい、そのため誤解・不信などに陥りやすい。そうしたことを避ける目的で「耳マーク」が考案されました。耳マークは、福祉のしおりなどには掲載されていますが、様々な場面で周知、活用されるようお願いいたします。</p>	
257	<p>諸制度等ができて、予算措置がなされ、そのお金が流れて動き出しても、実際携わる人たちに血がかよっていないと、意味がないものになってしまう現実が多々ある事を直視してなければなりません。お金を生かすも殺すも人次第です。</p> <p>しかし、その裏返しも多数あることをじたい。</p> <p>難病患者も障害者ですし、所謂、障害者手帳を持っていない方や、市の窓口での認定でしょうか係る手続きをされていない方も如何程おられるのかも気になります。障害児者は数値で見れば僅少でしょう。しかし、生きていますし、社会との関わりをもって生きたいのです。その症状も多種</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>多様で、その出方もコントロールできるものではありません。今動けていても突然身動き一つ出来なくなるとか（一つの例ですが）、そういうことを少なくとも直接携わる方々は、少なくとも知識としてもっておいていただきたいのです。それは、潜入感を持たず、事実をそのままとらえる日頃の訓練・心構えをして、その知識を蓄積させていくものと思います。</p>	
258	<p>また、計画段階での当事者の参画は当然なされているとは思いますが、運用後の継続的な状況把握（検証）も当事者目線でお願したいものです。</p> <p>私もポリオ罹患で、0歳で下肢障害となり、今では徐々に上肢の筋力も衰え（PPS）かりが顕著になってきました。しかし、町内会の班長が回ってきたら引き受けようと思っておりますし、その会合にもできるだけ参加したいと考えており、実際参加しています。しかし、健常でも参加者は少ない限りで、寂しいです。昔は、学校の運動会では町内会も参加したお祭りでしたし、時として怪我をしたし、知らないおじさんに怒られたりもした。皆が参加する核となるものが必要です。学校、老人等のケアサービス施設、幼稚園、保育所（特に重度障害児の保育所）、グループホーム、町内会の集い等々、行政的には縦割りですが、これらは、本来のごちゃまぜの社会でいきいき生きることの原点の縮図のようにも思えるところです。そこへの回帰が色々な言葉で今言われているような気がしてなりません。学校では、先生方だけで対応しようとして内向きになっていってしまっているようですし、また、痴呆症とかアルツハイマー病とかの医学的な病名がつくようになりましたが、昔は隣のばあさん「ボケてさ」とか言って、皆で気遣ってましたよね、今では「ボケ」というと差別言葉みたいな印象ですけど、一種温かみのある寄り添った言い方に思えるし、今の病名ですと、何かその病を隠そうとしてし</p>	<p>本計画策定後の達成状況の点検及び評価については、障害のある当事者の方が参画している仙台市障害者施策推進協議会において、監視・調査・分析・評価を行うこととしております。成果指標や成果目標の達成状況を点検するほか、障害のある方や障害関係団体、障害福祉事業所等のご意見もお伺いしながら検証を行い、所要の対策を実施してまいります。</p> <p>相談支援に関する本市の今後の考えは、「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」「3 見込量確保のための方策等」「（2）相談支援」に記載のとおりとなります。</p> <p>障害理解サポーター事業や各種パンフレット等による周知啓発を通じて、障害のある方等が利用する駐車スペースへの配慮等、市民や事業者の皆様への理解促進を引き続き図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>まうような変な現象にはなってはいないでしようか。</p> <p>この例えの何れも地域との係わりの問題でしょう。この計画は一面、世知辛い世の中の世直しと云う風にも見えなくもありません。</p> <p>よく計画は作文に終わるとか、絵に描いた餅とか等々云われることがあります、決してこのような事の無いようお願いしたい。</p> <p>基本的には、予算的裏付けが必要なものですが、この計画は、金が掛るのか、掛からないこと（あくまで幹の部分でのこと）なのかを見極めながら立案する（計画の為の計画は駄目）ことが肝要と考えます。</p> <p>例えば、既存の（社会）資本【物的・人的】を活用したりすることは、当該”掛らないこと”に該当するものと思ひますし、計画立案には、先ずは、現状把握が大事（何をどうする）ではないかと考えます。</p> <p>サービス提供事業所はここ数年でも増加傾向にあり、事業所間の競争も激化し、サービスの質の向上が求められている時期に来ていると感じています。また、相談支援事業所の数に対してニーズはさらに多くあると日頃より感じ、相談のニーズに追いついていないように思ひます。「どこに相談したら良いか分からず一人で悩んでいる」と、聞かれます。仙台市の今後の考えをお伺ひしたいです。</p> <p>市内のスーパーやお店の車いす用駐車スペースはあるが、大体は満車で止められず駐車を断念する場合もあります。健全者が停めていたりすることがあるので、残念に思ひます。もう少し本当に必要な人の為にも障害理解の促進を望みます。</p>	
259	<p>避難者名簿の存在を知りませんでした。が、名簿はどのようにして作成され、登録したい場合どのようにしたら宜しいでしようか。障害の早期発見の為にも、支援者側の理解、保護者に対しては配慮と説明が大切なのではと思ひます。支援者の方々</p>	<p>災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その登録された情報を町内会などの地域団体等へリストとして提供する制度として、「災害時要援護者情報登録制度」を実施してありま</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>れを声に出すこと、そして実際行動すること・・・そういうことを繰り返していくことから始めていくことを・・・諦めずにやってもらいたいです。車椅子に実際試乗（下り、上り<坂としか見えないスロープもあります>、段差、砂利道、砂場、石畳、歩道・・・など）してみてもどうでしょうか。目隠しして、横断歩道を渡ってみてもどうでしょうか。耳を塞いで、音のない世界を経験したり、杖を突いて少し歩行たりしてみてもどうでしょうか。</p> <p>例えば、車椅子一つとっても、それは猫車みたいな単なる運搬車ではないのです。身体の一部となる補装具です。従って、医師等の指導のもと、個々の身体状態にきちんと合わせたものでないと、体幹が歪んで内臓が変に圧迫されたり、転倒したり、創傷が出たり、骨折したりとか、色々な問題も考えられるのです。少なくとも今健常でも誰でも老化をむかえます。そして、「姥捨て山にでも」ということではいけないことは誰でもわかっているわけですから、そこから、実感をもった気づき（知恵の結集）で以て、一步一步進めていってもらいたいです。</p>	
261	<p>「第3章 計画の方向性 基本方針2」支援の充実について記載されていますが、アーチルと民間の児童発達支援施設間で連携がとれているのか疑問に思います。アーチルへ相談に行っても民間の施設を紹介してもらえない、母子通所以外の選択肢があっても良いはずなのに教えてもらえない等、事業所に相談にいらした保護者の方から不満の声が聞かれます。また、児童発達支援においては保護者が就労のため子供を預けたくても、支給量が少ない（そもそも就労目的だと受給者証発行が難しい）等、問題はたくさんあります。これからの時代保護者の就労支援が盛り込まれても良いのではと思います。「充実」を謳っているのであれば、良い連携がとれるよう働きかけていただきたいです。事業所に</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、アーチルの相談においては、保護者に対しては、児童の支援ニーズに応じて、児童発達支援センターだけではなく、民間の児童発達支援事業所等、必要な支援を受けることができる機関の情報提供を行っております。引き続き関係機関との連携強化に努めてまいります。</p> <p>また、幼稚園や保育所等の職員への相談対応、助言や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進するなど、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て分野の関係機関とも連携して取り組みをすすめてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	相談にいらした保護者の方や、相談事業所の方とお話をする中でよく出る話題です。	
262	<p>アクセシビリティの向上としては、施設等の物理的な整備だけでなく、さまざまな支援策の「情報」についても、当事者やその家族に届くように情報発信をすすめてください。</p> <p>障害当事者が自分の意志で物事を選択できるためには、まず、さまざまな支援策があることを知ることが大切と考えます。</p> <p>相談されたことへの対応以外でも、その障害に対して支援できることを包括的に情報提供することが大切と考えます。そのためにも、障害特性に応じた伝達手法を検討ください。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
263	<p>重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方々を取り巻く家族への支援についても、地域の支援団体などを含めた包括的な支援を検討してください。</p> <p>重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方などの、多様な生活の場の確保やサービスの質の向上などの支援があげられていますが、それにくわえて、その方々を取り巻く家族への支援についても、地域の支援団体などを含めた包括的な支援を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
264	<p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援として、魅力の発信やセミナー、交流会などがあげられていますが、その他にも低賃金の解消につながる施策に取り組んでください。事業所で働く方々からは、人材不足の要因として低賃金であることが継続して訴えられています。低賃金の解消へつながるよう、国へ基本報酬引き上げや日割り計算などの現状制度改定の働きかけを行うなどにも取り組んでください。</p>	<p>障害福祉サービス従事者確保については、障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要と認識しております。</p> <p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことのもつ魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施してまいります。</p> <p>また、適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
265	<p>障害者の高卒後の学びの場として、以下</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>の施策を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援学校に専攻科設置 ・支援学校卒業生が卒業後も学べる夜間スクール、土曜スクール開校 ・知的障害者が大学で学ぶための検討部会、モデル事業のスタート幅広い年齢層の知的障害者が大学で聴講生として学べる仕組み（インクルーブ型・分離型） ・今後、文科省の受託研究『学校卒業後の障害者の学びを支援するための地域連携コンソーシアム構築事業』のような機会があれば参入してほしい。日頃から連携を望む。 ・高等教育においてもいくつかの段階を設け、中度・重度の障害者にも学びの場を提供。 ・生活介護、B型、自立訓練などあらゆる障害者が学べる福祉型専攻科の設置。 ・「高等学校で障害児が学べる仕組み作り」検討部会の設置を希望。 ・障害者の高校・大学等の進学相談があればよい。都立の支援学校以外の相談もしたい。 ・障害児の高校入試・大学入試制度の検討（スマホ・教科書持ち込み、読み上げ等） ・高校に支援級を（東京都では通級のみスタート） ・支援学校に在籍しながら高校で学べる仕組みの創設 ・教職員・学校サポーターだけでなく、特別支援ボランティアにも研修を受けられるようにしてほしい。 	
266	<p>権利擁護の推進の障害者差別禁止の取組について、理解が進めば差別がなくなるといのは誤った考えではないか。理解を促進する取組を進めても、理解する気がない人は差別を続ける。障害者の理解と差別は切り離して考えるべきである。</p>	<p>障害を理由とした差別の解消に向けて、障害理解の促進が重要であると認識しており、「第3章 計画の方向性」基本方針1の施策項目に記載の通り、多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進するとともに、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応してまいります。</p>
267	<p>市議会では、計画でソーシャルファーム</p>	<p>本市としては、ソーシャルファーム事業に</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>について一歩進んだ計画にとの言及があった。障害者の工賃の向上に、関連投資家と企業家のマッチングによるソーシャルファーム支援、超短時間雇用の創出などの取組はどうか。産業振興部等と連携するとよい。</p>	<p>については情報収集に努めてまいります。 また、障害のある方の工賃向上の取り組みとして、福祉的就労の場の提供や企業と事業所を繋ぐ事業などに取り組んでおり、今後とも継続的な支援を進めてまいります。</p>
268	<p>就労継続支援事業などを活用することにより、障害者の福祉的就労を促進します。は、施策項目を文章にただけで、既に制度として確立しており、施策とは言えない。福祉的就労をどういう方に促進し、そのために何をするのか。福祉的就労ができていない障害者の課題に取り組まなければ、福祉的就労は促進されない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
269	<p>新型コロナウイルス感染症の影響があっても目標を達成できるような施策を望む。 「新型コロナウイルス感染症の影響が危惧される中、これまでの取組に加え、障害者雇用のテレワーク拡大、円滑なテレワークのための事業者へのICT活用指導等に取り組めます。また、障害者雇用にこだわらず、超短時間雇用の創出にも取り組めます。」と追記してはどうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
270	<p>障害者雇用ゼロの企業にアプローチして、業務改善・業務切り出し（B P R）から業務の外部委託（B P O）、人材の掘り起こし・育成・研修までを行う就労支援モデル事業を行ってはどうか。（講習会を行い、障害者雇用の始め方を周知。</p>	<p>宮城労働局と連携し、市内企業の障害者雇用率等の情報把握に努めるとともに、障害者雇用促進セミナー等を通じて、障害者雇用の事例周知を行うことで、障害のある方の就労への理解醸成や、企業支援の充実を図ってまいります。</p>
271	<p>仙台市の地域特性から、農福連携はぜひ取り組むべき課題である。ソーシャルファームの創設を農業分野から行うかどうか。ソーシャルファームの観点から取り組むことで、ひきこもり・精神障害者の地域移行・共生・就労・ネットワークづくり・社会参加・交流・福祉コミュニティの創造など広範な分野の前進となる。</p>	<p>本市としては、ソーシャルファーム事業については情報収集に努めてまいります。</p>
272	<p>親亡き後に不安を感じている当事者・介護者が非常に多いことから、市で成年後見を含む「親亡き後」の講座を開催して欲しい。講座の開催は動画配信等にして、</p>	<p>親なきあとを見据えた経済面の相談にファイナンシャルプランナーが対応する、ひきこもり者等の家族を対象とした親なきあと生活設計事業を実施しております。経済面に</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>学びたい時に学べるシステムを望む。</p>	<p>関する学習会の開催やマネーライフプラン等の作成を通じ、引き続き親なきあとの生活設計への不安軽減を図ってまいります。</p> <p>講座等につきましては、令和4年11月19日開催の「第16回成年後見セミナー」において、親なきあとを見据えた市民後見人の活用事例を報告させていただいており、引き続き幅広いテーマを通じた成年後見制度の周知、理解の促進を図ってまいります。</p>
273	<p>障害者の高校卒業後の学びについて、大学、専門学校などのように「社会人への教育」の場が必要だと思う。支援学校に専攻科や、卒業後も学べる夜間スクールやサタデースクールなど。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
274	<p>障害福祉サービス事業者等における虐待防止研修をさらに充実させる必要がある。市は事業者向け研修の方法や学習内容について研究し、その研修計画を本計画に反映すべきである。</p>	<p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に向けて、障害福祉サービス事業者等に対する虐待防止研修は重要なものと認識しております。</p> <p>ご意見の内容については、「基本方針1 施策項目②虐待防止・成年後見制度等」において記載しておりますので、中間案でお示した内容で検討を進めてまいります。引き続き障害者虐待防止の普及啓発に取り組んでまいります。</p>
275	<p>学校教育の場では「本人の気持ちを大切に・無理はしない」というような流れがあると聞いているが、学校は集団生活を学ぶ大切な場所であり、障害によって方法等は異なるが、決まりなどを受け入れられる姿勢を身につけることが必要ではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
276	<p>不登校児童生徒は支援の対象であり、通常級と捉えるのは、実態把握の妨げになっていないか。また、インクルーブ教育推進のために、通常級に在籍する障害児数の把握が必要ではないか。障害児者の高等教育の実態を調べ、障害児の教育を受ける権利を実現する施策につなげてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒については調査を実施しております。</p>
277	<p>小中高の施設や駅付近の施設を開放してもらえると活動しやすいのではないか。また、大学は、障害者に設備を貸し出す</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>だけではなく、教育機関として積極的に社会貢献してほしい。</p>	
278	<p>次の課題について、市が県・国の教育機関と連携して問題解決に当たることを希望する。</p> <p>医療的ケア児・身体障害児が幼稚園・保育園・地域の学校で学ぶための環境整備 小・中学校の就学相談の判定基準の見直し</p> <p>高校に支援級、または支援学校に在籍しながら高校で学べる仕組み、障害児の高校入試 支援学校に専攻科設置 知的障害者が大学で学ぶ仕組み、障害児者の大学入試、入学後のサポートシステム</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
279	<p>障害者向けの講座企画がほしい。例えば、自開傾向の方には鉄道など興味のある分野、支援級卒の方は学校で学ばなかった理科・社会、人権・自己決定について、人生設計、メイク・おしゃれ・身だしなみ、ヘルスケアなど。対象者を「高齢者または障害のある方」とすると、障害者の若者は高齢者とししか接点を持ってない。「障害者向け講座」とすることで、一般の参加を妨げないよう配慮してほしい。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。</p> <p>引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
280	<p>心身障害福祉センターの福祉講演会で、「生涯学習の分野における障害者福祉についての理解」という内容であれば、適任だと思う</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
281	<p>在宅で過ごす医療的ケア児が増加しており、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携してチームで支えていくことが必要であるため、まとめ役の医療的ケア児コーディネーターの必要性を感じている。仙台市は市域が広く、区により利用できる社会資源が異なるため、複数のコーディネーターが必要である。すぐにニーズに応えられるよう訪問看護ステーションや保健所、障害者福祉課等の様々な場所に配置してほしい。また、このような支援を行う者の</p>	<p>本市では宮城県と共催で、医療的ケア児等支援コーディネーターの養成研修を実施しております。</p> <p>研修受講者は障害福祉関係者だけでなく、看護師や保健師など、毎年、医療的ケア児者の支援に携わる多様な支援者が受講し、コーディネーター養成の課程を修了しております。</p> <p>引き続き、コーディネーター養成にとどまらず、養成後のフォローアップ研修などを実施することで、医療的ケア児者に対する</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>研修制度が整うことが必要である。</p>	<p>支援体制整備を進めてまいります。</p>
282	<p>発達障害、知的障害、ボーダーの子ども達について、理解者等のごく一部である。学校サポーターは少なく、見た目に障害がわからない子は健常と障害の狭間で困難な環境に置かれている。児童通所支援も事業所によって内容や質が異なり、十分に支援ができる環境とは言えない。その児童が望む将来を選択できるよう、学び場の確保や支援に努めてほしい。各学校における障害者理解の格差を改善してほしい。</p>	<p>本計画ではインクルージョンの推進に向けて、幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援に取り組んでいくとともに、引き続き各学校における障害理解の促進に取り組んでまいります。</p>
283	<p>特別支援学校の活動についての情報の発信と障害者理解の促進を望む。障害者であっても同じ社会の中で生活する同じ人間であることや、障害者が社会で生活するために想像以上の努力の積み重ねがされ、頑張っていることを知ってもらわなければならないか。</p> <p>特別支援を必要とする子ども達の数が爆発的に増えており、小中学校における児童生徒の実態について強い危機感を覚えている。とりわけ、精神的な障害による不適応を見せる児童生徒の急増が学校現場において大きな負担となっている。そうした児童生徒への更なる充実した人的対応と、それらの根本的な原因の解明に向けた専門的分析と対応が必須ではないか。そのような内容への取組を推進してほしい。</p>	<p>特別支援学校を含めた特別支援教育の理解推進につきましては、様々な機会を捉えて情報発信に努めてまいります。また、人的支援につきましては、各学校の状況を見ながら配置を検討してまいります。</p>
284	<p>補助金継続、特に家賃補助などのカットや福祉手等の削減があってはならず、今までのサービスが対後退しないように中核市にふさわしい予算措置を伴う計画をお願いする。また、障害者が65歳になった際、一律に介護保険に切り替えるのではなく、障害福祉サービスが使えるようにする必要はある。</p> <p>計画の進捗状況の検証に地域自立支援協議会が行うとあるので、計画が順調に進むよう会議の設定と傍聴の周知をお願いしたい。新型コロナウイルス感染</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>症などの不測の事態に備えて、オンラインなどでオープンに議論できるようにしてほしい。</p>	
285	<p>特別支援学校卒業後は放課後等デイサービスの利用が終了したため、余暇を過ごす場がなく、本人及び家族の負担が増している。大人の交流活度の場についても整備して欲しい。</p> <p>障害者を取り巻く環境やニーズが変化しているにも関わらず、行政が変化に対応できず、小学生からの通学・通所の移動支援等、長年実現できない状況が続いている。</p> <p>特別支援教育を受ける際に義務教育終了後の進路についても説明してほしい。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
286	<p>編見や差別について、小学校の低学年の生徒が授業の一環として障害者の方々と触れ合える環境が大切だ。</p>	<p>ご意見として承ります。障害のある方と触れ合える機会を通して、障害理解教育の推進に努めてまいります。</p>
287	<p>社会福祉協議会の権利擁護事業との連携と、権利擁護についての周知徹底をお願いする。第6期障害福祉計画に成年後見制度の適切な活用の明記が必要です。弁護士に依頼する際の報酬を利用しやすいよう検討をお願いします。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」基本方針1の施策項目に記載の通り、成年後見制度における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。</p> <p>また、成年後見制度利用支援事業については、本市ホームページ等を活用し、制度に関する周知等を進めてまいります。</p>
288	<p>依然として障害者への差別が存在しており、障害理解の推進が求められています。虐待は犯罪、差別も法律・条例に違反する行為だということを出発点にし、市は虐待・差別に対して毅然とした態度を示すべきである。</p>	<p>障害を理由とした差別の解消に向けて、障害理解の促進が重要であると認識しており、「第3章 計画の方向性」基本方針1の施策項目に記載の通り、多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進するとともに、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応してまいります。また、虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止の普及啓発を進めてまいります。</p>
289	<p>保育園・幼稚園・学校等と連携を強化し、早期に虐待を発見する仕組み作りが必要ではないか。</p>	<p>幼稚園、保育所等における児童虐待の専門知識、対応スキル習得の研修の実施等を通じ、虐待防止に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>また、「第3章 計画の方向性」基本方針2の施策項目に記載の通り、アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進等、障害のある児童への支援の充実を図ってまいります。</p>
290	<p>また、障害児相談支援等を活用し、虐待リスクを有する家庭への支援が必要ではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
291	<p>福祉施設へのアドボケーター（権利擁護推進員）の設置や、障害事者やその家族に対する啓発が必要。障害当事者が虐待を受けた時に抗議でき、自身の権利を理解し、権利を行使し、障害者の権利擁護ができるようなしくみが必要ではないか。</p>	<p>障害等により判断能力が十分でない状態になっても、その方が一人の人間として尊重され、その人らしく暮らしていけるよう、意思決定支援や権利擁護を拡充していくための仕組みづくりが重要であると認識しております。</p> <p>福祉施設へのアドボケーター（権利擁護推進員）の設置については現在予定しておりませんが、「第3章 計画の方向性」基本方針1の施策項目に記載の通り、成年後見制度における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ってまいります。</p>
292	<p>小学生の障害理解の推進は、何よりも共に学ぶことによって達成されるものと考えている。通常学級にも障害児がいる前提で、障害理解の学習を行う際は、児童の状況に応じて内容や方法に配慮してほしい。また、通常学級にのみ障害理解の授業があるようだが、支援級の子も内容に配慮の上で障害について学ぶ必要がある。</p>	<p>児童生徒の状況に合わせた障害理解教育を推進してまいります。</p>
293	<p>障害者と健常者のコミュニティの場（図書館・スポーツ施設、体育館、喫茶など）を公共的に設置してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
294	<p>作業所や会社での仕事を終えた障害者が児童の放課後等デイサービスのよう午後4時あるいは5時以降の余暇活動を楽しむ場の</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>整備を望む。そのような場があれば、支援の下、健全な交流の場で過ごせ、孤立を防ぐことができ、家族支援にもなる。</p>	
295	<p>行動援護及び行動障害を持つ方の支援を地域の障害者福祉計画に明確に位置付け、行動障害のある人もともに暮らせる仙台市になるようにしてほしい。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」基本方針3に記載の通り、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備等は重要であると認識しております。引き続き、一人ひとりの障害等の特性に応じて、必要な支援を行ってまいります。</p> <p>また、本計画の「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」における成果目標として、「強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備」を新たに掲げ、行動障害のある方に対応できる人材育成や、施設等の支援力向上を目指してまいります。</p>
296	<p>障害児と共に過ごす時間が、未来の共存社会の意義を考える大人の原形となる学びとなるため、幼稚園・保育園・学校・学童保育所における共育実現のための支援（加配・看護師の配置）を望む。障害があることによって選択肢や場所が狭まるのではなく、誰もが平等に生きる場所を選択できる環境を望む。</p>	<p>幼稚園や保育所等の職員への相談対応、助言や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進するなど、日常の過ごし方で必要な支援が受けられるよう、子育て分野の関係機関とも連携して取り組みをすすめてまいります。</p> <p>また、アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、子育て・教育・福祉分野におけるインクルージョンの推進等、障害のある児童への支援の充実を図ってまいります。</p>
297	<p>保育園の一覧に障害児を受け入れるか否かの欄があり、受入可の保育であっても必ず見学し、入園許可を取るようにと言われたが、このような対応を今も取っているのか。</p>	<p>特別な支援が必要な児童の受け入れにあたっては、保育施設等での集団保育が可能であることを確認するため、体験保育を行うこととしております。なお、体験保育の実施施設は保護者からのご希望を踏まえてご案内をしておりますが、実施施設への入園を決定するものではなく、入園する施設については本市が利用調整の上で決定いたします。</p>
298	<p>グループホーム建設に関して一部地域</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>住民の反対がみられるため、日頃から市が率先して障害者への理解について啓発活動を行う必要がある。また、事業者に対しては日頃から地域と積極的に交流するよう啓発するとともに、市の障害理解に関する啓発活動においても、市民が多く集まる各種祭りなどを活用して実施及び拡充する必要がある。</p>	<p>方針1において、「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ、「障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行います。」「障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を促進します。」とし障害理解の促進に努めてまいります。</p>
299	<p>コミュニケーションや社会性などのソーシャルスキルを高めて、障害者が働いて自立できるようになるために連携し、障害者が高校、大学で教育を受けられるシステムを創設してほしい。一方的に障害者を支援するというのではなく、障害者にとって生きやすいということは障害のない人にとっても生きやすいということだという視点を持つことが肝要と考えるが、いかがか。</p>	<p>ご意見として承ります。障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちを、市民の皆様とともにつくっていくことが必要と考えますので、障害理解を基盤として、施策を推進してまいります。</p>
300	<p>支援級における特別支援コーディネーターとの関わりを保護者にも知らせてほしい。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、各学校の状況に応じた役割を担っております。学校にお問い合わせください。</p>
301	<p>大学の多い仙台市の利点を活かし、障害者が参加できる市民講座等を増やし、その際のボランティアを学生に依頼することで互いの交流を深められるようなシステムが作れないか。</p>	<p>「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
302	<p>障害者を雇用する会社や特例子会社への障害理解研修を市で実施してほしい。障害に起因するどのような困難が起こり得るのか、どう接すればうまく対応していけるのか、雇用する側への研修を義務化した補助金を出したりできるとよいのではないか。</p>	<p>障害のある方が講師となり市内の企業等へ出向き、障害理解を目的とした研修（障害理解サポーター事業）の実施や、先進的に障害者雇用に取り組む企業の事例紹介等を行う障害者雇用促進セミナー等を通して、引き続き障害のある方の就労への理解醸成を図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
303	<p>公的なソーシャルファームの設立を目指してほしい。</p> <p>障害がなければ作業所で受け入れられないことが、一つの壁となっていると聞いているので、ソーシャルファームの創設が望まれる。就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例に沿った計画を望む。計画に基づいた施策もお願ひしたい。</p>	<p>本市としては、ソーシャルファーム事業については情報収集に努めてまいります。</p>
304	<p>市の広報をシルバーセンターと競合しない形での受注をお願ひしたい。仙台をアピールする品物を作業所で制作した場合補助をつけることや、成人式等の記念品などを作業所に受注することを積極的にしてください。市役所本庁舎などの市の施設などが新しく出来た時は売店やコミュニティ・カフェに障害者施設の運営にできるよう積極的に委託をお願ひしたい。</p>	<p>本市の取り組みとして、積極的に障害福祉サービス事業所より調達を促す、優先調達についての方針を定め、各部署での調達に努めているところです。また、市役所の建て替えに伴う施設の運用については、検討を進めてまいります。</p>
305	<p>障害者雇用の実例等の情報はデータベース化して、必要な企業がいつでも参照できるようにしてほしい。</p>	<p>障害のある方を雇用する事業主に対し、指導や助言を行う労働局やハローワーク等とも連携しながら、障害者雇用の実例等について、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
306	<p>就労移行支援施設等の活用の施策内容就労移行支援施設の活用などには、施策項目を文章にただけで、施策とは言えない。就労移行支援施設の活用をすれば就労できる可能性があるのに利用していない人とはどのような人か。その方達にどのような方法でアプローチするかが施策ではないか。</p>	<p>就労移行支援等のサービスを利用することなく就労を希望している障害のある方について、引き続き、障害者就労支援センターにおいて個別支援を行っていくとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の支援機関と連携し、支援対象者の把握に努めてまいります。</p>
307	<p>市役所で専門家派遣による業務の切り出しと超短時間雇用を始めてはどうか。障害者雇用率だけでなく、障害者が週15分～でも社会と接点を持って働く機会を持てるようにしてほしい。</p>	<p>本市では、「障害者活躍推進計画」を策定していることから、本市の障害者雇用について記載はしておりませんが、本計画では、「第3章 計画の方向性」「基本方針4 施策項目①一般就労・福祉的就労」の関連事業として位置づけ、事業者等における障害者雇用の促進の規範となるよう、障害者活躍推進計画に基づき適切に取り組みを進めてまいります。</p>
308	<p>教職員、学校サポーターに対する研修</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
309	<p>と同様の研修を保護者も受けられないか。</p> <p>小学生にまで移動支援策（移動支援・タクシー券等補助）を拡大できれば、放課後の過ごし方の多様な対応ができる。送迎可否や地理的条件を考慮せずに通所先等を選ばなければならない状況が減るのではないか。</p> <p>移動支援を中学生に適用されるようになり感謝しているが、小学生から適用すべきである。障害者権利条約には合理的配慮を提供する旨が書かれているので、一人で通学や外出ができない場合の環境整備を行う義務が行政にはある。</p> <p>日頃から移動支援が利用できていれば、緊急時の依頼でも事業所が対応しやすい。また、緊急時通学支援は、緊急時の通学にしか利用できず、年間10時間と上限も少ない。</p> <p>移動支援が利用できる年齢を7歳の就学時からにしてほしい。また、15歳以上の月の利用時間上限を30時間まで拡大してほしい。7歳から移動支援を利用できないのは厳しい。保護者のレスパイトや障害児の社会性を身につけるためにお願いしたい。</p> <p>移動支援を小学生から適用させてほしい。小さいうちから第三者とコミュニケーションを取り、社会活動に参加できることは大切だと思う。</p> <p>小学高学年から移動支援適用を要望する。小学高学年から他人の支援を受け、自己決定をしながら社会経験を積むことが望まれる。小学生の移動支援を行わない理由を明確に説明してほしい。</p>	<p>余暇活動を通じて、社会的な経験を広げていく上で、移動支援は有効なサービスであると認識しております。</p> <p>移動支援の支給につきましては、年齢を問わず、障害の程度や利用の目的などを勘案し、各区役所において決定をしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き適切な制度の運用に努めてまいります。</p>
310	<p>学校の実態を調査し、学校サポーターや特別支援ボランティアの配置をするとともに、学齢期だけの問題解決にとどまらず、障害児者への継続的な成長支援システムを作って欲しい。本計画の中に、一つでもこのようなモデル事業が欲しい。</p>	<p>学校への人的支援につきましては、これまでも各種事業を通じて行っているところですが、今後も学校の状況を把握し、その実情に応じた支援が図られるよう検討してまいります。</p>
311	<p>特別支援教育開始の際、進学や就職の際に、どのような選択肢と支援があるのか</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	説明があるとよい。	
312	教育委員会と協議を行い、就学相談の判定基準を見直してほしい。	就学に関する基本的な考え方は法令等に基づいております。
313	祭りや防災訓練などの行事に、当日だけ障害者がゲスト参加するのではなく、企画から参加することで意義ある交流を行うことができる。イベント運営に障害者が参加する際のサポートを行ってほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
314	交流では共生社会の実現に足る経験として不十分である。市内のある小学校では、支援級において日常的な特別支援ボランティアの導入がある。要支援の子どもたちがなるべく多くの大人と関わり、将来地域に根差す基盤となると考えられる。	ご意見として承ります。
315	様々な交流活動の推進の施策内容障害のある人とならない人のスポーツを通じた交流機会を創出は素晴らしい施策だと思う。障害当事者が講師のアートワークショップも広がってほしい。	本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針4の施策項目において、日中活動やスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動をはじめとした自分らしさを発揮できる社会参加の充実に向けた取り組みを掲載しております。 引き続き、障害のある方が才能を発揮する機会、希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。
316	切れ目のない支援の中で親亡き後についての動きは早いうちからの支援の場が欲しい。成年後見についての講習も見かけるが障害者に特化したものなどの開催も期待したい。	ご意見として承ります。
317	地域生活拠点事業は地域支援の事業所に委託されているが、委託料が安く、人材確保が難しいため、財政的な支援を明記してほしい。	ご意見として承ります。
318	障害者の就労に係る施策は単に就労率を上げることを目標とするのではなく、就労継続支援A型やB型では、最終的に一般就労を目標とするなど、次の段階につながる取り組みをさらに充実させて欲しい。	国の基本指針では「福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援A型およびB型)」を成果目標として設定することとされております。 国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の実績や施策の動向を踏まえた成果目標を設定していることから、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいり

No	意見の概要	本市の考え方
		ます。
319	<p>インクループ教育が推進される中で、学校において児童・生徒の発達段階や障がいに応じた指導・支援が求められては、インクループが推進されているが、特別支援教育（分離）が求められていると受け取られそうな表現になっている。施策にインクループ教育の内容を入れてほしい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針2において、日常の過ごしの場で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めることとしております。</p> <p>「仙台市特別支援教育推進プラン 2023」を策定していることから、本計画においては、インクループ教育について、記載はしていませんが、本市では子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクループ教育システムの構築を両輪として特別支援教育を推進してまいります。</p>
320	<p>また、身体障害児・医療的ケア児が地域の学校で学ぶための環境整備、教職員の医療的ケアの研修。</p>	<p>市立学校においては、医療的ケアが必要な全ての児童生徒に対して看護師を配置しております。身体障害児を含めて、今後も必要な環境整備の充実を努めてまいります。</p>
321	<p>通常級に在籍している要支援児数の把握が必要。また、学校ごとに、学校サポーターや特別支援ボランティアの必要数を調査し、配置して欲しい。</p>	<p>学校への人的支援につきましては、これまでも各種事業を通して行っているところですが、今後も学校の状況を把握し、その実情に応じた支援が図られるよう検討してまいります。</p>
322	<p>分離教育の現状改善策として、交流機会を増やし、交流の仕方を改善していくことが求められる。支援級在籍の児童生徒が親学級に所属し、ともに学ぶ場面を洗い出し、子どもの実情に合わせて実行していくなど。親学級に所属することで、通常級の担任の意識が変わるのではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
323	<p>高卒後の進学率が向上している中、知的障害者の高卒後の進学率が留まっている現状は、障害者の高等教育を受ける権利が侵害されている状態であり、障害者権利条約に反する。障害があっても高卒後も学ぶ自由を保障する「障害者の高卒後の学び」検討部会の設置を希望する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
324	<p>赤ちゃん訪問の機会を逃してしまった時、ライフステージに即した支援はどこで誰が判断してくれるのか。</p>	<p>本市では、妊娠・出産・子育て期に渡る切れ目のない支援として、健診・相談を通じた就学に至るまでの親子への支援を行ってお</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>ります。</p> <p>障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、新生児等への訪問指導や3～4ヵ月児育児教室、乳幼児健康診査、5歳児のびのび発達相談等を行っております。</p> <p>また、アーチルでは、あらゆる発達障害(疑いを含む)について、乳幼児期から成人期まで、全ライフステージを対象とした支援を行っております。</p>
325	<p>小学校教育からSDGsの取組を行うことによって、子ども達自身の力で学んだり考えたりすることができ、「わたしたちに何ができるのか」という発想を豊かに育てることができるのではないかと。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
326	<p>放課後等デイサービスは一概に利用促進するものではなく、どのような支援がその子どもにとってよいのかを見極め、状況により事業所を変更するなど、適切な支援をしていくことが望ましい。まずは相談支援の利用促進が先ではないかと。</p> <p>発達障害支援は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が制限されているが、まだまだ続くコロナ禍での支援をどのように行うのか。</p> <p>障害児の早期療育体制の充実の一環として、ペアレントトレーニングの拡充を望む。学校の先生方の指導が入りにくい子どもには、早期からのペアレントトレーニングが効果を発揮するのではないかと。</p> <p>障害児にも手厚い支援をしよう</p>	<p>ニーズに応じた適切なサービスをコーディネートするために相談支援の利用促進は重要と考えております。現在、計画相談支援・障害児相談支援に関する実態把握を進めているところであり、その結果を踏まえつつ、より相談支援が利用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」での位置づけが5類に移行後は、消毒や換気など感染症対策に留意しつつも、発達障害の相談支援につきましては、概ねコロナ前の状況に戻っております。</p> <p>また、ペアレントトレーニングの視点による児童生徒への関わりが大切であると認識しており、引き続き、子育て支援や学校現場における普及啓発に努めてまいります。</p>
327	<p>受け皿を増やすことは大事だが、サービスや制度を利用する側が、生活の少し先を見据えて考えて、適切なサービス等を選択していけるよう、小さい頃から様々な人との関わりや話をすることが大切である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
328	<p>成人の障害者が安心して通える総合的な医療や療育を提供してもらえる病院は市内にないよう感じる。成人してから不安にならずに済むよう、医療機関の設置を</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	望む。	
329	「社会参加への環境整備」について、福祉まつりやふれあい運動会は障害者のイベントのため、社会参加の意味は少ない。障害者のボランティア参加を促してはどうか。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
330	放課後等デイサービスの時間拡充はありがたい。学校の長期休業中は空白の時間が発生してしまい、親が安定して働くことができない。特に片親の場合は切実な問題である。	ご意見として承ります。
331	移動支援を小学生から利用できないか。障害が肢体不自由のみの場合でも、小学校高学年位から、親と出かけるよりも介助者の手を借りて自立が必要になってきます。	余暇活動を通じて、社会的な経験を広げていく上で、移動支援は有効なサービスであると認識しております。 移動支援の支給につきましては、年齢を問わず、障害の程度や利用の目的などを勘案し、各区役所において決定をしております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き適切な制度の運用に努めてまいります。
332	おむつの助成の見直しをしてほしい。	ご意見として承ります。
333	社会参加を進めるには、既存の行事を引き続き実施してただけでは不十分なのではないか。	既存の行事も引き続き実施しながら、新たな行事を行うことも重要と考えておりますので、今後とも積極的に社会参加事業に取り組んでまいります。
334	連携は現在、保護者がイニシアティブを取っていると認識しているが、家族がイニシアティブを取れない場合にまず動いてくれるのはどこなのか。ひきこもりの問題はどこが扱うのか。「保健所」「子ども家庭支援センター」「若者ステーション」など、窓口となる機関名を挙げた方が計画を読む人にわかりやすいのではないかと。保健所から支援体制に繋いでほしい。	ひきこもりに至る背景は多岐にわたり、抱えるニーズも幅広いものとなっております。個々の状態に応じた対応として、地域の中核機関であるひきこもり地域支援センターを中心としながら、多様なニーズに対応するための医療、保健福祉、教育、就労等の関係機関の連携強化を図ってまいります。 相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、よりわかりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。
335	知的障害者の保護者は成年後見制度の長期にわたる報酬負担を懸念し、利用を躊躇している方が多いため、支援学校、教育委員会、障害課での共催の講座を開催してはどうか。	ご意見として承ります。
336	重症心身障害児（者）の支援をすること	ご意見として承ります。

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>は必要であるが、その予算確保のために日中活動事業所への家賃補助を削減、廃止すべきではない。特にコロナ禍収束までは家賃補助の減額をすべきではない。</p>	
337	<p>保育所・幼稚園での医療的ケア児の受入推進、放課後等デイサービスの充実を求める。障害の有無に関わらず同年代の仲間と共に過ごせる場の確保、学校が変わっても同年代と活動できる場としてさらに充実して欲しい。</p>	<p>本計画ではインクルージョンの推進に向けて、幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援に取り組んでまいります。また、放課後等デイサービスの充実に引き続き取り組んでまいります。また、本市では、平成29年度より、保育所等において経管栄養と導尿の医療的ケアが必要な児童の受け入れを開始し、令和3年度からはケアの種類に血糖値測定、インシュリン投与、喀痰吸引等を追加するとともに、受け入れが可能な施設を拡充してまいりました。引き続き、医療的ケア児の受入推進に取り組むとともに、障害等の有無に関わらず、すべての児童が共に健やかに過ごすことのできる環境づくりに努めてまいります。</p>
338	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、意思疎通支援事業等対面形式の講座や事業者向け研修の一部が中止となった。人材確保のため、ZOOM等を活用し、研修等を実施してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
339	<p>障害差別がなくとも、障害に起因する病状の把握ができていないのではとの不安がある。重度重複でなくとも、症例の少ない障害者の成人期医療の必要性を理解してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
340	<p>共生型サービスについて、課題を洗い出しその改善策について、国に対して問題提起が必要と考える。 その上で当面は共生型サービスの促進が必要である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
341	<p>障害児相談支援の利用率について、仙台市における利用率が全国と比較し著しく低い。虐待のリスクや家族の判断能力に課題がある等の場合は特に、障害児相談支援を活用したモニタリングが必要である</p>	<p>障害のある子どもやその家族が安心して生活していくために相談支援は重要と考えております。現在、計画相談支援・障害児相談支援に関する実態把握を進めているところであり、その結果を踏まえつつ、より相談</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	ため、利用を促進してほしい。	支援が利用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。
342	利用者に対して、適切な支援を行うために、サービス等利用計画の作成が必要ということだが、サービス利用計画が普及していないのは、現状の計画作成に問題があるのではないかと。まずはその問題の解決が必要ではないかと。また、ケアマネジメントを支援事業者のみに任せるのではなく、市や教育委員会が責任を持つ体制を作してほしい。	ご意見として承ります。
343	仙台市は面的軽備事業として、様々な機関が連携した支援拠点である相談支援事業所があるが、国の予算が無いため、予算不足で運営が難しい状況である。将来的には施設を整備し、基幹相談支援障害者支援課とは別に運営されることが望ましい。	ご意見として承ります。
344	障害者本人が望む生活（本人に合った生活）を模索する中で、「入所施設」が自然と選択肢に入れられ、高齢者施設と同じように世の中に受け入れてもらえることを願っている。	ご意見として承ります。
345	病院で、受診後の様子等に不安が残る方や、緊急時に本人からの聴き取りができずに身元確認に困る例もあるため、地域包括支援センターのような情報を持った窓口があると良い。	ご意見として承ります。
346	障害者への対応は、教育を受けた職員でないと難しいのではないかと。相談内容がわかりづらいこともあると思うが、相談内容を引き出すことができるかが最大の問題である。また、職員同士が連携を取って一か所に対応できる仕組みが求められる。ぜひ対応できるようなシステム作りをお願いする。	ご意見として承ります。
347	障害者の利便性やニーズについて、医療機関等へ伝えることも必要である。	ご意見として承ります。
348	当事者やその家族でも相談支援等制度を知らない方がおり、相談利用の有効性を知っていただく必要があるのではないかと。	障害のある方やその家族が安心して生活していくために相談支援は重要と考えており、その有用性について周知する必要がある

No	意見の概要	本市の考え方
	また相談支援業務において、基本相談は加算等の報酬がなく、事業所は経済的・時間的に厳しい状態である。基本相談に加算等の報酬があれば、相談支援が充実するのではないか。	と考えております。現在、計画相談支援・障害児相談支援に関する実態把握を進めているところであり、その結果を踏まえつつ、より相談支援が利用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。
349	強度行動障害や重度障害の方の入所施設が足りていないと聞いている。現在の入所者数を超えずに、強度行動障害や重度障害と家族の方の支援ができるのか。	重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等、より手厚い支援が必要な方に対応したグループホームの整備促進など、地域の支援体制の整備について進めてまいります。
350	小児病院の移転後、障害への痛見があるため、地元での受診ではなく他市町村まで通院せざるを得ない。障害者が安心して通院できるよう公立病院等を直営で行ってほしい。	ご意見として承ります。
351	ケアマネジメントを行う事業所や制度の周知はどのタイミングで行われるのか。簡単な窓口案内や制度の講習があっても良いのではないか。	ご意見として承ります。
352	障害児の保護者の就労は時間的に制約があるのが現状である。保護者の就労支援として、放課後等デイサービスの開所時間の延長等が必要ではないか。	ご意見として承ります。
353	夜間の救急医療体制について、中核病院で毎日受けるなどの対応をしてほしい。	ご意見として承ります。
354	障害者の方が相談を行う機関について、年齢に応じた相談先を明確にし、周知の徹底を図ってほしい。特に、40～59歳の方が相談を希望する場合の相談先を確認したい。また、相談機関の一つである計画相談支援についても周知方法を見直してほしい。	障害のある方の相談先といたしましては、市内16箇所の障害者相談支援事業所において、年齢を問わず生活上の困りごとや障害福祉サービスの利用等に関する相談に応じております。 これら相談先の周知につきましては、ご意見として承ります。
355	様々な問題をかかえる家族の支援には相談支援事業所が重要な役割を果たしている。しかし相談支援事業所の報酬は充分でなく、運営がままならない事業所が市内で生じている状態である。相談支援事業を持続可能な事業とするために、財政的な支援をして欲しい。相談支援事業所の報酬は充分でなく、どこの事業所も運営が厳しい。新規の相談依頼はあるが、事業所が	適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。

No	意見の概要	本市の考え方
	赤字で引き受けることができない。相談支援事業所への経済的支援が必要ではないか。	
356	身体障害者相談員・知的障害者相談員の制度開始以来、制度は変わらず、精神障害・発達障害の当事者や家族の目線で対応できる相談員はおらず、身体障害者相談員・知的障害者相談員がほとんど利用されていない。年に1・2回でも学校等に赴いて相談を受け付け、それ以降は個別に継続していくようにすれば相談のきっかけになるのではないかと。相談支援専門員は、児童の発達・成長を支え、保護者が将来を見据えて子育てできるように支援しており、その役割は大きいと考える。しかし現状は相談支援専門員の質、量ともに不足しており、育成が必要である。	本市の障害者相談員については、多くが障害当事者か障害のある方の家族であり、地域での個別相談のほか、当事者や家族の立場からの日常的な相談に応じております。「学校に赴いて相談に応じる」については、依頼があれば小学校での福祉教育等の活動（車椅子体験、障害当事者の講話等）を行っております。 また、相談支援専門員は、障害のある方やご家族の安心した生活を支えていく上で、重要な役割を担っていると認識しております。本市では、障害者基幹相談支援センターを設置し、共同支援や各種研修会等の実施により、相談支援専門員の育成や支援能力の向上に取り組んでまいります。
357	インクルーブな観点を備えた公園を整備する考えはあるか。	令和5年4月に一部開園いたしました、高砂中央公園におきまして、障害のある子どもも一緒に乗って遊べる皿型の回転遊具、あるいは車椅子に乗ったまま遊べる砂場、ほか幾つかの施設を導入しております。 今後につきましては、公園の規模や施設内容などを踏まえながら、他の公園への導入についても検討してまいります。
358	障害の程度により、中等度難聴の補聴器など1度きりの給付では継続した支援とならないのではないかと。	補装具費支給制度及び軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業では、補聴器の必要性が認められる場合、複数回の支給をしております。
359	行動障害等の障害者が地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者の数、質共に充実させる必要がある。	本計画の「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」における成果目標として、「強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備」を新たに掲げ、行動障害のある方に対応できる人材育成や、施設等の支援力向上を目指してまいります。
360	重度心身障害者支援を必要とする多くの方たちの学校卒業後の進路先の保障が少ないので、通所施設等の計画的な軽備が	市内の生活介護事業所の需給状況を鑑み、生活介護事業所の新設に対し整備費の補助を実施しております。今後も需給状況

No	意見の概要	本市の考え方
	必要。重度心身障害者通所施設の拡張案が出ているが、さまざまな団体と協議の上で進めるべきである。	を踏まえ、補助の実施を検討してまいります。
361	障害の程度により現金給付手当がでない。程度の差はあれ、援助の必要性はあるのではないかと。	ご意見として承ります。
362	障害福祉サービス等事業者向け研修については、講習形式の研修だけではなく、福祉現場研修やグループワークなど、研修方法を工夫することで人材を育成し、障害福祉サービス等の質を向上を目指していただきたい。	障害福祉サービス等事業者向け研修（集団指導）については、受講の都度、アンケートにご回答いただき、そのご回答内容やご意見等を踏まえ、実施方法について工夫を重ねております。今後も、よりよい実施方法を検討し、受講率を向上させることによって、障害福祉サービスの質の向上を目指してまいります。
363	重度の知的障害者も重度訪問介護を利用しているが、本人が穏やかに過ごせる環境を考えなくてはならないため、「重度訪問介護」や「行動援護」は通所先が見つからない人等のためのサービスではないと思う。	ご意見として承ります。
364	認知症カフェのように、C S Wを配置した地域拠点があるとよい。障害当事者が困ったときにわかりやすい窓口があるべきだと思う。	ご意見として承ります。
365	通所施設について、通所日数や通所時間について柔軟に対応可能で、かつ肢体不自由等様々な障害特性に対応可能な施設の整備促進が必要である。	ご意見として承ります。
366	避難場所整備として、地域の小中学校の体育館のトイレを車椅子用にして障害者も使えるようにすると冷暖房の設置を要望する。	ご意見として承ります。
367	今後の障害者の高齢化や重度化を見据え、医療的ケアに対応したグループホーム等を計画的に整備する必要がある。また、日中支援型グループホームが適切に運営されるよう注意が必要であり、強度行動障害の方に対応可能な人材育成も必要である。グループホームの整備については、定期借地補助の制度を設けていただきたい。	ご意見として承ります。
368	個々の特性を生かした、芸術やパラスポ	本計画の「第3章 計画の方向性」基本

No	意見の概要	本市の考え方
	一ツ、ダンスや字びの場の専門的指導が受けられる場や施設を開設してほしい。	方針4の重点取組に記載の通り、市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりを推進してまいります。
369	手帳の方は県の医療助成が受けられないので県に拡充を要望する必要がある。	医療費助成制度は、基本、宮城県が定めた要綱に基づいて実施している制度で、障害者手帳をお持ちの方は手帳の種類は区別なく対象となっておりますが、障害部位や等級（程度）及び所得制限等によって給付を受けられない場合もあります。本市では、宮城県の要綱で定められている以外に独自の条件を設定して制度を運用しております。
370	新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所で福祉作業所の集団健診ができずに大変困った。保健所の人員増を図るよう明記してほしい。	ご意見として承ります。
371	出前講座などについてもWebでの開催はできないか。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
372	各課でSNSを利用した情報発信を積極的に活用してほしい。市のホームページを見やすく、検索しやすくしてほしい。また、ZOOMでも相談できると便利である。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
373	今後も様々なニーズに対応可能な施設の整備を促進し、さらに福祉人材の確保及び育成等の支援が必要である。	ご意見として承ります。
374	放課後等サービスの支援内容において、地域との交流の機会を設けるなど、社会化という視点も必要ではないか。	ご意見として承ります。
375	重症心身障害児に対応可能な事業所は増加傾向ではあるが、様々な障害特性に対応した事業所はまだ不足していると感じる。行政の主導のもと、様々な通所施設の備促進が必要である	ご意見として承ります。
376	ハローワーク、大学や専門学校福祉課、職業訓練センターなどと提携して福祉のワークショップなどを、オンライン等を活用して開催し、福祉人材確保に努めて欲しい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
377	青葉障害者福祉センターの整備	青葉区を除く各区には既に障害者福祉セ

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>なぜ、青葉区に限定するのか。名前をつけるなら仙台障害者福祉センターの整備だろう。住んでる場所で差別をしているのなら、今すぐ辞めろ。他の泉区、宮城野区、太白区、若林区にも仙台市民はいる。</p>	<p>ンターが整備されております。</p>
378	<p>将来の暮らし方について、知的障害者の方ではグループホーム、福祉ホームのようなどころで暮らしたいとの声を聞く。これは家族の思いや願いが反映された結果でもあり、ご本人は自立を望んでいる可能性もあることを留意し施策を打っていくべきである。記載がないため計画に記載して欲しい。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」「基本方針3 施策項目③居住支援」に以下のとおり掲載しております。 障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組んでまいります。</p>
379	<p>障害のある人に対する様々な相談窓口があるが、その情報が届いていない人がいる。市政だよりもが町内会の都合により届かない人やパソコンが使えずホームページを見られない人もいる。障害のある人が相談できる窓口について、分かりやすく周知する方法を考えてほしい。相談窓口が全然知られていないため。</p>	<p>相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、より分かりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。</p>
380	<p>市の相談支援事業は非常に充実していて、困り事に対応した情報の提供など、当事者・保護者にとって、なくてはならないサービスとなっていることに深く感謝している。一方で、相談支援専門員の不足により、新規に相談支援サービスを希望しても受けることができない事例が増加している。相談支援専門員の増員をお願いするとともに、相談支援センターに支援計画をセルフプランで立てる時の指導的役割や様々な情報提供機能を持たせ、担当の相談支援専門員が決定するまでの間、当事者・保護者へ直接支援をしてほしい。 また、相談窓口の周知が足りていないため、充実させる必要がある。相談支援が必要と思われる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
381	<p>防災減災 今回のコロナ禍における障害者への対応を振り返る機会を作り、将来このよう</p>	<p>「第2章 障害のある方を取り巻く現状」に記載の通り、新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ非常事態におい</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>な事態が発生した時に対応できるように備えてほしい。仙台市が何も考えていないため。</p>	<p>て、障害のある方への配慮等について状況に応じて速やかに対応していく必要性を改めて認識しております。引き続き、災害・感染症等の非常時・緊急時の対応について、必要な取り組みを進めてまいります。</p>
382	<p>オンライン環境整備をしてほしい新型コロナウイルス感染症対策の中、障害福祉関連の会議が開催されず、課題の共有や解決策を検討する場がなくなっている。オンラインの会議ができる環境整備を計画の中に盛り込んでください。計画素案に「連携」の推進についていくつも出されている。今後、コロナ禍だけでなく、防災時や緊急時などにも連携のツールとしても役立つと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
383	<p>仙台市は精神科病院に長期入院している方の社会的入院の解消を図るための地域移行を支援するため、精神障害者退院相談支援を委託で行うこととしている。退院後の生活支援、地域移行支援については、人選や支援体制など十分に役割を果たせるようにすること</p>	<p>精神科病院に長期入院している方の地域移行・地域定着支援につきましては、支援者の能力の向上や支援体制の充実が重要であると認識しております。現在、精神保健福祉審議会において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」をテーマに検討を進めており、その内容を踏まえ、障害のある方の地域移行・地域定着の推進に努めてまいります。</p>
384	<p>国に対し、障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を速やかに廃止するよう声をあげること。介護保険の対象年齢であっても、従来から受けていた支援を継続して受けられるようにすること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
385	<p>難聴者・中途失聴者への補聴器購入の助成を行うこと。補聴器購入補助が必要と考えます。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」の対象疾病を有し、かつ、高度難聴と同程度の方は、補装具費支給制度において必要性が認められる場合、補聴器の購入費の支給をしております。</p>
386	<p>民間障害者グループホーム等職員宿舍借り上げ支援事業の実施について、ハードルが高く申請していないという声が寄せられている。特に法人側にかかる手間を減らせないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
387	<p>障害福祉サービスに関する情報提供の推進について、アンケート調査結果の情報入手方法によると「障害者団体や当事者団体を通じて」と答えた方が多く、障害者団体や当事者団体の役割の大きさを認識する。今後も、市から情報提供をお願いするとともに、当事者・保護者の声を届ける努力をしていく。</p>	<p>引き続き市民の皆様に必要な情報が届くよう、周知広報に努めてまいります。</p>
388	<p>行政窓口などで、難聴者の意思疎通のためにタブレット端末を利用した遠隔手話通話や筆談サービスを導入すること。IT化をしようぜ。</p>	<p>障害企画課や各区・宮城総合支所障害高齢課等にタブレット端末を設置し、手話通訳者不在時の遠隔手話通訳での対応や音声認識アプリの導入を実施しております。</p>
389	<p>情報が受け取りやすい、見える広報活動、福祉サービスなど事業所やサービス内容など、まだまだ情報不足で困りの声があがっている。誰にも分かりやすい、見やすい、使いやすい、障害福祉のホームページや「せんだいふれあいガイド」のリニューアルなどを計画にとり入れてほしい。今のは見づらい</p>	<p>相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、より分かりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。</p>
390	<p>タクシー券の交付枚数を引き上げること。介護タクシーの利用目的を通院リハビリに限定せず、趣味や社会参加などについても認めること。税金を払わなければ、もっとタクシーに乗れる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
391	<p>移動支援事業について、「身体（介護）なし」の場合、単価が低く受けてくれる事業者がいないケースも散見される。「身体（介護）なし」の場合、軽く見られがちですが、経験者から言わせると目を配るべきポイントや諸注意事項等、「身体（介護）あり」より大変なケースもあると聞く。単価や報酬形態を見直してはいかがか。見直しが実態と合っていない。</p>	<p>利用者に必要かつ十分な支援体制を確保することができるよう、報酬単価や加算の設定をしております。国や他の政令指定都市の動向等も考慮しながら、制度の検討を続けてまいります。</p>
392	<p>障害者の市職員採用の促進及び採用後の活躍推進のための支援について、市役所などで体験就労後に採用していただける道筋も加えていただくと充実する。社会適応訓練事業の現状が見えづらく、就労移行支援事業所とのつながりなどを視野に充実を希望する。</p>	<p>本市では、「障害者活躍推進計画」を策定していることから、本市の障害者雇用について記載はしていませんが、本計画では、「第3章 計画の方向性」「基本方針4 施策項目①一般就労・福祉的就労」の関連事業として位置づけ、事業者等における障害者雇用の促進の規範となるよう、障害者活躍</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>推進計画に基づき適切に取り組みを進めてまいります。</p>
393	<p>障害のある人の居住継続の支援について、制度の新設を検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
394	<p>地域で暮らし続けていくことについて。障害者グループホームの整備支援については素案で取り上げているが、障害のある人の高齢化に対応した民間住宅の確保等、他の施策も充実させてほしい。</p>	<p>障害のある方が住み慣れた地域で暮らすためには、住まいの場の確保が重要であると考えております。相談支援事業所において、必要に応じて居住支援法人と連携し、今後も相談支援に努めてまいります。</p>
395	<p>「共同生活援助」（グループホーム）の開設について、市の所管に相談をしたら、「物件を見つけてから相談をするように」と言われたが、物件を探すのに一法人で探すには限界がある。近隣市町村では、障害者グループホームの開設に関するエントリーシートがあり、所管で取りまとめで、地域の不動産協会に斡旋してくれる。このような「温度差」があることに憂慮する。今後、他の施設に頼らず、市内の行政等の空き施設の有効活用なども具体化していくように、更なる取り組みに力を入れた英断を水める。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
396	<p>障害者グループホームの建設をさらに推進すること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
397	<p>福祉避難所に行くまでの支援や障害の状況に応じた情報伝達等を具体的に考えてほしい。全員スマートフォンを持っているとは限らない</p>	<p>災害時における避難情報等については、本市ホームページ、仙台市避難情報ウェブサイト、本市危機管理X（旧Twitter）、本市公式LINE、緊急速報メール、津波情報伝達システム、杜の都防災メール・杜の都防災Webによる発信のほか、携帯電話やスマートフォンを持たない世帯を対象に、ご自宅の固定電話へ音声発信をするせんだい避難情報電話サービスを提供しております。</p> <p>なお、本市が発信した避難情報等はテレビやラジオでもご確認いただくことができます。</p>
398	<p>障害のある児童の健やかな育成のための発達支援について、ショートステイ、デイサービス、保育所等訪問事業等については、利用者のニーズと家庭状況に応じて、利用制限を柔軟に緩和してほしい。</p>	<p>利用者の方のニーズなどを勘案し、国の規定を踏まえ必要なサービス量が確保できるよう努めてまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
399	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への、管理職も含めた教職員の理解が充分とはいえない事例（差別的な言葉を投げかける・保護者の付き添いを要求する等）がある。専門家による教職員への助言や支援の一層の推進をお願いするとともに、当該児童・生徒への支援のための特別支援教育支援員の適切な配置をしていただきたい。</p>	<p>教職員の障害理解については、研修や資料の他、専門家チームの派遣等を通して推進してまいります。また、人的配置につきましては、学校の状況に応じて検討してまいります。</p>
400	<p>小学校就学前ガイダンスの実施について、情報提供のあり方について、インクルーシブ教育システムの構築を推進するとある。できる限り、分け隔てなく共に学ぶ場を作っていただきたい。これまでの取り組みや、選択肢として地域の普通級もあることは十分に説明できているのか。ぜひそのことも盛り込み、障害者差別解消法とも関連するが、分離からは生まれるものが何かを教育現場で考えていただきたい。</p>	<p>障害のある児童生徒の学びの場についての情報提供は引き続き丁寧に実施してまいります。</p>
401	<p>学校卒業後の進路について、特別支援学校小・中学部では、児童・生徒および保護者に向けたライフキャリア教育が行われているが、市立学校特別支援学級ではほとんど行われることがなく、特別支援学校高等部に進学後、学校や障害者支援課より、初めて進路についての情報を得ることになる保護者も少なくない。そのため小・中学校在籍時には、将来像が描けず不安を抱えている保護者が多く見受けられる。毎年、市内在住生徒の通う特別支援学校高等部へ確認し、保護者に向けた進路についての丁寧な説明をしてくださることに深く感謝している。同様の情報を特別支援学級の保護者に向け、冊子を作成するなどして提供してほしい。その際には、小学校・中学校卒業後の進路、高等部卒業後の就労についてはもちろん、家庭生活・地域社会との関わり・個人の活動（趣味など）も含めたライフキャリア教育としていただきたい。</p>	<p>ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
402	<p>意思疎通支援事業の登録者を確保するた</p>	<p>手話奉仕員養成講座は毎年開講しており、</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>めに、手話奉仕員養成研修事業を実施し、計画的な人材育成・確保を図ってほしい。</p>	<p>1年で20名前後の手話奉仕員を養成しております。引き続き、手話奉仕員の人材育成・確保に取り組んでまいります。</p>
403	<p>精神障害である発達障害と高次脳機能障害については、仙台市の実施する地域生活支援事業と、宮城県の実施する地域生活支援事業（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業）とを連携して、地域生活支援体制を実施する旨のことを記載してほしい。</p> <p>福祉への注目が高まる昨今、ニーズに合わせ施設・事業所が増えてきている。しかし、その一方で職員・指導者の人員確保と養成が追い付かず、どこも人手不足や質の低下が問題視されている現状と伺っている。仙台市では、それについて、どのように進めていくのか。</p> <p>「精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）」といった形で、発達障害者や高次脳機能障害者が、精神障害者に含まれることが一目で分かる記述を計画に入れてほしい。</p>	<p>本計画の「第1章 計画策定の概要」「3対象」にてお示しのとおり、発達障害と高次脳機能障害についても本計画の対象としております。</p> <p>なお、高次脳機能障害支援については、宮城県高次脳機能障害支援事業ネットワーク会議への参画など宮城県の実施する地域生活支援事業と連携した地域生活支援体制の取り組みを行っております。引き続き、宮城県と連携して高次脳機能障害支援体制の推進を図ってまいります。</p> <p>また、高次脳機能障害支援に関わる人材の養成については、本市では、毎年度、支援者を対象とした研修を実施しております。次年度の障害福祉サービス等報酬改定で、専門性を持つ人材（高次脳機能障害に関する研修を受講）を配置する事業所を評価することが検討されており、これに係る研修の実施については実施主体である宮城県との検討が必要と考えております。</p>
404	<p>「計画相談支援」の部分で、計画相談において第2号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス固有の移動支援事業による外出支援等、障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成できるように、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携を記載してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
405	<p>計画に「医療施設の身辺介助」について書き加えてください。「障害福祉サービスの提供および医療施設の身辺介助に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める。」としてください。「障害者福祉サービスの提供」だけでは、医療施設での身辺介助が見落とされたり、軽視され</p>	<p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害のある方等が安心して生活できるように、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備することは重要と認識しております。</p> <p>本計画は、障害者保健福祉施策に関する事項を定めておりますので、医療施設の身辺</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>るおそれがあるからです。医療施設で治療を受けている最中でも、トイレや入浴での介助は、本人の意思にもとづいて、本人が安心できる人から受けられることが必要です。</p>	<p>介助については、記載していませんが、障害福祉サービスの質を向上させるための各種取り組みを通じて、必要な支援が提供できるよう推進してまいります。</p>
406	<p>「障害の早期発見・早期支援が、入学後の学びの場を分けることに繋がらないように、医療、保健、福祉の関係者や、早期発見・早期支援を受ける障害児の保護者に、どんな障害があっても、必要な支援を受けながら小学校・中学校に通えることを周知徹底する」と追加してください。障害の早期支援の現場で、「支援が必要ない状態にならないと、普通学校・普通学級には入学できない」と思っている保護者や福祉関係者が多いため。</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針2において、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めることとしております。</p> <p>また、早期発見・早期支援については、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必要な方々が、よりスムーズに相談できる環境を整えてまいります。</p>
407	<p>郵便投票の対象を大胆に拡大してほしい。点字の選挙公報が来るのが早ければ期日前投票で区役所に行くことを考えるが、ギリギリになることが多い。一般投票所は地域の小学校や市民センターであり、滅多に行くことがない。視覚障害者にとってはいきづらい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
408	<p>インクルーシブの理念が理解できないと、形だけになってしまう。学校に心理や福祉の専門家がいないのに、どうして、それができるのでしょうか。教員は40人近い人数を、一度に指導する教育をうけ、その指導法に合わないものは、不登校になります。個別対応が原則の心理や福祉とは全く異なります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを過年で学校にいるようにしてください。他の教員と相談、打ち合わせするように、チーム学校のスタッフとして、「依頼書」がなくても話せるようにならないと、不登校は解決しません。家庭訪問してくれるスクールソーシャルワーカーが必要です。職員会議や委員会等にも彼らが参加し、知見を教育現場にもたさないと、何も変えることはできません。心理と福祉の専門職員が職員室にいるか、</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>アメリカではインクルーシブ教育が進められるのではないのでしょうか。ICTもとても効果的なので、活用が進むようにICT支援員さんも職員室にいてくれると、授業がない長期休みに、子どもへの支援内容を相談できるので助かる。というか、いないとこまります。</p>	
409	<p>インクルーシブ教育を導入して障害者権利条約批准した日本に相応しい平等な教育実現して特別支援学校と特別支援学級廃止して特別支援学校、特別支援学級教師を普通学級教師にして合理的配慮すべきだ。点字、手話の使用も認めるべきだ。</p>	<p>本市においては子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として特別支援教育を推進してまいります。</p>
410	<p>ホームヘルパー事業者の労働法規守を促すためには、仙台市内の肩を超えた連係が必要である。「休憩が取れない」「休暇が取れない」「残業が多い」「請負契約になっている」など、数え切れないほどの不平等、あるいは違法な実態がある。福祉と労働の担当部局が連係するのは非情に難しいが、すぐに解決する必要がある。</p>	<p>労働関係の担当部局は厚生労働省となっておりますので、本市にて従業者の方等から労働基準に関わるご相談をお受けした場合は、労働基準監督署等の相談窓口について、速やかにご案内するよう努めております。</p>
411	<p>テレビの災害情報はほとんど読み上げられず、視覚障害者は情報難民となっている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
412	<p>小学校教員は十数科目も教え、空き時間もない。インクルーシブ教育には、福祉的観点と、その根拠となる法律や条例の理解がなければならず、小学校教員が福祉まで熟知するのは負担です。インクルーシブ教育にはスクールソーシャルワーカーが必要です。アセスメント、教育計画、指導計画、モニタリング、地域資源とのやり取りまで、他にも生徒がいるに、担任はできません。副担任のように、スクールソーシャルワーカーさんがそれらの支援をしてほしい。社会福祉士なら、国家資格で、グローバル倫理綱領もあるので、安心して情報共有できる。全国組織だから、全国の事例に触れているし、海外の事例も紹介してくれる。ぜひ、常勤にし、スクールソーシャルワーカーさんの机を職員室に置き、</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>いつでも相談できるようにしてほしい。 本人や保護者の悩みは、氷山の一角で、評価づけをしなければいけない担任には話しにくいことがある。その悩みの背景になにがあるのか、スタールソーシャルワーカーなら事例も豊富で、聞き取りやすい。真意がつかめれば、司法沙汰にならない。教員の、子どもはそういうものだという、上からの言い方、それが教育だ、指導だという言い方では、保護者は自分の意見の正統性を主張するために法律の根拠を示さなければならなくなる。弁護士に代弁してもらい、学校に伝わるようにしたいと考えてしまうので、対話に持っていき、保護者の思いを受容的に聞ける、関係性に働きかけられる、アウトリーチできるスクールソーシャルワーカーがチーム学校には必要です。</p>	
413	<p>災害時等において、障害者の命を守るため、公共施設や公共交通機関（電車・バス等）においては、音声情報に加えて、文字での情報も提供することを義務化する必要があります。東日本大震災で津波による障害者の死者の割合が多く、ずっと問題視されているにも関わらず、何も変わっていないのは残念です。</p>	<p>本市における地下鉄事業においては、「仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」を策定し、地下鉄の施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進しております。災害時等において、地下鉄をご利用になる聴覚に障害のある方への情報提供手段として、ハード面ではホーム及び改札口に設置している可変式情報表示装置や車両内に設置している案内表示装置にて、緊急避難が必要な場合など、お客様に行動を起こしてほしい情報を優先的に提供をしております。また、全駅の非常口誘導灯に非常警報装置（点滅装置）を設置しており、視覚的に認識できるように整備をしております。ソフト面においても、駅務員がホワイトボードにて随時情報提供する対応を行っております。</p> <p>また、バスにおける災害時対応としては、安全な場所まで車両を移動したのち、営業運行を中断のうえ乗客を安全な場所へ案内することとしており、お客様のなか障害のある方がいた場合には乗務員が筆談によりご説明のうえ、指定避難所もしくは</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>本市の考え方 営業所への移動をご案内することとしております。</p>
414	<p>公共交通機関の中には、「障害者バリアフリー対策」のために運賃を値上げすることを殊更に宣伝している所が見受けられる。これでは障害者のせいで運賃が上がったと、新たな差別の原因となりかねない。設備の充実が健全者にも利益になるのだから、例えば「ユニバーサルデザイン推進」などと表現するように指導すべきと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
415	<p>高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を促進し、その周知を図る。とすべき。現在、約43のアクセシブルデザインJIS規格があるが、それらの存在自体があまり知られていないので、標準化の促進だけではなく、周知の促進も併せて必要である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
416	<p>グループホームの充実自体には賛成だが、反社会勢力をはじめ頼のおけない運営主体によるグループホームが多く、障害者として安心して利用できる所が少ないと感じる。増やす前にまずは、雇用ならない事業者を取り締まり排除することを優先すべきと考える。</p>	<p>本市では、「仙台市暴力団排除条例」に基づき、「仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定事業者等からの暴力団員等排除に関する要綱」を制定し、障害福祉事業からの暴力団等排除を明確にし、暴力団の利益につながることの無いよう取り組みを進めております。</p>
417	<p>身体障害者補助犬の育成について、補助犬の育成を促進する為に、行政からの支援を飛躍的に増やすべきである。理由希望しても待機期間が長くなっている。盲導犬などは3年待つこともある。各育成団体が生産量を増やしていける施策が少ないからである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
418	<p>障害のある高齢者も、性のある個人として、その性自認に応じた介助サービスを提供する必要がある。高齢者福祉施設や高齢者医療では、職員の人手不足を理由に、高齢者に対して、その性自認に応じた介助サービスが提供されていないため。また、高齢者であるだけで、性のある個人として扱われることがない。また、障害のある高齢者から、職員に対して、自己の性自認</p>	<p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害のある方等が安心して生活できるように、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備することは重要と認識しております。 障害福祉サービスの質を向上させるための各種取り組みを通じて、必要な支援が提供できるよう推進してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>に応じた介助サービスの提供を希望することは、生活の全ての介助を職員に頼らなければならないため、申し出ることができない。</p>	
419	<p>親戚が特別支援学校へ通学しています。通学時の保護者の付き添いの費用について、小学3年生までは負担してもらえますが、小学4年生以降は自己負担になります。満員かつ、痴漢もいるなどの通学環境で、小学4年生以降も保護者の付き添いは必須の状況です。通学時の保護者の付き添いの費用負担の際の学年の制限の撤廃を、検討していただきたいです。</p>	<p>宮城県における取り組みへのご意見として承ります。</p>
420	<p>美辞麗句が並んでいるが、例えば視覚障害者が居宅介護を利用するとき「お子さんの洗濯はできない」「お父さんの郵便物は見てあげられない」と、介護保険の老振通知のようなことを言われる実態がある。「障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」というのであれば、例えば家庭内での主たる家事担当者として役割を果たしたいという視覚障害者の尊厳は、お世辞にも尊重されるとはいえない。繰り返し仙台市から通知を発送し、周知、徹底してほしい。</p>	<p>居宅介護サービスで可能となる支援の内容や範囲については、国の規定に基づき、今後も適切に判断してまいります。</p>
421	<p>障害のある子どもに対する支援の所得制限をなくしてください。私は、障害のある子どもを育ててはいませんが、これから子どもを産むにあたり、もし障害のある子どもが生まれたら？と考えると、子どもを産むことを躊躇します。子育てには、お金がかかります。障害児であれば尚更です。どうか、障害のある子どもへの支援も所得制限をなくしてください。</p>	<p>政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
422	<p>デジタル機器や技術を有効に利用するために、視覚障害者に対し機器や新技術の有用性を知らせる情報を周知して欲しい。また、視覚障害者に特化した専門技術者を多く配置しいつでもどこでもその技術を利用出来る機会が欲しい。視覚障害者は、一人</p>	<p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針3の重点取組に掲載している、視覚障害のある方などの障害特性に応じたICT機器利用支援や自立支援などのきめ細かな支援の実施などを通して、視覚障害のある方のデジタル技術やICT機器の</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>で機器やその機器（画面）の状態がわかりづらく専門的な知識がないと機器を利用出来ない。もっと前に言うとそういう情報すら手に入らないのが現状。現在多く利用されているスマートフォンだが視覚障害者には使用しにくく情報を得る手段が乏しい。こういったことから技術を教える人材と場所が不可欠である。</p>	<p>有効的な活用を支援してまいります。</p>
423	<p>学校で意思疎通が難しい児童生徒、技能習得が難しいのために、ICTを活用した授業を進めてほしいです。意思疎通が難しいというのは、先生の授業のペースにその生徒がついていけないために、そのように解釈されている可能性があります。通常クラスと特別支援クラスで授業内容を分けるのは、本人の特性への配慮以外に、一斉授業に生徒がついていけないからです。先生は、一斉授業についていけない生徒がいると、他の生徒に示しがつかない、困った生徒というレッテルを張ることがあります。学年でピアノやリコーダーを演奏しても、特別支援の子が、間違った音を出すと、全体の演奏が乱れるので、特別支援の子には音を出さないようにと指導したりします。ミライシードというベネッセのソフトでは、タブレット端末のオクリンカードにペン書きやテキスト入力ができ、先生へ提出、クラス全員の画面が一覧で表示され、生徒の意思で、自由に他の生徒の内容を確認することができます。先生から口頭や黒板で課題を出されても、特別支援の児童・生徒はどのように回答していかかわからず、とりかかれません。オクリンなら、他の生徒の内容を見れるので、自分なりに回答しようという意欲が芽生えます。ICTがあれば、同じ教室で特別支援の子も授業が受けられます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
424	<p>学校は福祉専門職を受け入れにくい。スクールソーシャルワーカーを常勤で各校配置型にし、職員室に机を用意し、教育計画、指導計画の作成を支援してもらいた</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>い。教員の働き方改革になる。社会福祉士なら、国家資格で、個人情報も安心して共有できる。全国的な福祉の視点を入れることができる。教員は福祉のプロではないから、スクールソーシャルワーカーを特別支援コーディネーターに任命してほしい。インクルーシブ教育にはICTサポーターも大事で、ICTサポーターの机も職員室に置いてほしい。ICTのメンテナンスや効果的な使い方を教員が調べている時間はない。ICTサポーターさんにお問い合わせできると、効率的である。ICTサポーターも常勤で、配置型にしてほしい。</p>	
425	<p>私は重度難聴者です。障がい者手帳3級を持ってます。生活する上で、スーパーはかせないのですが、音声のみのやり取りしかなのは非常に大変です。視認性のあるシート、例えばローソンが取り入れた【指差シート】を、どのスーパーもレジ付近に置くことを政府の方で後押しして欲しいです。サービスカウンターにはJRのみどりの窓口が取り入れている音声文字変換のディスプレイがあると、助かります。多様性のためにも、いろんなコミュニケーション方法があることを知ってもらうのに、スーパーはとて有効な場所だと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>	<p>障害理解サポーター事業や各種パンフレット等による周知啓発を通じて、店舗などにおける障害のある方への必要な配慮や合理的配慮の提供について、市民や事業者の皆様との理解促進を引き続き図ってまいります。</p>
426	<p>障害児福祉政策に所得制限を設けるのは極めておかしいと考えます。障害を抱えることにかかる費用は当人が望んで支出するわけではなく、障害を抱えるがゆえに必要なと迫られて負担するものです。障害は社会にあって確率的に無くなることはありません。ゆえに障害児を育てることのリスクは社会全体で負うべきです。にもかかわらず障害児を抱える保護者の所得を理由に、そのリスクを「自助」という名のもとで負担させられることは、福祉の観点からも極めていびつな状態だと考えます。私の子供は幸いにして健常児ですが、後天的な障害を</p>	<p>政令指定都市間で情報共有を図り、国への要望も含めて検討してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>抱える可能性も常に存在しています。障害を抱えた場合に社会から守られないことは、同じ日本社会を生きるものとして到底受け入れられません。障害児福祉の所得制限はすぐにでも撤廃すべきです。</p>	
427	<p>歩車分離式信号に音響設備がなければ、視覚障害者はもはや渡ることができない。インフラ中のインフラであり、それにアクセスできない障害者を放置してはならない。音響設備の付加を義務化するなどの政策を具体化してほしい。PICSはまだよいが、高度化PICSを有効に活用できる視覚障害者は極めて少ない。費用対効果の観点から、高度化PICSの推進を断念し、全ての視覚障害者が安全に利用できる宿号を増やしてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、障害理解サポーター事業や各種パンフレット、市ホームページ等による周知啓発を通じて、視覚障害のある方への必要な配慮や支援について、市民や事業者の皆様様の理解促進を引き続き図ってまいります。</p>
428	<p>ICTをはじめとする新たな技術の活用を導入推進するには、視覚障害者が音声と触覚により、使用できるデジタル機器、及び利用できるサービスを保証すること（アクセシビリティについての配慮）が不可欠である。音声デジターや音声化ソフトにより、視覚障害者が文字情報にアクセスすることがある程度できるようになった。しかし、急速に進められているデジタル化により、視覚障害者の日常生活に新たな社会的バリアができ、困難になっている。例えば、市役所やコンビニに設置されている多機能端末、J R に導入された多機能券売機、家電製品の操作パネルやエアコンのリモコンのディスプレイ、非接触型のエレベーター操作パネルや電灯のスイッチ、飲食店における端末からの注文、鉄道駅では音声無しの表示のみの案内、病院内での案内や手続き、音声対応していない、オンラインのみの行政手続き、スマートフォンでしかアクセスできないサービス、セルフレジや無人店舗などなど。当事者の努力だけでは解決は困難である。視覚障害者が使いやすい機器の開発、システムの構築とともにサポート</p>	<p>ご意見として承ります。なお、障害理解サポーター事業や各種パンフレット、市ホームページ等による周知啓発を通じて、視覚障害のある方への必要な配慮や支援について、市民や事業者の皆様様の理解促進を引き続き図ってまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>体制やスキルアップのシステムも整え、視覚障害者を取り残さない、私たちにも優しいデジタル社会となるようアクセシビリティ環境を整備してほしい。</p> <p>デジタルの種用によるアクセシビリティへの配感を促進すべきと考える。ついては、以下のような内容を盛り込んでいただきたい。「障害者手帳の提示や身体情報の伝達、自筆等が難しい場合に、デジタルの活用によって、解決や過重な負担軽減が可能であれば、当該機器の採用やシステムの改修等を行う。」</p>	

○その他のご意見 (72件)

No	意見の概要	本市の考え方
429	<p>障がい福祉計画を作ったメンバーと新たな計画を策定する理由について教えてほしい</p>	<p>本計画の策定においては、仙台市障害者施策推進協議会に諮問を行い、協議を進めてまいりました。当協議会の委員名簿は、市ホームページ等からご確認ください。</p> <p>本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に定められる、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画として、各法で策定が義務付けられているものであり、今後の本市の障害者保健福祉を実効性あるものにするため、現計画の進捗や現計画策定以降の社会情勢の変化、国の制度改正の動き等を踏まえて、新たに策定するものです。</p>
430	<p>私のような障害者も意見を出せることはとてもです。ですが計画は少なすぎると意見も3500時までしか書けないのは足りない。改善してほしい。</p>	<p>意見提出の字数制限については、システムの仕様上、3,500字とさせていただきますが、ご意見の提出回数について制限は設けておりませんでした。</p> <p>次回募集時には、いただいたご意見も踏まえて、回答方法に関する周知方法等を工夫いたします。</p>
431	<p>推進することにつき「可能な限り」という文言は必要でしょうか。原則インクルーシブ教育を理念とするべきところ、取り組みに後ろ向きの姿勢を感じます。また行政主体ではなく、障害児主体の目線をもっと重視してください。</p> <p>福祉分野において、地域移行が進められ</p>	<p>本計画には「可能な限り」という文言はありませんので、中間案でお示した内容で検討を進めてまいります。</p> <p>本市では子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として特別支援教育を推進してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>ているのですからインクルーシブ教育の推進は待ったなしです。障害児も住み慣れた地域の中で育つ当然の権利と必要があります。現状は、特別支援学校に通う子供は地域の子供会に所属することもなく地域から見えにくい存在になっていると思います。地域で育つ経験なく、地域で暮らしていけというのは当事者に酷ではないでしょうか。事者にとって真の社会性を育む機会が狭められる上に地域住民の障害者への認知、理解を得る機会が失われたままです。</p> <p>また、健全な子供が近隣の学校へ行かれる一方で、体力に不安のある障害児が遠方の支援学校まで通わなくてはならない現状は当事者から見ても大変不合理です。一般的にも6歳の子供を片道1時間半かかる学校に通わせたい親はいないと考えれば、特別支援学校のスクールバス路線を増やし、少人数のグループでより短い時間で通学できるようにしたり、特に片道1時間以上かかる場合などは、利用者2人以上などとするバス停設置基準を緩めたりするなど、児童の通学負担軽減に早急に取り組んでください。体力的な問題から、中には毎日通学できない子供もいると聞きます。教育を受ける権利の保障という観点からも改善をしてください。また、特に子供が低年齢のうちには重度の障害を持つ子供にも地域の学校へ通うという選択肢を一般的なものとして広げてください。どんな子供も地域から排除されないことは、障害者権利条約上のインクルーシブ教育の実現に必要なことだと考えます。</p>	<p>スクールバスの運用のあり方については、鶴谷特別支援学校と連携しながら検討してまいります。</p>
432	<p>コロナ禍で、保健・医療・福祉、それぞれが対応に圧迫された状況で、地域を包括することが可能ですか？各圏域に1箇所以上ではなく、各施設に1箇所以上として下さい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
433	<p>学校からの相談窓口については書かれています、親からの相談窓口についても記載</p>	<p>相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載し</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	してください。	ているところですが、より分かりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。
434	「専門機関と連携し、指導支援の充実を図ります」と追加してください。	本計画中の該当箇所が判別できないため、お示ししている中間案の内容で検討を進めさせていただきます。
435	<p>基幹相談支援センターの設置は、地域の相談支援の質の向上に有効と考えます。</p> <p>しかしそれだけでは強度行動障害への対応としては不十分です。困難な方への対応が後回しにならないように、</p> <p>(2) 施策の方向性のア、イの後に、ウとして以下の項目を追加してください。</p> <p>「ウ 困難な事例に積極的に取り組むには、事業所等における実践的アプローチを助言するなど相談支援機関をバックアップできる仕組みが必要です。そのために、医療と福祉領域からなる発達障害支援についての専門性の高いチームを構成し設置します。」</p>	<p>本計画中の該当箇所が判別できないため、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本計画の「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」における成果目標として、「強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備」を新たに掲げ、行動障害のある方に対応できる人材育成や、施設等の支援力向上に取り組んでまいります。</p>
436	患者家族に説明のない薬を投薬、身体に不調を与える。訪問診療が対応不可能な時には、すぐ別の組織に応援を頼む。自分のところで抱え込み重症にしないシステムづくりをお願いしたい。	ご意見として承ります。
437	薬の多量多剤処方に対するチェックシステムを作る。	ご意見として承ります。
438	「異なる障害における相談員間の連携」→意味がよくつかめない。「障害福祉と生活保護、介護保険など一人の人に複数の異なる相談員間の連携」ととるべきか。その連携の必要性は、施設を運営しているので感じる。	本計画に該当の文言は掲載しておりませんので、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。
439	「サービスの質の低下の問題」→「職員の高齢化や障害理解の不十分さからのサービスの質の低下の問題」サービスの低下に若干説明があるといい。	本計画に該当の文言は掲載しておりませんので、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。
440	「かっぱ」の記載がないので記載して欲しい	ご意見の文言の趣旨が把握できないため、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。
441	津久井やまゆり園事件、強制不妊手術問題で優生思想が社会的に取り上げられま	ご意見として承ります。

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>した。これとともに、新型出生前診断をめぐって議論が続いています。診断の結果、障害の疑いがあると、8割が妊娠の継続をあきらめる背景には、障害を持って生きることは不幸だという優生思想につながるものがあると指摘されています。これらことをどう受け止めたらいいか？その背景にあるものとは？有効な歯止めとは？県内においても幅広い立場からの論議が必要となっているのではないのでしょうか。</p>	
442	<p>障害に対する正しい理解の普及＝「社会の障壁に対する正しい理解の普及」に変えてください。「障害に対する」では、個人の問題ではない。医療モデルから社会モデルへと障害の受け止め方を変えようという姿勢がみえない。全身性介助人派遣事業は、障害者自らが身近な地域の人に介助を頼める制度で、障害者の地域生活を支えると同時に地域の人が障害者に関わるきっかけとなる制度で、その結果障害者に対する正しい理解の促進につながります。全身性介助人派遣事業を(1)啓発・広報活動の推進に追加してください。障害者が身近な地域の人に介助を頼むことで、障害者自身の地域生活を支えると同時に、身近な地域の人にとっては障害者とかかわるきっかけとなることで、障害者に対する理解の推進ができる。全身性障害者介助人派遣事業の充実に努めます。</p>	<p>本計画には該当の文言は掲載しておりせんので、中間案でお示した内容で検討を進めてまいります。なお、本計画の「第1章 計画策定の概要」「3 対象」の本計画における「障害のある方」の定義のとおり、社会モデルの考えとしております。市民の皆様にも社会モデルの考え方が浸透するよう、障害理解サポーター事業等により、引き続き障害理解の普及啓発等に取り組んでまいります。</p> <p>全身性障害者等指名制介護については、重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適当な介護者がいない方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する事業です。本計画では、「第3章 計画の方向性」「基本方針3 施策項目 ②生活支援」の関連事業として位置づけ、引き続き施策を推進してまいります。</p>
443	<p>身体拘束することが必要と記載してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、身体拘束に対する考え方等は、障害福祉事業所を対象とした集団指導等、様々な機会を捉えて周知してまいります。</p>
444	<p>計画の中に「基幹相談支援センターの設置数を増やす」旨がありますが、そこにはどういた職種が配属されるのでしょうか？社会福祉士など相談のみを行っている職種のみならず、理学療法士などの実際にリハビリや治療をするような職種を配属してほしいと思います。</p>	<p>基幹相談支援センターについては委託化を推進しており、その際の人員配置は国の要綱に示されている職種を想定しております。障害のある方の支援においては、理学療法士等の多様な専門職の支援が必要と認識しており、関係機関との連携により対応してまいります。</p>
445	<p>職員としては、障害者施策の充実を望</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>んでいません。施策の縮小を望みます。</p>	
446	<p>「自立支援協議会にお金を払ったからおしまい」ということにならないようにしてください。相談支援体制などの充実について第一の窓口となる市の障害課で相談すると、受けられる支援の説明及び該当者かどうかの判断に重点が置かれており、その人に寄り添った必要な支援が受けられるとは言い難い。また、珍しい疾患や重い障害の場合、それまでの経緯が複雑になってくることがある。毎年担当者が変わること、担当者との信頼関係を築くことが難しく、一から説明し相談することへの大きな心理的負担を感じる。担当者により受けられる支援に差が出てくることも大きな問題であると感ずる。以上のことから下記2点を希望する。・制度の枠にとらわれず個別の事情に沿った必要な支援が受けられること・障害福祉課の担当者について、最低5年は固定とすること</p>	<p>ご意見として承ります。障害のある方の支援においては、個別の状態や事情に応じた支援が必要であり、特に、重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害といったより手厚い支援を必要とする方については、多機関協働支援体制により、支援が途切れることなく提供されることが重要と認識しております。こうしたことから、障害者自立支援協議会において、連携の強化について検討を進めており、引き続き相談支援体制の強化に努めてまいります。</p>
447	<p>計画を策定したら 国や県からお金がもらえるのですか？</p>	<p>本計画を策定することによる、本市に対する国や県からの金銭的支援は特にありません。</p>
448	<p>仙台市は障害者福祉サービスを障害者支援課・障害者企画課で分かれて所管しているが、2つの課を統合し総合的な提供体制の確立が急務。精神障害者に対する福祉サービスが他の2障害に比べて圧倒的に遅れている現状を考えると、課を分けずに統合、一元化が必要。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
449	<p>精神障害は見えない。身体障害は見える。それを一元化するとあるが、それは無理なことではないでしょうか？</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
450	<p>定率負担の算定根拠には、同一世帯の家族の所得も含まれる。障害者に負担を求めるとは反対しないが、本人の所得能力以上に負担を求めるとは間違っている。本人のみの所得で算定し、応能負担とするように国に要望して欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
451	<p>障害者自立支援法は、障害者が働けば働くほど負担が増えてしまい、「自立」す</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	るための法律とは思えない。	
452	利用者負担はなくして、全額市の負担で良いのではないか。なぜ市が負担してくれずに、個人の負担になるのか疑問。なんのための計画？	ご意見として承ります。
453	<p>Abstract:</p> <p>This paper delves into the indispensable role of Japanglish, specifically focusing on Accessibility Measures for individuals with disabilities and Communication Policy Promotion Act, in fostering societal participation. Additionally, it explores the synergies between these measures and the challenges posed by Japan's aging population, proposing actionable solutions.</p> <p>1. Importance of Accessibility Measures:</p> <p>Embracing Japanglish, we recognize the significance of enhancing accessibility measures for individuals with diverse needs, ensuring equal opportunities for all citizens to access information and actively engage in society.</p> <p>2. Communication Policy Promotion Act's Role:</p> <p>In the realm of Japanglish, the Communication Policy Promotion Act establishes a legal framework to facilitate smooth information exchange among individuals with different communication needs. This benefits not only those with disabilities but also older individuals and others with specific communication requirements.</p> <p>3. Addressing the Aging Society:</p> <p>Confronting the challenges of an aging society, Japanglish-driven accessibility measures and</p>	ご意見として承ります。

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>communication policies become instrumental in enabling older individuals to seamlessly access information in the digital era, ultimately enhancing their quality of life.</p> <p>4. Promoting Social Participation: Leveraging Japanglish-infused solutions, these policies empower individuals with disabilities and older citizens to actively participate in the digital workforce, educational pursuits, and social events. This, in turn, fosters diverse talent utilization and contributes to the economic stability of society.</p> <p>5. Conclusion: Embracing Japanglish-inspired accessibility measures and communication policies is pivotal for creating an inclusive and sustainable society. These measures adapt to individual needs, ensuring that in an aging society, every citizen can lead a fulfilling life. Implementation of these solutions will pave the way for a more resilient and adaptable social framework.</p> <p>(本市訳) この卒業論文では、社会参加の促進におけるジャパングリッシュの不可欠な役割を、特に障害のある人のアクセシビリティ対策とコミュニケーション政策推進法に焦点を当てて掘り下げます。さらに、これらの対策と日本の高齢化がもたらす課題との相乗効果を調査し、実行可能な解決策を提案します。</p> <p>1. アクセシビリティ対策の重要性: 私たちは、Japanglishを利用することによって、多様なニーズを持つ個人に対するアクセシビリティ対策を強化し、すべての国民が情報にアクセスできるようになるで</p>	

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>しょう。Japanglishを利用することですべての国民は社会に積極的に参加する平等な機会を確保できるようになるのを認識しています。</p> <p>2. コミュニケーション政策推進法の役割： Japanglish の分野では、コミュニケーション政策推進法により、異なるコミュニケーションニーズを持つ個人間の円滑な情報交換を促進するための法的枠組みが確立されています。これは、障害のある人だけでなく、高齢者や特別なコミュニケーションニーズを持つ人々にとっても有益です。</p> <p>3. 高齢社会への対応： 高齢化社会の課題に直面する中、(Japanglishを通して)アクセシビリティ対策やコミュニケーション政策は、高齢者がデジタル時代にシームレスに情報にアクセスできるようにするのに役立ち、最終的には生活の質を向上させることができます。</p> <p>4. 社会参加の促進： Japanglishを取り入れたソリューションを活用して、障害のある個人や高齢者がデジタル労働力、教育活動、社会イベントに積極的に参加できるようになります。これにより、多様な人材の活用が促進され、社会の経済的安定に貢献します。</p> <p>5. 結論： Japanglishをアクセシビリティ対策とコミュニケーション政策に取り入れるべきです。それを通して、包括的で持続可能な社会を構築できるようになり、極めて重要です。Japanglishは、高齢化社会において国民一人ひとりが充実した生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに応じた施策を行政が実施できるようにするものです。これらのソリューションの実装は、より回復力と適応性のある社会的枠組みへの道を切り開くことになります。</p>	
454	<p>障費者に応分負担を求める前に、障害者の所得保障を確立することが急務。障害者自立支援法の成立時、参議院が3年以内に</p>	<p>所得の確保に係る施策は、地域で生活する障害のある方が経済的に自立するための重要な課題であり、国の責任において実施す</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	障害者の所得保障を検討するよう求めている。国に対して障害者の所得保障を確立するよう強く求めて欲しい。その旨を計画に明示して欲しい。	べきものと認識しております。政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。
455	冬期の障害者専用の駐車スペースを常時分かるようにすべき。	ご意見として承ります。
456	他都市へ移動した際、着いてからのサポートをしてほしい。	ご意見として承ります。
457	子供の成育に必要な支援にもかかわらず、世帯主の収入で制限をかけるのは本来の目的からかけ離れており、またどうしても制限をかけるのであれば、世帯年収にかけるべきであると考えます。	ご意見として承ります。
458	昨今、賃上げ等で収入を上げようと政府が経済界に働きかけているにもかかわらず、現在の制度では収入が上がれば、逆に支援がなくなり、税金だけが増え、結果的に生活がより厳しくなるだけであり、各種支援に年収制限を設けることは、理屈に反しております。	ご意見として承ります。
459	仙台市は地方中核都市として大企業の拠点が数多くあります。その社員は、地元企業に務めている労働者よりも転勤や単身赴任のリスクが高く、その分収入が高いのが一般的です。そんな状況のなかで、大企業社員からより多くの税金を徴収し、支援はせず(年収制限)、徴収した税金を地元企業社員へ多く還元するというのは不公平に感じます。またこの状況では収入が高い世帯は仙台(地方)を選ばず、都心に集中するだけであり、結果的に仙台市の税収増には繋がりません。	ご意見として承ります。
460	私のように年収制限で支援を受けることができない人間は、ふるさと納税を最大限まで活用し、住民税を節約しようと考えます。その場合結果として、仙台市の住民税の徴収は低くなると考えます。そこで提案として、ふるさと納税の活用を制約することにより、各種支援の年収制限を撤廃するというのはいかがでしょうか。これであれば仙台市、年収が高い世帯、両方にメ	ご意見として承ります。

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>リットがあります。もちろん、各種支援は自治体のルールではなく、国のルールであることは承知しておりますが、国の支援の不足分を自治体がフォローするというのがベターです。</p>	
461	<p>相談支援も施設系もわざわざ精神障害者の分だけ別枠でカウントするのはやめてください。障害者差別としか思えません。正当な理由があるなら、それをきちんと載せてください。</p> <p>以前、ある団体がうつ病について伝える小学生用の副読本を試作したのですが、「頑張らなくていいんだよ。」という一文が入っていたために、小学校の先生から、「児童には『頑張れ。頑張れ。』と教えているんです。そのような本は配れません。」と言われたそうです。障害についての正しい理解を広めようとする時、相手の年齢が低ければ低いほど難しいのが現状です。福祉教育プログラムやその教材を作成する際には福祉関係者はかりでなく、教育関係者も不可欠です。学校の先生を退職された方々等に、福祉教育アドバイザーとしてご協力いただけるような制度の創設が必要と考えます。</p>	<p>障害福祉サービス等の種類ごとの必要量や事業回数等について、国の基本指針において定められた項目の見込量を設定しております。そのうち、「第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」「4 見込量」「(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」においては、精神障害のある方の利用者数を見込量として設定しております。</p> <p>また、本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ「障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行います。」、「障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を促進します。」とし障害理解の促進に努めてまいります。</p> <p>引き続き教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで様々な手法を用いて障害理解促進に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
462	<p>障害者差別解消法では、障害学生支援は国公立大学では義務、私立大学では都方義務です。市で数値目標を定める等して取り組んでいただきたいです。また、障害のある先生にも適切な合理的配慮が必要です。障害のある児童・生徒・学生にとっては、良きロールモデルです。働きやすい環境の備が喫緊の課題です。過去の議事録で「障害を持った」という表現がありますが、障害を能動的に持って生まれる</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>令和6年4月から施行される改正障害者差別解消法では、私立大学等の教育機関を含む「民間事業者による合理的配慮の提供の義務化」などが規定されたことを受け、本市においても令和5年10月に独自項目として障害理解教育の推進などを追加し「障害者差別解消条例」を改正しました。本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、「地域における理解者の増加を</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>人はいませんので、実際に障害の事業者や支援機関の発言があったとしても、計画書に記載するのであれば、発言の内容を仙台市として修正して公表するべきだと思います。</p> <p>社会保障費削減の流れでの障害者の介護保障と高齢者の介護保険制度との統合には反対です、障害者の社会生活を奪われることのないようにしてください。</p>	<p>目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ、「障害理解サポーター事業」の実施や障害理解に関する特設サイトの活用等により、市民や事業者の障害理解促進を引き続き図ってまいります。</p> <p>また、基本方針4に関する重点取組では、障害者雇用率の引き上げを受け、企業に対する障害者雇用についての啓発等により、障害のある方の就労への理解醸成を推進してまいります。</p> <p>本市では「共生のまち・共生する社会」を理念に、本計画に基づき引き続き各種施策に取り組んでまいります。</p>
463	<p>障害者福祉計画に的を絞った市民向け講話会など、情報の発信によって、オーディエンスを増やすことで、情報の拡散ができないか。C Tを使った配の工夫やリモートでの講話会参加の呼びかけなど、情報を拡散すれば、色んな視点で物事を考える人も増え、意見も必然的に増加が期待されるのではないかな。</p> <p>様々な障害福祉制度について、隅々まで理解している人は実際少ないと思われ、よく知らないから質問もできない=意見の少なさの理由の一つと考える。</p> <p>障害者の問題が、身近な問題として浮かんでこないため、おおよその人は作られたものをそういうものだと思ってしまうのではないかな。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
464	<p>「交流の場の整備」に「障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求め声もある」とあるが、その他の交流とは何を意味するのか、わかるように文面を改めてほしい。</p>	<p>本計画中の該当箇所が判別できないため、中間案でお示しした内容で検討を進めてまいります。</p>
465	<p>「就労」という用語は制度上使用されているので変更は難しいと思うが、障害者に対して「就労」という言葉を使うのは、非正規や期限付きの仕事を前提としていることになると思うので、使用に疑問を感じる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
466	<p>幼少期から分断されることなく共に生</p>	<p>子どもの頃から障害理解について学ぶこ</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>き、全ての人が共生の方法を身につけることが重要であり、幼少期からの教育が鍵と考えるが、いかがか。</p>	<p>とは重要と考えており、本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1のとおり、子どもから大人まで様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めてまいります。</p>
467	<p>地域ケアのネットワークづくりとして、町内会・自治会、地域包括支援センター・障害者団体・医療機関・行政がそれぞれ課題を明確にし、連携して課題解決に向かう仕組みができるとよい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
468	<p>地域ケアのネットワークづくりについて、今までの方法で十分でないのならば、別の方法を考えなければ連携体制の推進にならないのではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
469	<p>各支援機関のネットワークを構築してほしい。また、進学から就労・自立へ向けてのサポートとして、障害者と職場を繋ぐメンター、金銭的管理ができる成年後見人、医療、学校などが連携して支援していくことが理想である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
470	<p>障害者の働く場、働き方は様々だが、単なる働く場としてではなく、本人が職場から必要とされ、やりがいを持って働くことができる場となるよう、環境整備や体制づくりが重要である。</p>	<p>障害者雇用促進セミナー等の機会を通じ、障害のある方が活躍する様々な事例等の周知に努め、障害のある方の就労への理解醸成を図るとともに、障害のある方や障害者雇用を行う企業に応じた相談支援を充実してまいります。</p>
471	<p>全ての学童で高学年まで受入れができる敷地面積の確保をすることで、新型コロナウイルス感染症予防にもつながり、子ども達の安全確保にもつながる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
472	<p>障害福祉サービス等に係る加算決定に伴う給付費の誤りについて この支給決定の加算誤りは深刻な問題であり、利用者や事業所に対して生じた過不足は避け難い誤りでした。このような事態を受け、今後は事務処理の強化と業務管理の改善が不可欠です。再発防止に向け、厳格な対策を講じ、利用者や事業所に対する誠実なサービス提供を確保するべきです。</p>	<p>障害福祉サービス等に係る加算決定に伴う給付費の誤りにつきましては、再発防止策等を含め、本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針5における重点取組の「障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上」として記載しておりますので、中間案の内容で検討を進めさせていただきます。 事務処理時の確認強化や関係部署合同での研修の実施などを既に講じているほか、業務執行体制など組織的な改善策の検討も進めているところですが、今後ともこうした</p>

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>不断の取り組みを進め、再発防止に力を注ぐことで責任を果たしてまいります。</p>
473	<p>たくさんの事業所がある仙台市なので、横のつながりも大切に、障害者の生活が安心できるものになるよう願っています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
474	<p>マンツーマンの支援は、時には弊害を生む。個別の対応を長く受けていると、本人が周りの人達に合わせることで自分の主張を抑えることを知らず知らずのうちにできなくなる。そして支援する側も本人の要求を無条件に受け入れてしまい、本人とやり取りすることが難しくなる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
475	<p>入所施設は大切な地域資源であるが、一部の人達は、施設にいる人が不幸で不自由であるという見方を持っている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
476	<p>障害を持っている方からの相談は多岐に渡っており、人手が確保できず断ることが多くある。必要とされる相談に応じられる人員確保のために、報酬の見直しや財政的補助を要望する。</p>	<p>適正な報酬単価の設定については、国が責任をもって評価すべきと認識しており、政令指定都市間で情報共有や国への要望も含めて検討してまいります。</p>
477	<p>制度や支援について、必要な時期に必要な内容をどこでどう得られるのか、わかりやすい窓口があると良い。</p>	<p>相談窓口の詳細については、本市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、より分かりやすい周知広報を引き続き検討してまいります。</p>
478	<p>仙台市では児童通所サービスが豊富である一方、保護者は安易に使えと考えると、家庭で過ごす時間が減り、家族との関りが少なくなってしまうことに危機感がある。学校卒業後は帰宅が早くなるため、子どもが家庭で過ごすことが難しくなる場合がある。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
479	<p>学齢期のうちから、少し先の生活を見据えた支援を保護者が考えていけるよう、関係機関で連携しながら働きかけていくことが大事だと思う。</p>	<p>アーチルでは開所当初より、「生涯ケア」の実現に向けて、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでおります。ご意見のとおり、今後はより一層、保護者が本人の成人期の自立を見据えた支援を考えていけるよう、周知啓発や支援者の人材育成のほか、関係機関の連携強化やネットワークづくり等にも取り組んでまいります。</p>
480	<p>障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支ささえあいながら</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	住み慣れた地域で生き活きと暮らすため、『自立支援の充実』『社会参加の促進』を図るしくみづは、解釈によっては医療モデルに基づいているように読み取れる。	
481	仙台市では紹介議員を設けた請願書でなければ取り上げられず、声を上げること自体が一般市民には敷居が非常に高い。	本市では、市政に関する建設的な提言・要望などを「市長への手紙」などの手段を用いて「市民の声」としてお受けしております。本市ホームページにて、制度概要も周知しておりますのでご確認ください。
482	活力あるまちは、一部ではなく多くの人々が興味・関心を持ち、意見を伝えることができ、自分達の声が伝わっていると実感できるまち。情報が周知され、誰もが発・参加できる環境づくりを望む。	ご意見として承ります。
483	機能回復のためのリハビリ等の受け入れ先があること（条件等含め）を一般病院でも知れたらよい。	ご意見として承ります。
484	強度行動障害等、様々な障害特性に対応可能な通所施設やグループホームの整備が、事者及び家族の支援に繋がっている。	ご意見として承ります。
485	6給付・手当等には何が含まれるのか給付や手当以外にももらえるものがあるのか。	本計画の「第3章 計画の方向性」「基本方針3 施策項目⑥給付・手当等」の関連事業として自立支援医療給付、心身障害者医療費助成、指定難病医療費助成事業、身体障害児者補装具費の支給、高額障害福祉サービス等給付費の給付等を位置づける予定です。
486	インクルージョンの説明が欲しい 中間案に対する意見の理由 なんでもかんでもカタカナを使うな。 市民が見て理解できる言葉を使おう。	表現については、資料編に「用語の解説」を設けて補足するなど、より分かりやすい計画の策定に努めてまいります。
487	どうしても障害者が身近にいる方や関係が深い方、理解のある方だけが協力者となるが、一般の方々への浸透をどう進めていくのが課題である。	障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を図り、また、障害のある当事者講師による講義・交流等を行う「障害理解サポーター事業」の対象を企業・地域団体に加え小学生まで拡大し、地域における理解者の増加に向けて、障害理解・差別解消の普及啓発を進めてまいります。引き続き教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで様々な手法を

No	意見の概要	本市の考え方
		<p>用いて障害理解促進に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
488	<p>災害時要配慮者支援について地震や風水害の災害時と違い、新型コロナウイルスについては感染症対策も必要となった。要配慮者は障害者だけではないが、万が一、濃厚接触者となった場合、一人暮らしの障害者は買い物頼める人も見つけられず、またコロナ禍の状況下ではガイドヘルパーも頼みづらい。いざという時にどのような対応ができるか具体的に検討し、平時にシミュレーションする等の施策を入れてほしい。</p>	<p>「第2章 障害のある方を取り巻く現状」に記載の通り、新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ非常事態において、障害のある方への配慮等について状況に応じて速やかに対応していく必要性を改めて認識しております。引き続き、災害・感染症等の非常時・緊急時の対応について、必要な取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、利用者の方々の日常生活を支援する事業者については、十分な感染防止対策を前提としてサービスを継続することが重要であるとの方針が過去、国から示されており、関係する通知については本市から事業者あてに周知を行っております。</p>
489	<p>商店ではセルフレジが増え、飲食店ではタブレット端末による注文システムを導入する店舗が増えてきた。視覚障害者は完全に排除されている。視覚障害者にも完ぺきに使えるセルフレジやタブレット端末を開発するか、確実に人による援助が受けられる仕組みを義務づけること。</p>	<p>情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例としては、視覚障害等の障害のある方が一人でセルフレジの操作をすることが困難な場合に、店員がサポートを行うなど柔軟な対応を行うことが考えられます。</p> <p>本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1の施策項目に記載の通り、多様な機会や媒体等を活用して、市民の皆様の障害理解を促進するとともに、合理的配慮の提供が行われるよう事業者への周知等を実施してまいります。</p>
490	<p>女性、子供、高齢者とあるが、その中に男性が含まれていないのは差別と感じるとともに、昨今差別されている対象をあえて狭めることで救済する対象者を絞っているように感じる。ジェンダーギャップ指数において、男女の差が世界的にも最下位に近いというのはあるが、幸福度指数で言うと女性は世界的にも幸福度が高いのに対し、男性は著しく低いことがわかる。障害とは社会によって阻害される関係性の障害と考え、特に日本男性は世界でも有数の孤独を感じる割合が高い国でもある。共生社会を自指すというのなら、今まで見捨て</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>てきた若年、中年男性にも目を向けるべきではないだろうか。私は発達障害ではあるが、周囲との関係性、幸福度を考えると女性の方が障害あるなし関係なく人間関係が築きやすいと感じるし、男性はただでさえ孤立しやすい特性でありながら障害によってさらに厄介払いされているようにも思える。自殺対策においても、男性の時はなかなか動かないのに女性の自殺率が高くなるやすぐに厚労省は動き出した。この社会に対しての不信感、男性をとことんまで排除し見ないようにするこの不信感は、今の時点で取り除かないと後々において禍根を残すことは韓国を見ても明らかのように思える。もう時間がないと思うし、禍根を残すのは騒動の火種を撒いてるのと一緒だし、実際その結果としてインセルや大量殺人といった事件によく現れている。禍根を残してはならない。</p>	
491	<p>本人の意思に反した、異性介助が行われることがないようにする取組が必要。そのためには、障害福祉サービスに、医療施設の身辺介助も含める必要があります。また、この取組を達成するために、福祉施設、医療施設ともに、入所者や入院患者の男女の比率に対して、職員の男女の比率に偏りがないようにすることが必要です。LGBTQなどの性的マイノリティの入所者や入院患者に対する対応もできるように、様々な性自認を持つ職員の雇用や、職員を対象としたLGBTQなどの性的マイノリティについての研修も必要です。この取組が達成できているかを、定期的には、調査する必要もあります。その際には、客観的な職員の男女の比率のみならず、入所者や入院患者に対して、本人の意思に反した異性介助が行われていないか、聞き取り調査、アンケートなどを行う必要があります。この取組が達成されていない福祉施設、医療施設には、改善のための指導や罰則も必要です。また、行政もこの取組達成のため、介護職員や医療職員</p>	<p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害のある方等が安心して生活できるように、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備することは重要と認識しております。本計画は、障害者保健福祉施策に関する事項を定めておりますので、医療施設の身辺介助については、記載しておりませんが、障害福祉サービスの質を向上させるための各種取り組みを通じて、必要な支援が提供できるよう推進してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>を増やす養成に、更なる支援をする必要があります。全ての人が本人の意思に反した異性介助が行われることのないようにする取組が必要です。また、本人の意思に反した異性介助は、これを受けた本人の心身に悪影響を及ぼします。(参照資料) 国際連合被害者の権利に関する委員会第27会期日本の第1回政府報告に関する総括所見外務省仮訳14 ページ 54番 (a) 施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ) 基準の実施及び公的及び民間の保健提供者による合理的配慮の提供を確保することを含め、全ての障害者に質が高くジェンダーに配慮した保健サービスを確保すること。</p>	
492	<p>計画を作ることに賛成。障がい者の自己実現のためにもしっかりと進めてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
493	<p>障がい者に対する対応だけではなく、障がい者も健常者も住みやすい日本にするような基本計画を作成していただきたい。障がい者に対して行うということは、大いにして障がい者が弱者であり、守るべき者という国の考えがあると考え、障がい者の中に特権という考え方を持つ人もいる。そういう障害があるから行きにくいのは国、都道府県、企業、健常者のせいだという意見をもつ障がい者がいる。なので、車椅子が通れる=小さい子が問題なく歩けるとかにした方がいいと思う。表示についても、日本語が読めない=外国語=点字のような考え方にしていけないと、いくら障がい者のためにとっても、そこには健常者と障がい者の間には、溝ができると思う。基本的な考え方を国で変えなければいけないのだと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
494	<p>公営住宅に限らず民間賃貸住宅の活用においてもバリアフリー化を推進すべきであり、そのために国土交通省との連携を強化した上で住宅セーフティネット制度の最大限の活用と、同制度における専用住宅や家賃低廉化推進の目標数値を具体的に</p>	<p>市内の民間賃貸住宅は、幅広い家賃設定となっており、入居希望者の実情に応じた選択が可能な状況であることから、本市では家賃低廉化補助は実施しておりませんが、住宅セーフティネット制度の取り組みの推進に向けて、賃貸住宅オーナーや不動産事</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>計画すべきである。公営住宅の新設がほとんどの地域で見込まれない中で、今後の住宅施策は民間賃貸住宅やUR物件等の活用が基軸となる。民間賃貸住宅でのバリアフリー化は住宅セーフティネット制度の中で「専用住宅」となることで補助金の給付や家賃低廉化の対象となるが、基準の高さや運用上の課題からなかなか推進しない現状がある。特に就労が見込めない人に対して家賃低廉化が進まないミスマッチな現状が現場では生じている。障害者に対する住宅確保を推進するのであれば、国土交通省と連携して福祉側からみた住宅セーフティネット制度の課題を共有しながら専用住宅の警備や家賃低廉化の具体的な計画作成に着手することを望む。</p>	<p>本市の考え方 業者への住宅セーフティネット制度の周知や関係団体、関係部局と課題や必要な取り組みについての意見交換などを行っているところです。</p>
495	<p>医療機関の受診拒否や合理的配慮に関する姿勢が、障害のある人の受療を妨げている場合があることをふまえて、改善を課題とする。障害を理由とした受診拒否や、合理的配慮の不提供が、しばしば起きています。施設主導で病院探しがされ、「不妊処置」手術をした病院があると報道されています。医療や治療にあたっては、本人が事情を知らされた上で同意する権利がふまえられるように、現状の検証と検討が必要です。国連障害者権利委員会から日本への総括所見においても、25条（健康）の項で、上述のことと重なる勧告を受けています。</p>	<p>令和6年4月から施行される改正障害者差別解消法では、医療機関を含む「民間事業者による合理的配慮の提供の義務化」などが規定されたことを受け、本市においても令和5年10月に独自項目として障害理解教育の推進などを追加し「障害者差別解消条例」を改正しました。事業者向けの「合理的配慮」に関するパンフレットを作成・関係各所への配布するとともに、Web広告等の媒体も活用し周知啓発に取り組んでおります。 本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針1において、「地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化」を重点取組の1つと位置づけ、市民や事業者の障害理解や差別解消を引き続き推進してまいります。</p>
496	<p>津久井やまゆり園での事件が記憶に新しいですが、障がい者への偏見や差別意識から地域から隔離し障がい者を一般社会から切り離してきたあり方を改めてほしいです。障害を持つ方々が健常者と当たり前に日常を送れる社会にするための法整備を望みます。飛躍しているように思われるかもしれませんが、ヘイトクライム</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>をなくすことも同様です。精神保健福祉の勉強をした身として、現在精神疾患を患っていますが、精神障害者の置かれた状態は、20年前でヨーロッパやアメリカと比べて30年遅れていると言われていたものが、全く前進しておらず、50年も60年も遅れていると思います。精神障害者を隔離し、拘束し囲い込む政策から、地域に出て、生活の中で療養できる法律と、人手と設備を整えてほしいです。</p>	
497	<p>加筆をお願いします。障害のある人が親になる、家族を形成することについて、それを国としてサポートする、保障するという文言を入れてください。障害のある人に対する性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ヘルツ&ライツ）を保障することを国として責任を持ってほしいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
498	<p>個への支援も重要ではあるが、「障害は社会側にある」という前提に立ち、まず、通常の学級の在り方を見直すことが必要であると考える。特別支援学級や特別支援学校といった所属としての別枠は廃止し、通常級への在籍を原則とした上で、支援教室・教員を設置して、誰でも教育的ニーズに応じて使うことができるような、柔軟なシステムが適切であると考えている。また、探究的な学習やSTEAM教育といった答えのない問いに向かって協働的に学習することは、学びの本質に迫るものであり、かつ工夫次第では誰でも自分の役割を持って参加できるという点においてはインクルーシブ教育とも親和性が高く推進する価値が高いと考えている。しかし、とくに公立中学校においては、高校入試と学習指導要領の内容の厚さの相互作用が障壁となり、推進しにくい状況にある。少なくとも公立の高等学校に関しては入学者選抜試験を廃止していただきたい。入試がある以上、中学校の現場においては生徒・保護者からも授業内容や学習評価が入試に</p>	<p>本市においては、いわゆる「障害の社会モデル」の考え方を踏まえつつ、子ども一人ひとりを大切にされた教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として特別支援教育を推進してまいります。</p>

No	意見の概要	本市の考え方
	<p>つながるものになってほしいというニーズがあり、学習指導要領の内容を終わらせることに追われ、探究的な学習やSTEAM教育など障害の有無に関わらず全ての人が参加可能な学びの時間をつくる余裕のない現状がある。その上で、引き続き分離教育を維持していく場合、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成や合理的配慮の提供については、校内委員会を必ず設置し、これを通して作成した上で、いわゆる「R-PDC A サイクル」の視点で定期的に見直しを図れるようにしていただきたい。</p>	
499	<p>駅無人化を条例で禁じること。民間でできない場合は市職員を出向させるなどして対応すること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
500	<p>仙台市の不祥事 1月11日に発表した「障害福祉サービス等に係る加算決定に伴う給付費の誤りについて」についての防止策等も計画に記載してはどうか。仙台市のミスは多きは異常。ミスをしないよう計画を立てて業務すべし。</p>	<p>障害福祉サービス等に係る加算決定に伴う給付費の誤りにつきましては、再発防止策等を含め、本計画の「第3章 計画の方向性」基本方針5における重点取組の「障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上」として記載しておりますので、中間案の内容で検討を進めさせていただきます。</p> <p>事務処理時の確認強化や関係部署合同での研修の実施などを既に講じているほか、業務執行体制など組織的な改善策の検討も進めているところですが、今後もこうした不断の取り組みを進め、再発防止に力を注ぐことで責任を果たしてまいります。</p>

※ ルビのうち「*」とある箇所は、文脈から適当と思われる読み仮名を振っております。